

第七十一回国会 商工委員会 議 録 第十一号

(三三四)

昭和四十八年三月二十八日(水曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村佐四郎君

理事 田中 六助君

理事 板川 正吾君

理事 神崎 敏雄君

天野 公義君

小川 平二君

木部 佳昭君

笹山茂太郎君

澁谷 直藏君

田中 榮一君

岡田 哲児君

加藤 清二君

佐野 進君

藤田 高敏君

野間 友一君

玉置 一徳君

出席国務大臣

通商産業大臣

出席政府委員

環境政務次官

環境庁企画調整

局長

環境庁水質保全

局長

農林大臣官房技

術審議官

通商産業政務次

官

通商産業省公害

保安局長

通商産業省鉱山

石炭局長

理事 左藤 恵君

理事 山田 久就君

理事 中村 重光君

稲村 利幸君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

塩崎 潤君

島村 一郎君

前田治一郎君

加藤 清政君

上坂 昇君

竹村 幸雄君

渡辺 三郎君

松尾 信人君

宮田 早苗君

坂本三十次君

船後 正道君

岡安 誠君

遠藤 寛二君

塩川正十郎君

青木 慎三君

外山 弘君

委員外の出席者

環境庁企画調整

局長公吉保健課長

環境庁水質保全

局長水質管理課長

環境庁水質保全

局長土壌農業課長

通商産業省公害

保安局長山課長

通商産業省鉱山

石炭局長政課長

参考人

(金属鉱物探鉱

促進事業団理事

長)

商工委員会調査

室長

山本 宜正君

山村 勝美君

松山 良三君

藤沼 美夫君

竹村 豊君

平塚 保明君

藤沼 六郎君

委員の異動

三月二十八日

辞任

大久保武雄君

補欠選任

前田治一郎君

辞任

大久保武雄君

補欠選任

前田治一郎君

本日

の会議に付した案件

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法

律案(内閣提出第六十一号)

金属鉱業等鉱害対策特別措置法案(内閣提出第

八〇号)

○浦野委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を

改正する法律案及び金属鉱業等鉱害対策特別措置

法案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。藤田高敏君。

○藤田委員 私に質問しようとするこの二つの法

律案につきましては、すでに同僚議員あたりから

多くの質問がなされておるわけでありまして、少

しくダブルの面もあるかと思いますが、政府の見

解なり今後の対策に向けて理解を深め、さらに確

認をする意味においてまずお尋ねをしたいわけ

であります。

昨日の政府答弁によっても、今後産業政策の立

場から、金属鉱山の育成それ自体については、国

内の探鉱を促進していくこと、あるいは現在の総

需要量あるいは総生産量に対する国内鉱山として

のいわゆる生産量を少なくとも現状程度は確保す

る政策をとっていきたい、こういう答弁であった

と思うのです。

具体的に申し上げますと、いわゆる現在総需要量が

大体九十四万二千トン、生産量が八十二万四千ト

ン、国内鉱山出分が十一万四千トン、大体国内鉱山

がここ三、四年半ばは横ばいの状態でありまして

が、この状態は銅、鉛、亜鉛というふうに見てみ

ますと、生産量に対する国内鉱山の比率が、銅の場

合が一四〇、鉛の場合が三〇、亜鉛の場合が三二

と、また総需要量に対する国内鉱山の比率は、そ

れぞれ一二、三〇、三二と、三二と、三二と、三二

とありますが、この程度の比率は将来に向けて確

保していく、そういう立場から国内金属鉱山の育

成に政府は対処する、こういうふうに確認し理解

をしてよろしいかどうか。

○外山政府委員 現在における国内鉱山の位置づ

けの数字的な内容は、大体いま御指摘のとおりで

ございます。いまおっしゃっておられました数字

も、ここ数年來逐次低下してきている数字になっ

ているかと思えます。私どもといたしましては、

現在の国内鉱山の状況を何とかこの程度のもは

維持していくということ、内容は高品位のものに

変わるにしましても、この程度のもは維持した

いというふうな考え方でおるわけでございます。

一方、需要の拡大のほうは、石炭と違ひまし

て、これからの引き続き非鉄の場合は伸びていく

と思えます。したがって、パーセンテージだ

けで議論をいたしますとまだ落ち目になるかも

しませんが、量的にはこの程度の国内鉱山はぜ

ひ残したいというのが私どもの希望でございま

す。

○藤田委員 私自自身が聞きたい一つの問題点に對

するお答えがあったわけですが、国内における生

産量の絶対量としてこの程度のもを維持、育成

していくという立場をとるのか、総需要量が将来

伸びていくという場合に、その比率において私が

先ほど指摘した程度の生産量を国内資源の確保と

いう観点から育成していくのか、どちらにむしろ

重点が置かれるのか。私自身の見通しからいけ

ば、いまの政府のとおる政策は、なるほどそ

ういう国内資源を確保するとは言っておるんだけ

れども、現実的な将来見通しとしては、海外にお

ける開発がどんどん進行していく、そちらへ重点

がかかってくる、そうすると、比率の面において

は相対的に国内資源の生産量というものはずっと

下降カーブを描くことになり得るんじゃないか、

このように見ておるわけですが、その見通しにつ

いてどうでしょうか。

○外山政府委員 数字的な見通しを申し上げるほ

どまだ明確な今後の推移をつかんでおるわけでは

ございません。しかし、先ほども申しましたよう

に、いまの国内鉱山でも、今後の国際競争力との

関係で見ますと、これをそのまま維持していくの

はやはりなかなかたいへんである、コスト的にも

問題が多いという山も含まれておると思えます。

一方、これからの探鉱助成を強化することにより

まして、より品位の高い山も発見できると思えます。そういったものが先ほど申しましたような鉱山等にリブレスしていくことも含めて、国内鉱山の積極的な活用をはかっています。この考えは、この次第でございまして、需要の拡大のテンポにもよりますが、その比率における地位はやはり低下するものではないだろうか、私はこう考える次第でございます。

○藤田委員 相対的な傾向値といいますが、方向は、比率の面において低下させるを得ないのにならうか、こういうことでありますが、私は、この金属鉱山の地下資源を確保するという観点から幾つかあると思うのです。いわゆる銅、鉛、亜鉛といふものがあらゆる産業の基礎的な資材になつておる。あるいは生活用品としての重要な役割りを果たしている。あるいはその他の条件もありまして、現状においても、比率の面においても、少なくとも現状とおりのもを確保するという産業政策上の対策が講じられていかないと、最近における商品投機機の現状に見られるように、買い占めだとか売り惜しみだとかいうような形で、いわゆる金属鉱物に対する一方的な価格のつり上げ、値上げというふうなものによって、国民生活が極度に脅かされるような事態が起ってくるのじゃないだろうか。そのためには、海外に向けての開発政策を進めることも大事でしようけれども、やはり国内における資源のほうを優先的に政府としては育成をしていく、そのためには新しい探鉱政策をもっと強力に進めていくというところに重点を置かないと、私は将来問題が起ってくるのじゃないかと思つております。

そういう点では、重点の置きどころを、政府としては国内資源の活用、確保に重点を指向するといふところに置くべきだと思つておるのですが、それについての見解と、あわせて私はこの際お尋ねをしておきたいのですが、電力とかその他のエネルギーその他については、政策としてはいろいろな角度から長期計画といふものを立てていきます。この金属鉱山の場合に、そういう長期計画という

ものは立てていないのかどうか。先ほどの局長の答弁にもありますように、大体傾向として低下させるを得ないというふうな言われても、そのカーブの描き方はどの程度になるのかというふうな点と、あるいは横ばいというのであれば、どの程度の相対的な横ばいになるのか、そういう意味における一つの長期計画といふものを策定する必要があると思つておる。見解を聞きたいと思つておる。

○外山政府委員 御指摘のように、国内鉱山は、こうした資源の安定供給という面から見まして、きわめて貴重な財産でございます。安定性という点でこれほど高い評価はないわけでございます。しかし同時に国際的な観点から見まして、残れる山、残れない山といふこともおのずから経済のベースではあり得るわけでございます。今後の非鉄金属の需要拡大に備へまして、いま法案の御審議を願つております金属鉱物探鉱促進事業団にいたしまして、四十三年度から、四十四年度で、画期的な制度の方向がえをいたしまして、海外の開発にも新たに助成策の新しい手となつたわけでございます。今後の需要拡大にはどうして海外の開発も非常に大事でございます。ただ、おっしゃる通りに、国内の鉱山の安定的な性格といふものは、私もきわめて重視しているわけでございます。先般来そういう角度でいろいろの対策の強化をはかつていきたいといふことを申し上げているわけでございます。したがって、国内鉱山に対する立場というものは、先生の言ひに、おっしゃる点とあまり変わつていないと私も考えているわけでございます。

一方、それなら長期計画でもつくつたらどうだ、こういう御指摘だと思つておる。私も実はまだ着任してそれほど長いことになつておりませんが、将来の国内鉱山のビジョンといふのはどうあるべきであらうかといふことを実は今後考えていかなければいかぬ、こう自覚しているわけでございます。いまいろいろな情勢の変化の中で、今後の国内鉱山の姿を具体的につかみまして、そしてそういうビジョンのようなものに結びつける

ような勉強をやつておるところでございます。いずれそういう角度の考え方も今後の政策を実現していく上において大事な目標になるのではないだろうか、こういうことで今後も勉強してまいりたい、こう思つておるわけでございます。

○藤田委員 政務次官にお尋ねしますが、いま局長が答弁のあつたように、国内の安定供給をはかるためにも、長期計画的なビジョンをつくることについての必要性については政府自体としてお認めになりますか、やる御意思がありますか。できるだけ早く策定すべきだと思つておるが、どうでしょうか。

○堀川政府委員 先ほど局長から答弁したことでもありますが、国内におきます探鉱にも私はある程度の制限といふことが、限界があるようにも思つております。したがって、今回大陸などを中心といたしまして探鉱をしようといふことで、探鉱船も建造にかつたようなことでございまして、したがって、国内はもちろんのこと、大陸などもひつくるめまして、日本が保有している資源といふものをできるだけ正確に、しかも良質なものを調査したい、このように思つております。ついでには、お尋ねの長期計画でございますが、その長期計画を立てる一つの準備といふものをもう一度正確にやつてみたいと思つておる。その準備ができ次第長期計画を立てていきたい、このように思つております。

○藤田委員 長期計画については早期に着手され、まとめられるように強く要望しておきます。さてそこで、私は最近大手の企業がほとんど第二会社方式といふことが、鉱山部門の分離政策をとつておる、ないしは別子、足尾に見られるように、わが国の代表的な鉱山が閉山のうき目にあつておる。こういう一連の現象を見ましたときに、いま私が指摘をしましたように、その絶対量においても、なるほど新しい開発を含めて現状ないしは現状以上の生産量を確保していきたい、そういう願望はよく私にもわかるわけですが、それとも、実際の問題としては、大企業自身が鉱山部門を分離し、極端な言い方をすれば見放していく、こういう

ような傾向の中で、その資本力において、あるいはこれは将来に向けての私の杞憂であればそれでいいわけですが、どうしても第二会社方式になつていきますと、労働者の労働条件の面においても大企業よりも劣悪な条件といふものが将来に向かつて起つてくるのじゃないだろうか。ということになりますと、この分離による第二会社方式によって資本力が弱くなる。そうしてそのことが労働条件の相対的な悪化といふものになつて労働力が不足する。こういうことになつてくると、そういう面から、企業それ自体の存立条件にも問題が起つてくるでしようし、先ほど指摘しましたいふ金属鉱物の資源確保という面についても、政府が考えておるような方向にはいかないのじゃないだろうかといふ心配が非常にあるわけですが、そういう心配はないのかどうかといふことですね。この点についてのお尋ねと、それから最近そのように大手企業が分離政策をとつておる。望ましい政策のやり方だと考えているのか、それともあまりよくない、困つたものだというふうな理解をされているのか、そのあたりの見解をひとつ聞かしてもらいたいと思つておる。

○外山政府委員 閉山とか分離の傾向があるの先行き心配でないのかという御指摘がまず第一点だつたと思つておる。閉山の場合には、主として鉱量が枯渇しているとか、これ以上掘つても労働条件が悪化するばかりで保安上の問題が非常にきつ立つてむずかしくなるとか、こういうことが動機になることが多くございまして、閉山の場合にはそういうことでございまして、分離の場合には必ずしも分離がそのまゝ閉山につながるというわけにはございせん。大企業からの分離といふことにつきましても御批判がございましたけれども、分離してできた会社そのものには、つまり山そのものは残つておるわけでございます。そしてそれが中小鉱山といふことになつておる。中小鉱山対策としての中小企業対策的な考え方の助成はまるわけでございます。それで分離した鉱山がその

ままやれるように私どもは考えているわけでございます。ただ問題は、分離等に伴って地域会社に影響があったり、あるいは労働問題に問題があったりするのを避けるような指導はしていかなければならない。そう思います。分離そのものが直ちに閉山につながるということでこれをやかく言う立場にはないというのが私の考え方でございます。

ところで、いまちょっと申し上げましたが、政府の見解というのは、結局企業がどういうかっこうで操業していくかというのはいくらでも企業自身の責任だろーと思ひます。最も合理的な形態を選んで、そして操業を続けていくべきであります。ただ、私どもから見ますと、先ほど申しましたように、あくまでも自主的にきめるべきものであるけれども、同時に地域社会への影響なり労働問題の処理なり、そういうことについては十分遺憾なきを期するような指導はしていかなければならない。また、そういうことに致命的な問題があるという場合には、あるいは中立的な見解から一歩離れて、分離政策そのものに對していろいろ発言することもあり得るかと思ひます。一応のたてまえは、企業があくまでも自主的に合理的な形態として操業していくべきで、その一環として分離ということがあつても、これはそれ自体がいいとか悪いとか申し上げるのとはどうかというふうに私は考えているわけでございます。

○藤田委員 きわめて事なかれ主義的な立場ではないか。なるほど聞きよによつては企業の自主性を尊重するということでも聞こえいいようにありますけれども、冒頭私が確認したように、少なくとも一定量の鉱物資源、地下資源というものは供給安定という立場からも確保していくのだから、供給安定という立場から政府として企業に對する誘導政策というものはあつていいのではないかと。企業が鉱山部門を分離して第二会社になり、資本力がそのことによつて弱体化しても、それがいきなり閉山に直結するとは私は思ひませんが、長期的な観点から見た場合はクッション付きの閉山

につながる公算というものが——大手企業が大きな資本力をもつてやつておると、第二会社にして資本力が弱くなつた形でやる場合とはおのずから違つた結果が生まれてくるのではないかと。そういう観点からいけば、いまの局長の答弁を聞くところ、この分離政策は悪いとも言われない、望ましいとも言われない、いわゆるやむを得ないといひますか、第三の立場をとるような答弁ですが、私はむしろ、やはり一定の国内資源を確保するという観点から考えれば、むげに——画一的にいま大企業がほとんど分離政策をとつておると思ひます。それについて、私は一定の歯どめが必要じゃないか、歯どめをしていくような誘導政策、そういう指導行政というものがあつてしかるべきではないかと思ひますが、それについての見解を聞かしてもらひたい。

○外山政府委員 あるいは繰り返しになるかと存じますが、大企業の鉱山分離につきましては、ただいま申し上げましたように、基本的には企業自身の問題である。それで企業がその経営方針あるいは責任体制といったような観点から行なわれるべきものだと思ひます。ただ、従業員の問題とか、あるいは地域社会への影響とか、そういうことに對する問題が特に好ましくない事態を発生する、そういうたようなことがある場合に、私どもとしては、十分な指導はしていきたいと思ひます。しかし、根本の企業のあり方という点で見ますと、やはり企業の自主性が尊重されてしかるべきではなからうか、こう思ひわけでございます。

○藤田委員 それでは角度を変えてお尋ねします。最近、去年の三月に三菱の尾去沢あるいはこれとし、四十八年には日本鉱業の日立、同じく花輪、同じく吉野、同じく釈迦内、同じく豊羽、あるいは去年の十月に同和鉱業の赤金というふうに、この一年ほどの間に七事業所にも及んでこういう分離政策がほとんど進行しておるというのは何に原因があるのでしょうか。それは経営上どういふところに問題があるのでしょうか。その理由がはっきりしない、政府としての国内鉱山に對するい

わゆる対応策というものは政策上も生まれてこないのではないかと思ひますが、どうでしょうか。

○外山政府委員 確かに最近の鉱山分離の例はいま御指摘のとおりでございます。私どもの聞いております限りでは、そのつど事情は、よく会社側からの説明は聞いておるわけでございますが、私はいま手元に詳しい個々の鉱山ごとの事情を持つておりませんが、大体はやはり鉱量の問題あるいは保安条件の問題というのが基本にございまして、さらには大規模経営の中でその山を続けることがいいのか、あるいはその山に集中して操業を続けていくのがいいのかというふうな会社側の判断もそこにあるようでございします。一々の事情につきましてはこまかく詳しく御説明すればよろしいわけでございますが、個々の内容についてはちよつといま持ち合わせておりませんので、それ以上のことはわかりませんが、大体聞いている範囲ではそういうことだと思ひます。

○藤田委員 私は、きわめて要領を得ない答弁だと思ひます。そういう理解で国内鉱山に對する一つの対応策といひますか、政策が策定されておるとすれば、私はたいへんなことになるのじゃないか、こう思ひわけです。

率直に言つて、それではさらに突っ込んでお尋ねしますが、大企業といひますか、大手には海外開発のすべてをまかす、国内鉱山は中小もしくは分離第二会社にまかしていくんだ、そういう方向を政府はきめておるわけですか。そういう一つのパターンといひますか……

○外山政府委員 そういう方針をきめておるわけではございません。大手としては、非鉄金属、地金の供給について、いろいろ長い伝統の中でその操業を続けてまいつたわけでございます。したがいまして、需要の拡大に備えて海外の開発にも積極的に進んでいくということは当然でございます。また、国内鉱山のあり方は、先ほど申しましたように、あるものはいままでどおり、あるものは分離するというか、こうで身輕にして操業さしていく。いずれにしても、国内鉱山に對する

する考え方と海外開発に對する考え方は、いま先生のおっしゃるような割り切り方を私どもがしてゐるわけではございません。

○藤田委員 そうすると、結局業界自身は、ある意味においてそういう方針を立てて、そういう路線に沿つて、この政策が行なわれておる、このように理解していいのですか。

○外山政府委員 業界も決つていまのような方針で分離をしたり海外開発をしていくわけではなくて、やはり個々の山ごとに企業の自主的な立場で判断をして実行している、こういうことだと思ひます。

○藤田委員 私自身は全くのしろうとですから、これは間違つた見通しかもわかりませんが、私は、いま提案されておるこの金属鉱山の鉱害の問題、こういう問題を出発点に考えてみると、いわゆる鉱業部門をかかえておつた大手の企業が、もうけるだけもうけた、使つただけ山は使つた、あとに残るのは鉱害のあとと始末だけだ、この鉱害のあとと始末は、いま局長が言つたように、今後経営を存続するにすれば、保安上の問題を含めて、企業負担というものが非常に大きくなつてくる、そうするとそこにメリットといふものが少なくなる、そうすればこゝで第二会社をつくつて分離をさして、負担のかかるものはもう別会社、そうして大会社の伸びていく発展の方向というものは海外の開発に重点を向けるのだ、そして安い鉱石を輸入して、そうして製錬部門重点主義で、いわゆる利潤を追求していくのだ、こういう一つのパターンがおのずから私は出てきておるのじゃないかと思ひます。そういうことを前提にしてこの鉱業政策をお立てになつておるといふことでは、私が冒頭確認をしたような、国内資源の確保をやつていくといふことは非常に弱小企業にだけ負担をかけていくようなことになつて、その目的を確保すること自体が困難になつてくるのじゃないかと思ひます。私はまじめに、ほんとうにすぶのし

らうとすけれども、どうも今度出されておる法

律案との関連において考えてみると、そういう道筋というものがおのずからできておるといふうに理解をせざるを得ないのですが、その考え方は間違っているのでしょうか、どうでしょうか。

○外山政府委員 国内鉱山の一定量の確保をわかつていきたという背景には、私も私もそう思っておりますが、何よりも現在の鉱山会社が、国内鉱山を持つことによる採掘技術の維持といいますが、優良な技術者の確保といいますが、そういった点がない限り海外の開発はおぼつかないのだ、したがって、国内鉱山については十分その重要性を認識すべきであるということをおわれれに對して強く叫んでおるわけでございます。私も、それが国内鉱山の確保するときの一つの考え方の根拠だろうと思ひます。そう言っている際に、いま先生のおっしゃるような行き方をはつきりと明確に打ち出して、国内鉱山はほとんど他に渡し、自分は海外開発にいくというふうなことに割り切った考え、方針を持っているというふうには私は思いません。

○藤田委員 しかし現実にはそういうふうにとんどうやっておるじゃないですか。そうして、きょうはそこまで時間がありませうけれども、海外に向けての開発というものは大手を中心にしてとんとんやって政府も是認しておるじゃないですか。一方では、わずか過去一年ほどの間に、いま指摘したような分離会社が進行しておるということになれば、さらに私は、ここ一、二年先になると、私がいま指摘したような姿というものが非常に明確に浮き彫りになってくるのじゃないかと思ひます。そういうことを、もう政府自身がそうなるのだということを是認されておるのであれば、そのことをはつきりここで明示されたほうがよろしいのじゃないか、こう思ひます。そのことが一つ。

それと、時間の関係でなしますが、鉱害防止との関係でいいますと、第二会社、企業を分離すれば何か鉱害に関する責任を免れるというふうな考えはないだろうと思ひけれども、もしあるとす

れば、私はここで一つ歯どめをかける必要があるのじゃないか。少なくとも、いままでも鉱害を発生してきた、その発生源者としての責任というものは、第二会社になっても免れることはできないと思ひます。そういう点からいくと、名実ともに企業体が変われば、社会的に問題が起ったときには親会社に責任があるのではなくて、いわゆる分離会社に責任が発生する、こういうことになると思ひます。私はその場合には、株を二分の一以上保有しておるような場合は、これはその鉱害についての責任は、親会社、従来の会社が負うのだというふうなことで、一つの折り目をつけていく必要があるのじゃないかと思ひますが、その点についての見解を聞かしてもらいたい。

○外山政府委員 分離するような話だけが大きく扱われますものだから、先ほどの御指摘のような傾向があるのじゃないか、あるいはそういう方針で企業はいるのじゃないかというふうにおっしゃるわけでございますが、同時に、四十五、六年以来、この大手の会社は探鉱の成果として幾つかの山を新たに操業開始している、開発をしているわけでございます。これはやはり先ほど申しましたように、あくまでも国内鉱山の確保をしていきたい、品位のいいものにリブレスしていくというこのあらわれでございます。新たに開発して着手している企業が四十五年以来でも数件ございまして、そういう点にもらみ合わせまして私どもは先ほどのようなことで考えているわけでございます。先生、御指摘のような傾向、会社が考え方を持っているということについては是認しているわけでは絶対ございません。

○青木政府委員 鉱山の大会社が分離をして子会社をつくった場合の鉱害に対する責任でございますが、従来の大手が移行していったことに伴う鉱害につきましても、民事の責任から申しますと、鉱山を移行していったときに起こった鉱害につきましても、その移行したときの鉱業権者が負うことになっておるもので、たとえ子会社をつくりましても、過去の大会社がやりましたことにつ

ましては大手の会社の責任になるわけでございます。それから、鉱害防止工事のほうでございますが、鉱害防止工事につきましても、鉱山保安法におきましてその義務を課することができるところでございます。したがって、分離した場合に、子会社が鉱業権者となりますから、鉱害防止の直接の責任者は子会社に移るわけでございます。しかしながら、子会社がそこで鉱害防止義務を遂行できなくなりました場合は、たとえば倒産というふうなことになる場合には、そこで鉱業権が消滅します。保安法の二十六条の命令をかけることに、よりまして、大手のやつた分につきましては、その大手にさかのぼって鉱害防止を命ずることができるところになりますので、分離によりまして従来の上は現在の制度ではないというふうなことを考へております。

○藤田委員 この分離政策に関連してでありましたが、いわゆる鉱害防止事業の關係で、今度出されておる法律によりますと、政府の融資によっていわゆる中小企業と大企業の場合、区分いたしておられます。これは先般ここへ四人の参考人を呼びましていろいろ意見を聞いたときにも、こういふふうに融資条件において、若干の差でございますが、こういう区別をすること自身が、先ほど私が指摘をいたしましたような分離を促進することになり得るんじゃないか、です。むしろこのようないことはやめて、同じ融資をするのであれば、利子の面において三・五％、融資ワックにおいて八〇％、そしてこの償還条件については十五年だったから十五年という同一条件にすることが分離政策自体に一つの歯どめをかけることになるんじゃないか、こういう意見が出されたというふうな記憶をしておるわけですが、私は、そういう参考人の、直接企業に携わっておる、あるいはそういった事業所内で働いておる労働者の代表の意見がそういうものであるとすれば、せつかくの政府の提案でありますけれども、この融資条件につ

ては、そういうふうな中小並みに大企業を含めて統一することのほうに望ましいのではないかと、こういふふうに考へますが、政府の見解を聞かしてもらいたい。

○青木政府委員 鉱害防止事業に対する融資の条件を大企業と中小企業で同一条件にしたかどうかという御意見でございますが、この融資の制度は、いろいろの制度がたぐさんございまして、横並びのバランスというものを当然考へなければならぬわけでございます。大企業の制度におきましては、大企業と中小企業との融資の条件は中小企業を優遇するという体系になっておりますので、この鉱害防止事業だけにつきましては中小企業の優遇をやめていくということは非常にむずかしいのではないかと考へます。もし非常に無理して統一するということになりますと、中小企業の優遇をやめて大企業並みにしたらどうかという意見も出てまいりと思ひますので、私もいたしましては、極力有利な条件をとりたいたいということで中小企業の優遇というものを制度上設けたわけでございます。横並びがございまして、やはり中小企業につきましても、本来の中小企業もございまして、ある程度優遇した条件ということが現実的には望ましいのではないかと考へております。

○藤田委員 私は一般的な政策論としては、御指摘というか、答弁にまつまでもなく、われわれの立場からいけば、むしろ中小企業、弱小企業に対しては、もっと思い切った優遇措置を講ずるべきだということをおわれ政策立案の基礎にしておるわけですが、金属鉱山の場合、非常に歴史的な条件が違ふ。そして、数日議論をされておるような経過から見ても、いま指摘したような同一条件をとることが望ましいんじゃないか、こういふふうに考へたわけでありまして、この点については、これ以上私のほうからも強く要請することは見合はせたいと思ひます。

そこで、次に移りますが、今度の法案に關係をいたしておりますいわゆる鉱害防止事業の期間の問題であります。これもいまままでの質疑の中で出

たかと思ふのですけれども、いわゆる公害防止の義務者が存在しておる場合は十年、不存在の場合は五年、こういうことになっていますが、被害を受けておる住民サイド、地域環境を破壊されておる地域住民の立場からいけば、公害防止の義務者が存在しておるという場合は、その責任において短い期間の間に早く解決しろというのが住民サイドの常識的な要求じゃないかと私は思うのです。そういう点からいくと、資金的なものに理由があつてそういうことにするのか、それとも別の理由によるものかは知りませんが、この公害防止事業の実施期間というものは、少なくとも五年くらいに短縮する必要があるんじゃないか。そうしないと、これは発想といひますか、考え方がいふと、私はどうもさか立ちしてゐるような感じがしてゐるのです。たとへば悪いですけれども、死んで、おらぬ人のあと始末は五年間でやれるのに、生きた人間があと始末するの十年もかかるんだ。生きた人間がおらぬから十年かかるのは五年でやれというのが、被害をこうむる側の住民の要求じゃないか。ですから、こういう防止事業を行なう場合、公害対策を講ずる場合は、被害者の側に立つてその対策を講ずることが非常に大事じゃないかという点から見て、これはぜひ五年以内に統一してやるようにやつてもらいたい、こう思うわけですが、これはひとつ担当局並びに政府を代表して次官の見解も聞きたいと思ふのです。

○青木政府委員 公害防止事業の義務者が存在する場合十年という期間が長過ぎるではないかという御指摘でございますが、私どものほうも一律に十年間のものをやつていけばいいというふうな考へておるわけではございませんので、公害防止事業の中には緊急性のあるものと、それほど差し迫つた緊急性はないけれども、将来のことを考へて安全のために防止事業をやつたほうがベターであるというものといふところがあるわけでございます。したがうして、非常に被害の出る可能性の強いものは、別に十年という長い期間にやらせるわけではなくて、即刻必要な手当てをさせる、それから現在被害は出ていないけれども、将来のことを考えると、安全上ぜひいつの日にかは手当てをしておくべき工事というのにつきましても、若干の余裕をおきまして十年間というところで緊急度に応じてこれをやるわけでございます。したがうして、緊急度のごく薄いものにつきましても、五年という期間はいまだの長い間の蓄積でございますので、企業の負担も非常に大きくなりますので、その辺の事情を勘案しまして最終的には十年というふうにきめたわけでございます。緊急のものとは別に十年を待つまでもなく即刻やるものもございますし、二、三年のうちにやらせるものものもございます。その辺の緊急度に応じてその考え方の基本的な基準は、基本方針で出しているつもりでございます。

○堀川政府委員 先ほど局長が説明しましたことと大体要約しておると思ふのでございすが、要するに、鉱山を経営する者は、すべて公害防止の義務を本来的に背負つておるものであります。したがうて、鉱業権者が存在しておる鉱山は、実は公害防止事業を絶えずやっておかなければならぬ。しかしながら、先ほど申しましたように、緊急性のあるものは十年とかなんとかという年数にこだわらず、即刻措置をせしめなければならぬ、こういう精神であります。したがうて、十年という年数に私はあまりこだわつていたかなくていいのではないかと思ふのでございすが、それと逆に鉱業権者が存在しないところこそ、これこそ早急に実施しなければならぬといふので五年といふふうに縮めておる、こういうふうな考へていたのだらうと、このように思つております。

○藤田委員 私は、緊急性の問題からいいますと、実に理屈に合わない答弁をされておると思ふので、緊急性のある事業所といひますか、そういう公害防止事業をしなければいかぬ地域といふのは、これは義務者が存在しておるものと不存在の場合であらうと緊急性については同じじゃないかと思ふのです。それは不存在のところでも緊急に処置しなければいかぬところもあるでしようし、また、義務者が存在しておるところでも緊急に手をつけなければいかぬところもあるんじゃないか。そういう意味からいけば、これは企業が公害防止事業をやる場合に、資金的、経理的負担の面で、十年ぐらゐにしてみたら困るという業界筋の要求があつてこういうことになったのか。私は、そういう条件をえなければこれは五年以内には足並みをそろわすことは考へ方として当然ではないかと思ふのですが、これはどうでしょう。

それといふ一つは、時間の関係でまゝお尋ねしますが、今回の場合の蓄積公害に対しての融資は、いわゆる十年間の場合でいけば二百六十四億、こういうことになりまふ。ことしの予算に組んでおるものが、私のこの資料で間違いないとすれば、四十八年度は融資関係で十一億、そしてこの利子あるいは保証基金の関係で約一億といふので、十二億程度のものが予算措置としてなされておるわけですが、融資の面で十億や十一億なんといふのは、こういうた公害防止の事業をやる費用としては、経理負担なんといふもののワケには入らないのではないかと。また、財政的処置をする場合にも、このことによつて政府はたいへん力を入れたといふようなことにもならぬじゃないか。ですから、期間をかりに五年に短縮したつてその倍でしよう。期間を五年に短縮しても倍ですから、その程度は政府の姿勢いかんによつて業界筋も協力するんじゃないかと思ふのですが、どうでしょう。

○青木政府委員 公害防止事業の達成の目標期限でございますが、これは短ければ短いほどいいというところはもちろんでございすが、ただ、国がやります場合と企業がやります場合に若干の差がございしますのは、国がやります場合のほうがどちらかと申しますと、従来の経験から申しますと、緊急性のある被害が出てゐる工事が非常に多く最近ございしましたので、その点を踏まえまして、五年間で一応その緊急性のある分につきましては一通したいといふこととございします。企業の分につきましては、もちろん早いほうがいいのでございしますが、極力緊急性のあるものを重点的に先に行なうことによりまして、住民の立場に立つて、非常に危険なものなるべく早い期間に済ませるといふ方針はもちろんなるわけでございますが、義務者の存在する場合には、ある程度その危険が薄くても、義務者のあるうちにいろいろな危険性を考慮しまして、万全の防止工事をさせたいために、いまだ非常に危険ではないけれども、将来危険を生ずるおそれのあるものにつきましては、ある程度期間をかけてもつちりした工事をさせたい、極力義務者にそういう万全の措置までとらしておくといふ方針もございします。全体の事業量から見まして相当な量にのほりますので、企業の負担も考へまして十年というふうにしたわけでございます。

○藤田委員 これは五年に期間を短縮することについて、なぜそのようなことができないのかという特別な理由があれば聞かしていただきたいと思ふのと、私の解釈からいけば、今度休廃止鉱山数は、通産省のほうから出されておるこのパンフでございしますが、全体として休廃止鉱山が五千三百七十七で、そのうちで公害がありと認めておるものが三千五百六十八、そのうちで実地調査済みのものがわずかに千三十八、資料推定によつて公害はないだらうと推定したものが千四百六十九。そうすると、公害があると見られておる中で実地調査が済んでないものが二千五百三十、資料推定によつてこれはないだらうと目されるもの千四百六十九、合わせてまだこれ四千四十九の四十九、私はむしろ、いまの局長の答弁からいって、緊急性があるか、それと一定の時間をかけてやつても、極端にいへば十年ぐらゐの時間をかけてやつてもいいものというふうな區別をすること、調査のおくれしておるもの、もしくは資料推定によつて公害がないだらうと目されておる、ラフな数字ですが、約四千の事業数です。これはある

意味においては、時間をかけて——資料推定によつて鉱害がないだろうと目されておるところ、こういうものは十年ぐらいかつてやつてもいいのじゃないかと思うのです。しかし、鉱害があるだろうというので、この資料にも三千五百からのながありまますよといつておるところは、やはり私は五年以内ぐらいに処置をするような方策を講ずるべきじゃないか、こう思うわけですが、どうでしょう。

それとこの機会に、これもすでに質問があつたかも知れませんが、資料によつて鉱害がないだろうと断定し切れることは問題があるのじゃないか。少なくとも千四百六十九の資料推定による鉱害なしと推定しておる分についても、全部これは実地調査の対象にすべきだと思いますが、どうでしょう。そういうものを含めてやるとすれば、いま政府が予算措置を講じてやろうとしておるこの計画分に入つておるものはむしろ優先して五年以内に繰り上げてやつていくというぐらいいなかなめでやらないと、この鉱害防止について、いわゆる国民の立場、鉱害被害を受けておる者の立場からいけば、問題の解決にはならぬのじゃないか、こう思います。どうでしょう。

○青木政府委員 ただいまの御質問のその数字に対して申し上げます、資料によつてないと推定しておりますものは、従来掘りました鉱種その他から見まして人体に有害である物質が出ていないということがほぼ推定されるものでございます。しかしながら、これもやらなければいけないのではないかと御指摘でございますけれども、これは前の、その表の三のところの「県委託調査」というところに書いてございまして、三千三百四十九全部につきまして、資料によれば問題ないことになっておりますが、念のためにやるといふことで「調査B」と書いてある千四百六十九も県の調査をしていただきます。県の調査で危険があるという場合には、保安監督局の精密調査をいたしますということにいたしておりますので、調査は時間ばかりかかりますが、すべての鉱山についてやると

いうことになっております。

それから、資料により推定してあり得るということでございますが、これは従来掘りました鉱物の種類から何らかの被害が出てくる可能性があるという推定でございますが、これは十分調査いたしまして、有害物質が出てくるか出ていないかを調べるわけでございます。ただ、すべてが緊急に処置を要するものとは私ども考えておりませんので、なるべく被害の出る危険性の多いところから手をつけまして……（藤田委員「実地調査をしてみなければわからぬじゃないか」と呼ぶ）実地調査をした結果、必要性の高いところから手をつけてまいるという方針でございます。

○塩川政府委員 藤田先生の御懸念は、私はもつともだと思つております。その二千五百幾つのうちで千八百というのが県の委託調査になっておりますね。したがって、これからは通産省といたしまして、その県に委託調査をしておりますものをもつと掘り下げていって、おっしゃるようになります。できるだけ期間は短縮して鉱害防止措置を講じるようにやつていくことが本筋だと思つております。そういうふうな観点に立ちまして、公害保安局等も懸命の努力をしていくことを申し上げておきたいと思つております。

○藤田委員 私はあとに公害関係のPPPの問題が一つありますから、この問題はこれで終わりますけれども、いまの公害保安局長の答弁を聞いておりますと、私ちょっと奇異に感じるのです。さういふのは、鉱害ありと前提を置いておる個所数が約三千五百くらいあるという場合、きのうでしたか、カドミで東京のどこかが新聞記事が出ておりましたけれども、ここには鉱害はないだろうと思つておつても、専門的に調査をすればさういふ鉱害があるかも知れぬですね。これは調査なくして発現なしということがありますが、現実には実地調査をやらぬで、そしてここはないだろう、この鉱害は薄いだらう、ここはやはり緊急性があるだろうなどという区別は、一定の科学的調査を前提として初めて区分けができるのじゃない

か、こう私は思うので、これは十年間というふうにする、これだけ世の中が早いテンポで動いておるときですから、かりに十年ということになるにしても、実施計画としては五年くらいでやつてしまふのだ、さういふ実施方策というものをとつてもらいたいと思う。人間ですから、法律で十年だから、私はこれはぜひひとつ五年以内ぐらいにやつてもらいたい。そして調査を終わつてないところについては早く調査を完了して、この対策に向けての基本方針というものを明確に打ち出してほしい、このように思いますが、どうでしょう。

○塩川政府委員 先ほど局長が言つておりましたのもさういふ趣旨を含んで言つておるのでございまして、要するに、先ほど私からも申し上げましたように、調査をしております中で千八百というのが概査と書いてあります。そのように精密な調査が実は行き届いておらないということは御指摘のとおりです。したがって、まずその実態を一刻も早くつかむということが大事だと思つております。これにつきましましては、単に県に委託調査をするというだけではなくして、やはり政府あるいは政府関係機関の全力をあげてそれに投入していくべきだと思つております。したがって、十年という年数もわれわれは別にこだわつておるわけではございません。十年あるからその間でやればよいじゃないか、そんな気持ちにはさらさらございませんので、できるだけ一刻も早く措置を講じていかなければならぬと思つております。それにつきまして、その前提となる調査に全力をあげていきたい、このように思つております。それに伴つてできるだけ早く鉱害対策措置が講じ得られるように、対策を講じていきたい、このように思つております。

○藤田委員 それでは私はその点については強く要望をするということにして終わりますが、最後に、昨日、同僚の川俣代議士のほうから質問をした汚染者負担の原則、いわゆるOECDにおけるPPPの原則の解釈の問題について伺います。環境庁の局長の御答弁では、今回の場合でい

ば蓄積鉱害にもこのPPPの原則が適用されているのだ、いわゆる汚染者が自分のダメージに対して支払わなければならないということについて、このPPPの原則というものが適用されるのだ、こういう意味の答弁があつたと思うのですが、解釈、受けとめ方として間違いないでしょうか。

○船後政府委員 PPPにつきましては種々の解釈があるわけですが、OECDの閣僚理事会で採択いたしましたガイディングプリンシプルの方針をいたしましては、まず基本的に環境汚染に伴ひまして外部不経済が生ずる、この外部不経済を内部化しなければならぬという経済原則でありまして、具体的には環境汚染防止あるいは抑制装置に伴ひ費用は汚染者が負担すべきである、そのようにいたしまして、費用はコストに反映されるべきである、したがって、原則といたしまして補助金はこれを禁止するという趣旨のものでございまして、公害に関連いたしまして、このような未然防止という費用と、いま一つは、日本で現在一番問題になっております、すでに環境が汚染されたことによつてそこに被害が生じておる、その損害賠償なりあるいは原状回復という問題があるわけでございます。これにつきましては、このようなPPPの経済原則以前の問題でございまして、むしろ民事上の責任の原則である原因者が負担することが当然のことであるという趣旨を昨日申し上げたわけでございます。

○藤田委員 このOECDのPPPの原則に関連して、いまのこの法案審議にも関係するわけですが、OECDの環境局長をしておりますロドリック博士という人との間に、日本の業界といひますか、BIACというのですか、日本委員会の主催で三十二回のOECDの懇談会が開かれておるわけですね。それに対して、いまの解釈についてどういふ端的な質問がなされておるわけですか。「日本では目下救済基金を作る試みがある。政府の考えでは、OECDにはPPPの原則があるの

ダメージ回復のための金だから、PPPの原則に入らぬと思うが、どうか。こういう質問に対して局長は、「その意見は正しい。公害防止とコントロールのために使われる金の原則は、環境資源を合理的に処理して、貿易投資にゆがみをつくらぬことが大事であると考えている。汚染者の負担は、環境が受け入れられる状況を作り出すためのもので、人間を含んだ環境が受け入れられるものだと解釈することは、条文の初めの意図にはなかった。」という答弁が一つあるわけですね。

それともう一つは、これはもう今度の鉱害防止の法案に直接関係するのですが、鉱山の業界代表ですね。私は鉱山を代表する業界のものであるが、鉱山においては過去の排出による蓄積の問題がある。いわゆる蓄積鉱害の問題ですね。ということでは質問をして、いわゆる「鉱山地帯は自然に重金属類が沢山含まれている地域なので、ともすると自然汚染を含めて企業負担がかけられる傾向がある。人為汚染との区分は極めてむずかしい」と思うが、費用負担の場合に、自然汚染分は是非めん除さるべきだと考えている。この点費用負担にあたってどう考えるか。という質問に対して、「原則として公害防止の費用は汚染者負担と考えているので、過去のダメージはふれない。政府や住民からの圧力でそうなるかも知れないが、OECDでは、そこまで現在のところにはふれていない。あくまでも、コントロールの費用であって、ダメージの費用は含まない」と考えている。こういうふうに答弁をしておられるわけですね。ですから、OECDにおける公害防止のこのPPPの原則というものは、通商政策上あるいは貿易政策上の一つの原則であって、日本だけなら日本のように、高度経済成長の中でこれだけ生活環境が破壊されるような公害問題が起きている。

そこで、人に対する被害あるいは救済の問題、そういう問題については、これ以上に別のきびしい基準があつてしかるべきじゃないか。ですから、このPPPの原則があるから、今回のこの法律案でいえば、蓄積鉱害に向けて国が、公機関が一定

の財政援助といいますが、補助金といいますが、そういう負担をすることはいけないのだというところにならぬと思うのです。これは解釈上の問題ですから、いま聞いておるのは、対応のしかたの問題については、私は別に考えがあるわけですが、このOECDのPPPの解釈の問題として、きのう政府が答弁したこと、あるいはいまここに紹介したように、政府の見解というものは、解釈上誤っているのじゃないかと思うのですが、これはどうですか。この解釈を統一しておかないと、この蓄積鉱害に対応する場合の政策上の対応策が間違つてくると思うのです。きのう川俣健二郎代議士の答弁については、私はどうもここで業界代表が質問しておるのと同じような答弁だったと思うのですが、どうでしょうか。

○船後政府委員 PPPの考え方を国内政策上どのように具体化していくかというところは、これは各国政府の問題でございす。少なくともOECDで合意されました限りにおきましては、先ほど申しましたように、環境汚染のコストをその汚染者が負担することによって経済に内部化するという大原則をうたつておられるわけではございす。その手段といたしまして補助金ということが考えられるわけではございす。補助金政策を用います場合には、資源配分上あるいは所得配分上のゆがみを起すのみならず、国際経済上に著しいゆがみを引き起こすおそれがあるもので、そういう補助金は併用しないというのを各国政府が合意したというものが、少なくともOECDの合意のワケ内に縛られる問題であらう、かように考えるわけではございす。

そこで、いま先生が御紹介されましたように、OECDのロドリック局長も述べておられますように、このOECDの場で議論されましたのは、主として環境汚染の防止のコストという点でございまして、すでに生じておる被害というものは、これはなかなか一般原則として取り上げにくいし、同時にそれはまた経済原則の問題ではない。それは民事責任を踏まえた賠償責任がだれにあるか、

あるいは現状回復の義務はだれにあるかという問題として律しられるべきであつて、この経済原則の中には直接損害賠償のことは触れていないわけではございす。しかし当然のことながら、未然防止のコストが原因者によって負担されるべきであるならば、未然防止ができなかったことによって生じた損害も原因者が負担すべきであり、かつまたわが国の民法におきまして、不法行為によつて損害が生じたという場合にはその原因者が負担するというのは、これはもう当然の原則であると考えております。

○藤田委員 民法上の解釈なんか聞いているんじゃないのです。国内での鉱害防止に向けて汚染者負担の義務というふうなものについては、私は私なりの考えは別にあるのです。問題は、昨日から問題にしているOECDにおけるPPPの原則について、その解釈を聞いていたわけですね。その解釈が政府間においても一致していないのじゃないか。きのうの答弁によると、そのものずばりで聞けば「ダメージ、すなわち環境破壊を元に戻すコストを汚染者が負担せよ」といわれていない。また、治療費用をとれ」ともいっていない。こういうこと、このロドリックというOECDの環境局長は答弁しているのです。ですから、そういうものがこの解釈どおりであると、環境庁なり政府は理解をされているのかどうかということを聞かしてくだされ。それだけではないです、民法上の解釈なんかわかつているのだから。

○船後政府委員 私、再三申し上げておりますように、OECDのガイディングプリンスブルの中には、汚染によって生じた損害賠償の問題は触れておりません。

○藤田委員 それでは、もう時間がきましたから終わりますが、私はそういう解釈でいけば、蓄積鉱害に向けての対応のしかたについてもそれなりに対応のしかたがあると思います。しかし、きょうはもう時間がありませんので、関連質問の渡辺議員に譲りますけれども、私は時間があれば、その対応策の問題についてあとでまた発言の機会を

求めたいと思います。

○浦野委員長 渡辺三郎君から関連質問の申し出がありますので、この際、これを許します。渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 簡単な問題ですが、関連して質問させていただきます。いま藤田委員のほうから質問がございましたが、それに対して通産政務次官は、できるだけ期間を短縮するように今後は努力をしようといきいたし、また当局でもそのような努力をしようといっている、こういうふうな御答弁がありました。それから局長は、県に対して御質問を申し上げたいというの委託の調査について触れられました。

これに関連して私は御質問を申し上げたいと思うのですが、昨日、この商工と公特の連合審査の際の質疑応答を調べてまいりますと、非常に重要な問題が一つあると私は思うのです。それは昨日、庄司委員が山形県南陽市の古野川流域の農地の土壌汚染の問題について質問をされました。これに対して藤田説明員それから松山説明員がそれぞれ実情についての答弁をしておられるわけですが、それにもかかわらず、この答弁の内容は、私、非常に重要な問題があると思うのです。しかも、これは故意に事実と反した答弁をしておるのか、あるいはまた、政府自体が全く知らないでそのような答弁をしておるのか、この問題が非常に重要だと思ひますので、この点にしばつて私は質問を申し上げます。ですからお答えをいただきたいと思ひます。

きょうは環境庁はおそらく関係の方は出ておられないと思ひますから、それであれば別な委員会で機会を改めてお聞きをしたいと思ひますけれども、まず通産省関係でお聞きしたいのは、いま申し上げました古野川流域の農地の土壌汚染の問題につきまして、仙台の鉱山保安監督部では何回も調査をしておる、そしてその上流にある鉱山四つを調査した結果は、鉱山保安監督部検査では基準をオーバーしておらない、このような答弁がきのうありました。これは間違ひのない事実であるかどうか、あらためてお伺いしたいと思います。

○警沼説明員 お答えいたします。

昨日申し上げました調査の結果でございますが、四鉢山を対象として調査をいたしております。そのうちの一鉢山は現在操業をしている山でございますが、ここからの廃出水については中和処理その他の対策を講じております。それからそのほかの三鉢山につきましては、これは廃山でございますが、これに対しましては調査をいたしまして、調査の結果をいたしましては基準をオーバーしておらないと聞いております。

○渡辺(三)委員 そうしますと、仙台の鉢山保安監督部での調査では基準をオーバーしておらない、こういうふうにいま明確に答弁をされたわけですが、いま事務局から聞きますと、環境庁の責任ある方が参議院の予算委員会でも答弁中のようにありますからきわめて残念でありますけれども、昨日の山形説明員の答弁は次のようになっております。四十五年に農林省の調査をやった。その結果、カドミウムを一PPM以上含有する米が検出をされておる。土壌汚染防止法が四十六年の六月から施行をされたので、環境庁は、山形県に補助金を出して、この地域の約百五十町歩について、防止法の対策地域の指定あるいは対策計画の樹立のための精密な調査をした。このように答弁をされて、その結果を県は四十七年の三月二十八日に公表をしている。その公表の内容としては、六十

点調査のうち、米のほうではカドミウム一PPM以上含有が一点だけ検出された。したがって、四十七年度は、この結果、その地域については休耕をしている。こういうふうに言っておるわけでありませう。

ところが、これはおそらく政府は御存じだと思えますけれども、この三月に行なわれた山形県議会での公害特別委員会の追及の中で、いま政府の山形説明員が言われた内容に反する、すなわち一PPM以上は一カ所だけだ、こういうふうには県は報告したけれども、実際は四カ所以上あったという事を明らかに県当局も認めておる。そうしますと、この一カ所については休耕をしている

というふうに言いますけれども、他の三カ所は休耕をしておらないのですから、この四十五年度の産米は流通機構に乗っていると私は思うのです。そうすると、国民のだからがその米を食っておる、こういうふうな結果になるわけですね。このような事情がすでに現段階では明らかにされておるわけですが、政府は、その後、山形県からもいろいろ事情を聞いたというふうに言っておりますが、その内容が依然としていま私がここで申し上げましたような内容の報告であるとするならば、これは食品衛生法の第四条の違反にもなる問題でありますし、きわめて重要なのではないかと思います。

そういうふうな実態がいま各県に残存しておる休耕止鉢山の鉢山の事態だと思っております。これではせっかくいま法律を改正し、あるいは法律を新しく制定をして休耕止鉢山を含めて強力な鉢山対策を進めようとしておいても、先ほど局長からも御答弁がありましたが、県にも委託をして綿密に調査するのだというふうに言っておりますけれども、このようないまの実態では、その委託調査というのは信用できないというふうにならざるを得ないと思っております。そういう点を一体どのようにお考えになっておられますか、明確に御答弁をいただきたいと思っております。

○青木政府委員 私どものほうの調査は、土壌の調査またはその作物の調査等をやるわけではございませんで、休耕止鉢山の中におきます堆積物の状態、それからそこから流れ出てまいるであろう水の採取をいたしまして、そういうものに對する調査を県に委託するわけでございます。その辺の調査の結果、これはどうも有害物質が出てくる危険性がありと判定されたものは鉢山保安監督局からまた出向きまして、その水質なり堆積物あるいは坑口の状況なりを詳しく精査いたしまして、どういふ鉢山防止工事が必要かどうかを判定する、こういう段取りになっているわけでございます。したがって、たくさんあります鉢山でございますので、県に對して依頼いたしますのはそういうおおむねの調査、それから重要なところの水質の採取、こういうことを依頼するわけでございます。

調査、それから重要なところの水質の採取、こういうことを依頼するわけでございます。

○渡辺(三)委員 関連質問ですけれども、環境庁あるいは農林省その他のそれぞれの責任者が来ておられないから、私はこれ以上申し上げませんけれども、いま局長が答弁なさったようなことは、私わかつておるのです。これはいままでずっと質疑応答を繰り返してきたわけですから、しかし、現実には今度の法律ができて、事業団が関係各官庁と緊密な連携をとられながら国民の命と暮らしを守るという観点でこの法案が提出されているわけだと思っております。だから、たとえば公害保安局のほうでは、いまおっしゃったような観念の権限しかございません、あるいは仕事の領域はそれだけです、こういうふうな簡単にいってしまうけれども、われわれ国民の側から見ればそんな簡単なものじゃない。現実にはそれが汚染されて、そうしてたとえば米のような場合は、いま例をあげましたけれども、人間の口に入る、こういうふうな問題なので、これをなくするための今回の法案提出でしょう。そういう点からいいますと、これはもうきわめて不十分な状態のままの調査でいまままで来ておるのだ、あるいは今後もういふ危険がなしとしないのではないかと、こういうふうな心配を私は持つわけでありませう。この件が追及をされて、初めて隠しておいた資料をありのまま報告をしたという責任の問題であるとか、あるいはそのごまかしの報告をそのまま正しいものというふうな受けておった環境庁の問題、あるいはまた、やかましく言えば食品衛生法の違反にもかかわるような問題については、私は機会を改め、あるいは場所を改めて、その道の責任者にそれぞれ質問をいたします。

しかし、いまここで議論になっておりますのは、先ほど私が繰り返して申し上げましたように、国民の健康を守る、こういうふうな問題にかかわる法案の審議をいたしておるわけでありませうから、そういう点については、通産省としても十分に手の届くような指導と完全な調査を行なうていただくように特に強く要望いたしたいと思っております。この点について次官のお考えを最後にお聞きしたいと思います。

○塩川政府委員 先生の御心配は県当局が調べたものと政府関係が調べたものとに食い違いがある、そういう場合にはどうするのか、したがって、そういうふうな調査ではけしからぬではないか、こういう御趣旨でございます。こういう調査に際しましては、取り扱いますその対象試料あるいはそのときの条件等によりまして間々食い違いがあることがあるのでございますが、そういう食い違いをそのままにしていくということが実は不安なのでございますけれども、今後、実際に起こりました山形県の問題等につきましては十分に事後の調査もやってみたい、このように思っております。

○渡辺(三)委員 質問を終わりたいと思っておりますが、いま言ったような実情で、実際はいま非常に鉢山がひどい、そういう危険性もある、こういうふうなところが案外見落とされて、十年間に全部その危険をなくすというふうになっておるわけでありませうけれども、そういう点が案外見落とされて、あそこはいたしたくないじゃないか、先ほど藤田委員も質問しましたように、これは鉢山の危険度合いというものが非常に薄いんじゃないかというふうなことが、いつまでも対象に指定されない。こういうふうな形になりますと、非常に重要な問題で、国民の食生活にも影響を及ぼすような悪い結果もあるいは考えられないこともないわけでありまして、そういう点ひとつ十分に御調査いただき、万全の対策を進めていただきたいと思います。

以上をもって、私の関連質問を終わらさせていただきます。

○浦野委員長 近藤鉄雄君。

○近藤委員 日本の産米が驚異的な発展を遂げたことは、まさに周知の事実であります。私たちは、この産米発展のこれまでの実績を非常に

○近藤委員 やはり海外価格のほうが安いというお話でございますけれども、それは日本の国内の採掘技術なり製錬技術が国際的に劣るから高くつくものかどうかが、言いかええますと、日本の採掘技術なり製錬技術は国際的に比較してみてもどのような水準にあるかということが一点、さらに今後こうしたものの技術革新を進めることによって日本の国内の非鉄金属の生産費を安くすることが可能かどうかについて承っておきたいと思ひます。

○外山政府委員 鉱物資源のコストというのは、鉱石の品位とか資源の賦存状況等によりまして非常に変わってまいります。したがって、国内生産コストをつかむわけにはなかなかいかないわけでございます。ですから、非常にコストの安い山から高い山までいろいろあるということでございます。

技術の点の御指摘がございましたが、私どもの承知しております限りでは、製錬技術と採掘技術、そういった点では世界に決して遜色を見ないというふうなところにあるわけでございます。その面での競争で負けるということはないと思ひます。ただ、今後やはり鉱石の分布状況、つまり海外のほうが非常に分布性に有利にできているという点との比較、あるいは日本の鉱山の場合には逆に労働費が上昇するとかあるいは鉱害防止対策の費用が上昇するとかという、上昇要因がかなり多いということがございます。自然条件の差とそういう経済的な要因と両方見まして、だんだんと日本のはがコストの上でも影響を受ける要因が多いというふうに指摘できるのではないかと、こう思ひます。

○近藤委員 ただいま局長の御説明の中にも、これから、人件費の増大にさらに加わりまして鉱害対策費はますます増大するのだ、こういった御説明があったわけでありまして、今回の法律改正によって、あらかじめこのいわゆる鉱害防止対策費を金属製錬事業団——これは改名される金属製錬事業団に積み立てさせることになるわけでございますが、その額は、大ざっぱに言つて毎年

の売り上げ高の大体何割ぐらいに当たるものか、推定されていらつしやれば教えていただきたいわけでありまして。あわせて、それがいわゆる営業利益の比較においてどれくらいになるものか、おわかりだったら教えていただきたいと思ひます。

○青木政府委員 積立金の積み立てのやり方につきましては現在検討中でございます。一定の算定基準に従つて、特定施設ごとに鉱山保安監督局長が算定して通知するということになっております。

大ざっぱに考え方を申しますと、その特定施設を使ひました後における鉱害防止事業に要する費用と、それを何年使うかという年数によつて算定することになると思ひますが、その辺の算定のやり方等について現在検討中でございますので、それが大体幾らぐらいになるか、あるいは営業利益または売り上げの何割に当たるかという資料はまだ手元にございません。今後検討いたしたいと思つております。

○近藤委員 いずれにしても、これは相当な金額になることが予想されるわけでありまして、こういう積立金額は従来の鉱山の生産原価に取り込まれて、いわゆる生産原価を増大させて、結果的には通常の商品生産の場合のように売り渡し価格を上げることになる、かように考えてよろしいかどうか。

○青木政府委員 こういふ金を積み立てますことは、結局それがコストになるわけでございます。ある程度コストに組み込まれるべき性質のものでございます。ただ、この鉱害防止工事は、いずれにいたしましても鉱山業者が実施しなければならぬものでございまして、いつの日か必ずその費用は必要になるものでございまして、このこと自体が特別に生産コストを上げるといふことにはならないというふうに考えます。

○近藤委員 これはいわゆるあと始末でございまして、結局あと始末というのは、たとえば二十年から二十年、三十年から三十年あとで始末しなければならぬということだとすると、まさに二十年な

り三十年の間にあと始末費をずっと分担をして負担せよ、そういうことが私は筋ではないか、かように考えるわけでありまして。そういうふうに考えてまいりますと、やはりこれは一種の生産費である、こういうことでございまして、税法上、これを費用としてそれぞれの期間の利益から控除してしまふべきだというふうに考えるわけでございますが、いかがでありますか。

○青木政府委員 この費用の性質上、先生御指摘のとおりそういう処理をすべきだと思ひます。ただ、現行制度では公害防止準備金制度という制度もございまして、その他とあわせてどういふかところでやれば一番法制上そういう扱いにできるかにつきまして、今後大蔵省と折衝してまいりたいと思つております。

○近藤委員 御案内のように、退職金引当金というのがございまして、これはやはり一定割合を損金で落としていくことを税法上認めていたわけでございますので、ひとつ十分検討賜りたいので

ただ、実は私は非公式に大蔵省とも話し合ひをしたわけでございますけれども、この公害防止積立金は、それがなくなつた場合には取りくずしができ、こういうふうになっている。取りくずしができるケースは何かということ聞いてみますと、それはたとえばダムなんかできるとか、そこに道路ができて、そしてもうそういう形で埋まつてしまふから公害防止引当金という形では要らなくなる場合もあり得るのだ、こういうこととよくございまして、確かにそれはそれとして十分わかりますが、そういうケースが起

こるのは百に一つなり千に一つじゃないか。ほとんどの鉱山は、当然最終時においてこの引当金によつて公害防止対策をしなければならぬ。それから、こうして法律で積立金制度をおつくりになつていくのだ、かように考えるわけでありまして。その辺を十分お考えいただいて、先ほど申しましたように、結局その企業がこういう鉱害対策ができやすいような形をお考えいただくこ

とが通産省の行政として非常に大事ではないか、私はかように考えますので、十分御配慮を賜わりたいわけでございます。

同時に、先ほど局長の御説明にもあったのでありますが、銅の場合などにはLME価格によつて国際価格がきまつてくる、これによつて国内価格も決定せられる、こういう関係にございまして。ほかの商品ですとそれぞれの費用がかかれば、それは公害対策費であれ何であれ、それを従来の生産費に上せして少し生産原価を上げて、それを需要者に転嫁するというのが可能なわけでございますが、この銅のような場合ですと、国際価格がきまつてしまふから、幾ら国内の生産費が上がつたからといって、それを最終売り渡し価格に上をせしてほかへ持つていくわけにいかない。こういうことだとしますと、当委員会でもし

ばは問題になっておりますところの汚染者費用負担原則、いわゆるPPPというものがこの際どういふふうになっているか。いわゆるPPPというものは、そういう汚染防止のためのいろいろな費用を一応生産費に乗つけて、そしてそれをその汚染者も負担するが受益者も均等に負担するのだということができる。初めてPPPというものがあ

るのじゃないかと私は考えるわけでございますが、このいまの銅のような場合は、そういうことができないような状況にあるということを考えてまいりますと、このPPPというものがあ

修正をされなければならぬのではないかと、感じも私はしるうとなりに持つわけでございますが、局長の御答弁を承つておきたいと思ひます。

○青木政府委員 お答えいたします。PPPの原則はただいま先生がおつたとお

りだと思ひますが、PPPの考え方自身からい

もちろんPPPの原則はあくまで原則であつて、例外もあり得るということでございますけれども、ただ転嫁できないから直ちにPPPの原則の例外になるのだというふうな理解は、いまのところされていないような気がします。今後の研究問題だと思いますが、転嫁されない場合にはPPPの原則の例外になるのだというふうな一般的なルールはまだ議論されていないというふうに承知いたしております。

○近藤委員 例外とまでいかなくても、何らかの配慮を考えてやる必要があるのではないか。また、先ほども御説明を承ったわけですが、技術的にも日本の鉱山の採掘技術なり製錬技術は一応国際的に最高の水準になっていることだとすると、生産費を下げる形でこれを吸収するわけにいかない。また外へも出せない。そうすると結局会社の利益を圧迫する以外にいわば負担をする方法がない、こういうことも考えられますので、例外というようなことはきつ過ぎますが、これについてはいろいろお考えいただく必要があるのではないか、かように考える次第であります。

そこで次に進みますが、いわゆる蓄積公害につきましては、これは事業団から長期低利の融資を受けて公害防止対策をすることができ、かようになつてゐるわけでありませうけれども、先ほど来この委員会の御質問にありました、いわゆる中小鉱山の場合に、かりにそういう融資を受けられるとしても、それを返済し得る資金的な余力があるかどうか。私は、これも部外者でよくわかりませんが、いわゆる鉱山業というものは長期にわたるものですし、相当大きな金を投資しなければならぬ性質の事業である、しかも土地なら土地を担保にとるのであれば、いまの情勢ですとだんだん担保価値が上がつていくとあるわけでありませうけれども、山の場合には埋蔵量がきまつておりますから、掘れば掘るほどいわゆる担保の不動産の価値が減価していく、こういうふうに考

○青木政府委員　お答えいたします。

中鉢山の場合に金を借りてもなかなか返す能力がないのではないか、あるいは担保力がないのではないかという御指摘でございますが、確かに中鉢山の場合にはいろいろな困難があると思います。しかしながら、中鉢山といえどもやはりなすべき公害防止工事はしてもらわなければならぬわけでございまして、それをなるべくさせやすすくするために非常に有利な融資制度及び保証制度をつくったわけでございます。したがいましめて、この担保その他につきましては鉱業財団をつくるなり、その他のいろいろな方法なるべく金か借りやすいような方向でいろいろ措置をしてみなければならぬと思いますし、ある程度事業団の貸し付けに際しましては貸し倒れ準備金をたくさん積む、その他の制度によりまして、中鉢山が金を借りる場合に借りやすいような運営に持ってまいって、やはり公害防止工事はやっていただくという方針で処理してまいりたいと思っております。

○近藤委員　債務保証も考えていらつしやるわけ
でございますが、債務保証の場合にも同じように
やはり担保の問題が出てくると思いますので、そ
ういうものを含めていま御答弁があつたわけでご
ざいます、金を借りやすくするために特定の新
しい形の担保みたいなものをお考えになるとか、
無担保でお願いするとか、そういうことについて
も十分考慮をしていただきたい、かように考える

それから、これからのものにつきまして、先般御質問しておりますように積み立てをされるというところでございますが、二十年なり三十年先らいの公害防止対策費が要るか、なかなか正確に計算できないのじゃないか。昨今のセメントの値上がりとか、いろいろな建築資材の値上がり、さらには労賃の高騰など考えてまいりますと、なかなか客観的にできないんじゃないかということが一つ。

それから、そういう形で積み立てをいたしました場合、ただでさえ資金的に相当苦しい鉱山がさらに自己資金なり、また借りてきた場合でもけっこうですが、資金が窮乏になる。借りてきた場合にはどこかに担保を入れるわけでありまして、いずれにしても、資金的に苦しくなつてまいりますので、そこで、最終的に幾ら借りるということをあはる程度計算をされるのはいいと思うのですけれども、それをまるまる積み立てさせないで、たとえればその何掛けぐらいを一つの方法として積み立てを強制されて、そして実際に鉱害防止対策をしななければならぬ時点においてその金額がはつきり確定するわけですから、その差額を自己調達するなり、場合によっては事業団から融資をさせると

いうようなことをお考えにならないものかどう
か。特に、こうして積み立てをずっとしていくわ
けでありますから、相当積立金が事業団にだぶつ
くわけですね。その積立金の活用ということも考
えますと、ある程度積み立てをさせておいて、そ
の余った分を、今度は実態赤字防止をしなければ
ならない企業に上のせ分はある程度貸していくと
いうようなこともお考えになっていただけないも
のかどうか、承っておきたいと思います。

○青木町府委員　まず第一番目の、将来の鉾野町止工事の費用を算定できるかどうかということでございますが、いま私どもが一応考えていますのは、たとえ何年先でございますし、とも、現在の技術水準における工事費というのは一応算定で

それからもう一つ、工事費を全部積ませる必要

はないのではないかと、御指摘でございますが、もちろんこれは工事をさせる担保でございますから、必ずしも満額でなくてもいいという議論もあり得るかと思ひます。ただ、いまこれだけ公害問題が社会問題になつておりますし、鉱害防止工事を十分にやるかどうかということについて国民ないし国民が相当疑義を持つてゐる時期でもございします。そういう点を踏まえてみますと、完全に工事をやるためにできるだけ担保させてゐるのにと、ということが、金属鉱業を維持していくためにも、国民の支持なり住民の支持を受けていくためには必要ではないかと考えますので、現在のところ、私どもの考えでは、満額を積んでいただくよりも、世の中の理解を得るためにはよりベターではないかというふうに考えております。

○近藤議員 問題は、適切に必要な鉦害対策、鉦害防止事業ができることとございます。ですから、それは全額積むということも一つの方法ですが、ある程度積んで足りない分は事業団に融資させるという形で完全に鉦害対策が実行できるような、そういう体制を企業の協力を得て国がとつていくという、問題はそれができるかできないかというところでございますので、ひとつその点についていろいろお考えいただきたいのでございます。

時間がございますので、あと一言だけついでに承つておきたいのですが、これも当委員会でも三議論になりましたいわゆる休廃止鉦山の鉦害防止義務者が不存在の場合でございますが、これは国が三分の二をやつて、そして都道府県があと三

分の一をやる、こういうことでございますけれども、たとえば山形県なんかの場合をとってみしても、たくさん休廃止鉱山があつて、百五、六十ある。これをよしんば三分の一にしても、地元の相当な負担になるわけでございます。

そこで承つておきたいわけでございますが、国の三分の二はともかくとして、地元負担の三分の一について、たとえば交付税なり特別交付税なりで国としてある程度考へるか、場合によってはその分をプラスとして起債をお考へになつていただいて、せつかくの制度でございまして、地方自治体にとつても資金的にある程度余裕を――まあ余裕といふことはありませんが、それが十分受けられるような体制を国としてお考へいただけるかどうかといふことが一点と、それから第二点として、金属鉱物探鉱促進事業団は従来こういうことをお考へになつてこなかった。いわゆる探鉱のほうを中心によつてこられたわけでございまして、こういう探鉱防止対策をお考へになるための技術的な体制、その技術者なりその他の体制がおできになつておられるかどうか、承つておきたいと思ひます。

○青木政府委員 先に私から事務的な御答弁を申し上げます。

地方自治体との関係につきましては、私ども一緒に仕事をまいりまして、こういう休廃止鉱山をたくさんかかえておられる府県については、財政上非常に大きな負担になることは私どももよく承知しております。非常に憂慮しておりますところでございます。したがつて、いま先生がおっしゃいましたような方向で今後とも関係各省と折衝してまいりまして、なるべく財政負担が軽くなるように努力してまいりたいと思ひます。

それからもう一つ、金属鉱業事業団の技術的体制でございますが、これはまだ成立しておりますので具体的な人選その他はできておりませんが、役員として理事を二名増員いたします。職員として二十七名の定員をとりますので、この中で

従来こういうことに経験のある優秀な技術者を用意いたしまして、府県その他の要望にこたえられたるようになつてほしいというふうに考へております。

○塩川政府委員 地方財政との関係でございますが、先ほど御指摘ございました交付税あるいは特別交付税という問題でございますが、これについて、私は自治省のほうに若干干渉を当たつてまいりました。しかしながら、これは市町村あるいは府県の固有の事務ではない、機関委任事務に所属するものでありますゆゑ、交付税の基準財政需要額の中には算定しにくいのではないか。一方、特別交付税でございますが、特殊な事情がございました場合、たとえば山形県のような場合、集中的にしかもひどい状態で出てきたというふうな場合にはあるいは考へられるかもしれませんが、交付税の対象要件にもあるいはなりにくいと思ひます。

しからば、これはやはり起債によつて処置されるべき問題であらうと思ひます。その起債につきましても、特別事業債等有利な起債のワクをもつて充当していきたい、このように思つておるのでございますが、いづれにしても、先ほど局長が申しましたように自治省と詰めてみたいと思つております。

○近藤委員 要は、日本のこれらの経済発展をさらに進める必要が絶対にあると思ひます。そのために必要な鉱山、鉱物資源というものを海外に依存することは確かに多いわけでありまけれども、しかし、先日の委員会の大臣の御答弁にございましたように、国内探鉱の重要性といふものもいろんな意味であるわけでございます。それが地元の住民と不必要な摩擦を起したり、住民の生活を脅かすことがないように、事前にいろいろ対策を講じておくことがまさに正しい通商産業行政である、かように私は考へておる次第でございます。

今度の立法の趣旨もそういうことでお考へいただいているというふうに私は考へまして、これに

対して心から御支持申し上げる次第でございますけれども、同時に、いろいろ御質問申し上げましたように、こういったりつぱな施策を各企業もまた都道府県もやりやすいような条件もあわせて十分にお考へいただきたいということを重ねてお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。どうも失礼いたしました。

○浦野委員長 午後二時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後二時三十分開議

○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。板川正吾君。

○板川委員 金属鉱業等鉱害対策特別措置法案について質問をいたしたいと思います。若干法案についてまず伺いたいと思ひます。

この二条で、「探掘権者」と「租鉱権者」とあります。この探掘権者と租鉱権者の定義といひますか、扱いを説明していただきたいと思ひます。

○青木政府委員 鉱業権者には試掘権者と探掘権者がございまして、試掘権者は、鉱物の探掘を目的として設定される鉱業権でございます。それから探掘等によつて問題となる蓄積鉱害を有すること、これは、こういう試掘権ではあまりございせんので、この対象から除いてあるわけでございます。

探掘権者とは、鉱物の探掘を目的とする権利でございます。租鉱権者とは、その探掘権の上に設定される権利でございますので、この両権者が蓄積鉱害源のものとなる可能性がございますので、この両者に義務を課しておることになつておるわけでございます。

○板川委員 この租鉱権の租という字を辞典で調べてみましたら、収穫の一部を官に納入すること、こういうふうにことばの意義があるやうであります。租とは、収穫の一部を官に納入すること、この租鉱権というのはいまのお話ですと、

こういうふうに理解してよろしいんですか。鉱業法によつて鉱業権をとつたものが、みずからまず試掘をし、そしてそこで探掘をする。探掘したものを自分から処分する。こういう探掘権というのは、鉱業権者が持つ。租鉱権というのは、他人の鉱区で、要するに鉱業権を持つておる者、探掘権を持つておる者から探掘権を借りて、探掘した鉱物を取出し、処分する権利、こういうふうに理解してよろしいですか。いかがですか。

○青木政府委員 租鉱権とは、他人の鉱区において鉱業権の目的となつてゐる鉱物を探掘し、及び取得する権利でございます。したがつて、これはいま先生が他人の鉱区の権利を借りておつた、独立の物権でございまして、独立の権利として、他人の鉱区において鉱業権の目的となつてゐる鉱物を探掘し、及び取得する権利でございます。

○板川委員 鉱業権は物権ですから、借りてといふのは適当じゃないかと思ひますが、租鉱料を払つて自分のものとして、そして他人の名義の鉱区で探掘をするということになるのですか。

○青木政府委員 そのとおりでございます。

○板川委員 二条の四項で「鉱害防止事業」とはという定義がございまして、「坑道の坑口の閉鎖、事業、捨石又は鉱さいの集積場の覆土、植栽等の事業、その他特定施設の使用の終了後における坑水又は廃水による鉱害を防止するために行なわれる事業をいう。」こういうふうにあります。植栽等、あるいは「その他」という字句がございまして、「等」あるいは「その他」ということはどういふことを予定しておられますか。

○青木政府委員 「植栽等」の「等」でございますが、これは植栽のほかはコンクリートで固めるというふうな工法もございまして、そういうふうなものをさしております。それから「その他」のことでございますが、一応そういう工事をしますほかに、なかなか水がとめられない場合に、沈んでんをさして坑水をきれいにするような事業がこ

ざいまして、こういうものの維持管理その他の事業を含むわけでございます。

○板川委員 その他の鉅害を防止するために、たとえば私の足尾町で、この前もちょっと触れましたが、町が鉅害を集めて土管あるいはブロック、こういうものを焼いて鉅害を処理しておりますね。この鉅害処理というのは、そういう鉅害を覆土したりあるいは木を植えたりするといふものよりも、全部取り出して、いま言ったように再生して他の用途に使うといふことのほうが一番鉅害防止の事業としては完全だと思ふのです。そういう足尾町でやっておるような、鉅害でこれを再生する事業を行なうことなどはこの鉅害を防止する事業の中に入ると解釈されますか。いかがですか。

○青木政府委員 鉅害を利用いたしましてほかの目的に使うといふような事業は、それ自身で収益を生み得るような事業でございますので、ここにいうものではなくて、全くそれだけのための目的の事業でございますので、解釈上はいま先生がおっしゃいましたケースはこの事業には入らないといふふうに思います。

○板川委員 耐火れんがといいますが、ブロックをやっておたり下水用の配管をつくっておたりするところでも、必ずしも利潤を目的にしておるのじゃないのです。鉅害防止ということが重点になって、もうからないけれども町がそれを行なうとか、もうからないけれども古河鉅業と町が行なう、こういう形の事業なんですね。ですから私は、いま直ちにそういう事業まで、鉅害を防止する事業の中にあるいは入っておるということが言えなくても、将来やはり解釈上入る余地をつくっておいたほうがいいのではないだろうか、こう思います。もう一ぺんひとつ御意見を承ります。

○青木政府委員 いま先生が申されたような事業は、鉅害防止のために非常に有用な事業とは思いますが、ここで申しております鉅害防止の事業の中に読み込むのは若干解釈上無理があると現在

私は考えております。したがって、この防止事業には入らないけれども、そういう鉅害防止全体の事業の役に立つものの助成その他については、別途将来検討すべきではないかといふふうに考えております。

○板川委員 次に移りますが、鉅害防止義務者の不在の鉅害が全国に二千ほどある。この不在の鉅害の鉅害防止を入十八億円ほどかけて都道府県が鉅害防止事業を行なう、こういうことになっておりますが、実際は都道府県がそれを行なわずに市町村にまかせればなしというようになるといふなりませんか。市町村にまかせればなしということにしようといわれておるのでありますが、そういう心配はございせんか。

○青木政府委員 実際上市町村でやっておる例があるかも知れませんが、この制度自身はあくまで県に対する補助金でございますので、県から申請を出していただきまして、それに対して補助金を交付するということでありまして、実際は市町村にまかせるといいたしまして、責任は県が負ってやっておるというふうに私も理解しております。

○板川委員 おそらく鉅害防止義務者の不在の市町村は、かつてははなやかであつたかも知れませんが、人々も疎開し、全く町あるいは村として行政能力も縮小されておるところだと思ふのです。そういうところに大事な鉅害防止事業をまかせればなしというのは困るのじゃないだろうか。といつて県事業で全部やるかどうかはかりませんが、とにかく県が責任を持つてやらせるような監視体制といふことが、指導されるのが妥当じゃないかと思ひますが、そういう注意を払っていただきたいと思ひます。

それから、いま御承知のように閉山が相次いでいます。これは閉山されたとしても、鉅山保安法によつて五年間は鉅害防止をする義務がある。これはわかつておりますが、そのうちにいわば無資力であつたり、あるいは行くえ不明になつたりしてしまつたものが、おそらく出てくるのじゃない

だろうか。まだ積み立てはしてない、閉山はした、廃山になつた、そして本来なら防止義務を遂行すべき鉅業権者とみなされておるものが行くえ不明になり、あるいは無資力になる、こういうものが相当出てくるのじゃないかという感じが私はいたしますが、そういう心配はありせんか。

○青木政府委員 閉山後無資力になつた場合といふのは非常に困つたケースでございますが、極力そういうことがないように融資その他で鉅業権者に事業を遂行させる方針でございます。しかしながら、それでも無資力になり、あるいは行くえ不明になつたといふような事態が生じた場合には、現行の補助金制度のほうに乗せまして、国が補助金を出して都道府県に処理していただくというほうにいかざるを得ないと思ひます。その数は極力少ないように運営してまいりたいと思つております。

○板川委員 そうしますと、この資料にあります十八億円とは別個な計算になりますね。次に伺ひますが、四条で「基本方針において、使用済特定施設に係る鉅害防止事業の実施の時期及び事業費その他使用済特定施設に係る鉅害防止事業の計画的な実施を図るため必要な事項を定める」ところありますが、この基本方針は通産大臣が定めますが、具体的には、いつ、どのよう

に定めることになりますか。

○青木政府委員 この法律が公布されました施行されますと同時に、あるいはそれからあまりおくれないうちに基本方針を定めて公布したいと思ひます。

○板川委員 わかりました。次に第五条に、採掘権者または租鉅権者は、通産省令で定めるところにより、使用済特定施設鉅害防止事業計画を作成し、これを届け出なければならぬとありますが、これも事業計画は一体いつごろ届け出をするかになりますか。たとえば、通産省令を定めてからということにもなりませんが、本法施行後どのくらいの時期になると予定されておりますか。

○青木政府委員 これは省令で詳細定めることになつておりました。現在検討中でございますが、おおむね三、四カ月ぐらいの余裕を置きますと、こういう計画を採掘権者がつくることができないと思つております。

○板川委員 同じく五条の三項ですか、昨日阿部委員からも質問もありましたが、この五条の三項で、鉅山保安監督局長は、この事業計画の届け出があつた場合において、基本方針に照らして不適切であると認めるときは、その届け出を受理した日から九十日以内に限り、事業計画の変更を命ずることができるとあります。これはきのうも質問がありましたが、ここに書かれておるのは、不適切であると認めたときは、九十日以内に限り変更を命ずることができるとありますが、それから、適切であつたときはどういふふうに処理されるのか。これはあえて法文にうたう必要はない、たとえは省令なら省令でどうするかといふことにならうかと思ひますが、適切であつたときはどういふことになりますか。

○青木政府委員 これは適切であつた場合は、何もしませんが、九十日を過ぎますと自動的に適切だつたといふことになるわけでございまして、きのうの御指摘もございまして、適切であるという判断ができました場合は、九十日以内でありまして御本人に通知する等、適切な処置をとつて、なるべく早く工事に着手していただくような状態にしたいと考えております。

○板川委員 それはいいずれ、手続的なことですか、省令などに盛り込まれるのじゃないかと思ひます。

次に、この法案で一番問題点は、積立金の制度であろうと思ひます。この積立金についてちよつと伺ひますが、この積立金はどのような基準で、どのくらいの割合で、しかも納入する方法は、たとえば半期分とか、あるいは毎月まとめてやるのか、どういふ基準で、どのような方法でこの積立金を徴収するのでありますか。詳細は、もちろん

通産省令で定めるといっておりますから、通産省令が用意されていると思いますが、算定基準その他について伺っております。

○青木政府委員 詳細は省令で定めることですが、現在考えております積立金の算定の基準といましては、その施設ごとに、その施設が終了したときに必要な鉱害防止工事を想定いたしまして、それにかかる費用を計算いたしまして、それを今後使用その特定施設の年限で割った額を大体算定の基準といいたしと考えております。

納入の方法は、事業団に入れるわけですが、適当な時期をおきまして、何日まで納入しろということですが、こういうものの性質上、おおよそ一年一回に納めていただくということが適切ではないかと考えております。

○板川委員 この算定基準ですが、たとえば特定施設をいよいよ使わなくなるといふのを計算をする。しかし、鉱山などというのはなくなるだろ、五年後になくなるだろと思つたら、新しい鉱脈が発見されるということもあるんじゃないでしょうか。そうして、いまのこの金額ですと、五年後たまたまいまの金で五千万で防止ができるだろ、こういう予想をして積み立てておつたが、しかし五年あるいは八年たつてみたら、それじゃとても間に合わないということになる可能性もあるんじゃないでしょうか。そうしますと、この必要な防止の金額というものは、年々あるいは見直しをされないといけないということはないでしょうか。

○青木政府委員 この特定施設を何年使うかということにつきましては、おおむね鉱業権者のほうの申請をとりまして調査をいたしまして、年限は計算いたすことになると思います。それから、堆積場などにつきましては、施業案の段階で、ある程度どれぐらいの使い方をするかというものが公式の書類でも出てきますので、そういうものを参考にして年限はきめることにいたしております。

それから、特定施設に対する鉱害防止工事の算定をいへんいたしまして、物価騰貴その他いろいろ変わるということもございまして、この変わる要素としては、一つは、鉱害防止工事の技術進歩もございまして、それから年々積み立ててきます工事費が物価騰貴によつて不足になることもございまして、そういうようなことを勘案いたしまして、毎年度鉱山保安監督局長または鉱山保安監督部長が通知をする場合には、そういう年々の見直しは当然行なっていくつもりでございます。

○板川委員 わかりました。やはりそれでなければだめだと思います。

そこで、全国で積立金額はどのくらいになる予定でありますか。たとえば一年間の日本の掘採量というものはわかっておりまして、あるいは基本計画ができれば見当はつくのでしょうか、おおよそどのくらい年間積み立てがされ、それがたとえば、今後五年間あるいは十年間でどのくらいの金額になりますか。

また、これは事業団が管理するのであります。金利は幾ら支払われるか、その点を伺います。○青木政府委員 鉱害のための積立金の算定でございますが、これはいろいろ鉱山の条件等がありまして非常にむずかしい計算になります。私どものほうはいろいろ試算をしておりますけれども、明確な数字をまだ結論として出しておらない状態でございます。ただ、大ざっぱに申しますならば数億、十億以内の金になるのではあるまいか。(板川委員「年間」と呼ぶ)年間ということでございます。

それから金利でございますが、これはいろいろの制度の横並びもございまして、大体四分五厘ぐらいがめどになっております。この前後におきまして関係省と折衝の上きめてまいりたいと思っております。○板川委員 わかりました。年間十億、金利は四分五厘見当、こういうことになるようです。そこで伺いますが、この積立金ですね、これは

企業別、たとえば古河あるいは住友、そういう鉱業会社が幾つも山を持つておるのですが、この企業別に積み立てをされるのですか。それとも個々の山別にされるのか、どちらか。企業別か山別か伺います。

○青木政府委員 第七条に書いてございますように、計画は特定施設ごとにやりますけれども、納入させるのは山別というふうにいまだ考えております。

○板川委員 そうしますと、事業団のことになるのですが、この事業団の運営もいまだ通産省令で定められると思いますが、たとえば特定施設の鉱害防止事業を行なうというときに、ある山で実は工事の量が意外と予想より大きい、だからほかの山で積んだやつをそこに一時流用する、そしてやがてその流用された金は積立金をもつて返済するということになるのでしょうか、個々に縛つて積立金を置いた場合に、事業の遂行によつて不足分を、たとえば事業団が流用させるといふようなことはないのでですか。できませんか。趣旨はわかりますか。

○青木政府委員 お答えいたします。施設ごとにいろいろ予定した金額よりも多かつたり少なかつたりすることがあると思いますが、これは一応施設ごとに算定いたしておりますので、施設間の流用をいたしますとあとで大きな穴があくというふうなことになるようにして鉱害防止事業の遂行に支障を来たすと思われまので、現在のところは、施設間の流用は考えておりません。

○板川委員 わかりました。それで次に伺いますが、鉱害防止積立金と、もう一つ一般的に言われております公害防止準備金制度、この差というのを明らかにしてもらいたいと思ひます。公害防止準備金制度というのがございますね。これはもう損金として算入を許されておる。鉱害防止積立金は毎年十億近く日本の鉱山が積み立てるが、これはまた損金として算入がきまつていないということになるようでありまして

が、この間の差はどうされるつもりでありますか。

○青木政府委員 ただいま先生御指摘の公害防止準備金制度と申しますのは、公害防止のための費用の支出が多額に見込まれるということ、かつ所得変動が大きいと認められる業種につきまして売り上げ高の千分の三、金属鉱業等の特定の業種については千分の六を準備金として積み立てを認めるといふ制度でございます。ただし、この制度は積み立て後三年経過した金額のある場合はその金額を取り戻さなければならぬ、いわゆる三年ごとに洗い直しをするという制度でございます。私どものほうの積立金とこの制度とは必ずしも直接に結びつきませんが、この制度を使うことも予想されることとございまして、この制度と今度の積立金の損金算入の制度との間にどういふ調整が必要かということをお聞きしまして、今後税務当局のほうと相談しながら、いかなる措置をしたら一番適切かということをお聞きいたしまして、次の税制改正の際には何らかの結論を出したいというふうに考えておる次第でございます。

○板川委員 これはやはり損金算入ができるように、この積立金制度も実際に行なわれる段階になつたらそういう扱いをしてもらいたいと思ひます。そうでないと、どうも積むほうに重荷に感じてるのじゃないでしょうか。いずれにしましても、これはもう事業として必要な経費になるわけでありまして、そのような計らいを来年度からはぜひ実行に移すように骨を折ってもらいたいと思ひます。次に第九条で取りもどしのことを規定いたしております。「鉱害防止積立金を積み立てておく必要がないものとして通産省令で定める場合には、鉱害防止積立金を取りもどすことができる。」この規定をしております。「積み立てておく必要がないものとして通産省令で定める場合には、」とありますから、いま直ちに通産省令を定める予想はしておらないように書かれております

が、将来これはいつごろ省令を定めようとしておられるのでしょうか。

○青木政府委員 将来取りくずしが行なわれるまでに省令で定めようと思っておりますが、例示的にどういふケースがあるかというのを御説明いたしますと、まず一つは積立金を使わずに自己資金で鉱害防止活動を実施してしまつた場合、それから第二には、過去の採掘権者あるいは第三者が鉱害防止事業としてその事業者の積み立てた工事分をやつてしまつた場合、あるいは第三者の行為、たとえば道路工事とかダム建設による水没というやうなことがございまして鉱害防止事業の必要がなくなつた場合、こういうやうなケースが考えられますので、こういうやうなケースについて省令で規定してその場合を定めたいというふうに考えております。

○板川委員 この十三条で「鉱業権の取消し」が書かれておるようであります。「通商産業局長は、前条第一項の規定による命令に違反したときは、採掘権又は租鉱権を取り消すことができる。」前条第一項の規定の命令というのは「届出に係る事業計画が基本方針に照らし不適切であると認めるとき、その変更命令を通産大臣が出す」ということになる命令であらうと思ひますが、この取り消された場合に、積み立てておつた積立金の取りもどしの請求権が残るのでしょうか、消滅するのでしょうか。

○青木政府委員 これは残ると解しております。

○板川委員 大臣も来ましたから一言申し上げます。

資源問題というのは最近どの国でも非常に重要性が議論されるようになりました。日本のように主要な資源——こういう産業資源、鉱物資源でも、あるいは石油でも同じであります、主要な資源を海外から輸入する国では、この資源確保の第一の条件は安定的な供給を確保するということがであらうと思ひます。これは石油法には低廉かつ安定的ということになり、低廉な価格ということも石油法の目的になっておりますが、これは

もう安いにこしたことはないことは当然でありまして、高いものを無理に買う必要はないのであります。やはり日本のやうな産業立地の条件からいいますと、安定的な供給を確保するというのが第一の条件であらう、こう考えます。ところが、この二法案について参考人の意見等を聞いた場合に、特に鉱業協会の代表ですが、事業者代表の見解は、能率の悪い国内鉱山はとにかくつぶれるにまかしておけ、そして海外の買鉱に依存していくほかにないというように、いわば海外依存に大きく期待をかけて、安定供給に対する国内鉱山の育成なりあるいは強化というものについてあまり関心を示していません。これが業界の態度であります。石油の場合に、御承知のようにエネルギーの流通化というのが昭和三十四年から始まつて、急速に石油が輸入をされた。そして国の政策として五千三百萬トンから四百万トンをベースとして、それ以上ふえるのは石油にまかせよう、五千四百萬トンは確保しよう、こういう方針をきめた。ところが、そういう方針をきめてスクラップ・アンド・ビルド方式をとつたのであります。実は石油の需要が激減したために、そうした政策も成功しなかつた。鉱山業界もおそらくその石油の二の舞いを踏むまいというので、もう投げて、スクラップ・アンド・ビルドで国内鉱業を開発しても、結果的に石油と同じ結果になるだらうということ、投げてきておるのじゃないだらうか、私はこう思ひます。鉱山局長も、石油の場合は需要が減つてきた、しかし鉱物の場合にはますます需要が拡大するのであるから石油と違ひ、こう言われております。私は、石油と違ひならば、鉱物の国内開発についてスクラップ・アンド・ビルド方式をとつて、一つの国内の資源確保という問題に對して、確保の方式というものを政府として考えていくべきではないか、こう思ひますが、大臣の見解はいかがでしょう。

○中曾根国務大臣 私は投げるやうなことはいたしません。やはり非鉄金属あるいは鉄にいたしましても、これからは日本の需要は増大する一方であると思つております。もちろんカーブは屈折いたすであらうけれども、やはり重要な、貴重な資源であると思つております。したがういまして、非能率などうしようもないもので国民の税金を、負担をよけいにかけてやることは慎まなければならぬけれども、最大限の努力を傾けて国内資源を保護し、これを活用するということが国の政策として正しいと思ひまして、私は、そういう方針をもつて通産行政をやつていきたいと思つております。

○板川委員 参考人に呼んだ労働者代表も、全く非能率なあるいは貧乏で金をかけて開発しろとは言つていない。スクラップ・アンド・ビルドじゃないが、ある程度の鉱量を持つ鉱山は積極的にスクラップ・アンド・ビルド方式をとつてやるならば、われわれは協力したい、こういう意味のことを言つておるのです。鉱山局長はリブ・リース方式と盛んに言つておるのですが、リブ・リースよりもスクラップ・アンド・ビルド方式を国内開発の形式として今後念頭に置いた鉱業政策をとつてもらいたいと思ひます。

それからもう一問ばかりですが、しかし国内の鉱山をいかに開発したところで、需要は年々拡大しております。銅にいたしましても、百万トンからの需要がある。国内の生産は一二％、おそろくあと一、二年で一〇％を割るのじゃないでしょうか。銅の場合には九〇％は海外から輸入しなくてはならないという事態がくると思ひます。ですから、海外からの輸入依存というものは私は大切であらうと思ひます。

いま海外から入れる方式としては、単純な買鉱、単純輸入といひますが、鉱石を買つてくる、あるいは地金を買つてくるという方式があります。さらに第二としては融資買鉱、向こうに金を貸して鉱山を開発して、そしてそのものを入れることによつて融資した金額を返済してもらうという、融資輸入といひますが融資買鉱といひますか、そういう方式がある。もう一つは開発輸入、お互いに現地の企業とわがほうの企業が共同して

開発をする。開発には当然リスクがありますから、リスクの負担をする、そして開発されたものを輸入する。この三番目が実は一番安定した輸入方式だらう、こう思ひます。

将来海外からこういう重要物資を輸入する方式として、この開発輸入方式が一番いいのであります。最近の傾向は、二十三日の新聞にもありますが、こういうことが報道されております。「昨年末成立したオーストラリアの労働党政権がどのような外資、資源政策を打出すか注目されていたが、ホイットラム首相はこれほど「外資による資源収奪は避けるべきだ」として、前政府のとつてきた開放的な資源政策を転換する方針を明らかにした。」「日本は鉄鉱石をはじめ、多くの資源をオーストラリアに依存しており、かなりの開発投資もしている。この政策転換は日本に大きな影響を持つことになる。」という報道がございまして、この一番安定しておる開発輸入という方式も将来いろいろの問題があると思ひます。こう考へてきますと、国内の鉱山の維持、開発というものも私は大事だと思ひますが、やはり海外の諸国と友好関係を保つて、そして重要資源の供給の安定をはからなければならぬ、こう思ひます。大臣の見解はいかがでしょう。

○中曾根国務大臣 全く同感でございます。開発輸入という方式が望ましい方式であるように思ひます。豪州のホイットラム首相に私は、彼が総理になる前に、野党党首時代に選挙直前お会いいたしました。西豪州の開発の問題について話したことがあります。その際、西豪州のガスあるいは鉄石等について日本側も協力してやつてくれないうい話はございまして、私は非常にその点についてはお互いにリーゾナブルなものであらう、そういう話をいたしまして、おそらくホイットラム首相の場合は、前の内閣のときよりももう少し国際的な要素が入つてきているだらうと思つております。おりますけれども、日本を大きなパートナーとして、強力な相手としていかなければ豪州が成

り立っていないかという事は、よく知っておるようでありました。したがって、われわれが謙虚な態度で、長期的にお互いが互恵平等の条件を整え得るようになれば、話は成立するものと考えております。そういう点から見まして、そういう意味の開発方式を私たちは謙虚に、積極的にとっていきたいと思っております。その点は単にオーストラリアのみならず、世界じゅうについても同じことが言えるだろうと思っております。

それからもう一つは、中間製錬という問題が出てまいります。これも日本の公害問題等を考えてみますと、現地あるいは中間地点においてそういう中間処理をするということも非常に大事なことになるのではないかと思ひまして、双方について積極的に進めていきたいと思っております。

○板川委員 この法案についてはわれわれも賛成の立場をとっておりますが、しかし、鉱業政策についていろいろの注文がございます。それは附帯決議の中に盛り込んでおると思ひますので、ぜひそういう点を考慮して今後の鉱業政策を推進してまいりたいと思ひます。

以上をもつて終わります。

○浦野委員長 松尾信人君。

○松尾委員 大臣も時間があまりないようでありまして、ちよつと関連しておりました、いきなり大臣に聞くのは御理解があまりはつきりしないうちに私が大臣に聞くわけになりますので、私もわずかと五分か十分で聞いてくれということで困っております。

もう一つは、金属鉱業に対します国の施策というものををうんとここで見直していくべきであらう。閉山が相次いでおりますし、休廃止鉱山、そういうことであります。石炭のあとをたどるような状態でもあります。こういうことでは、やはり何とないまでも大事な資源でありますから、石炭が石油の問題に關連いたしましたして、大臣御心配のとおり、日本の資源政策、エネルギー政策というものを確立すべきときであると同時に、や

はりこの金属資源というものを一回新たな見地から見直していかなくてはならないであらう。ですから、いままでもいろいろの手を打ってこられましたし、予算上の措置等もやっておりますけれども、やはり休閉山がないように、日本の資源というものをある程度自給を高めていくようにやっていく方向で、基本的にひとつ金属鉱業というものを対する一つの考え方、こういうものをはつきりひとつ大臣に持っていだきまして、今後の施策を進めていきたいと思います。こう思ひわけあります。もう関連が飛び飛びになっておりますが、しかしおわかりだと思ひますので、ひとつ大臣の今後の日本金属鉱業に対する基本的な考え方としてそれを推し進めていく方向というよりなものを確立していただきたい、これが私の第一の希望であります。

○中曾根国務大臣 その点につきましては、私も先生と全く同感でございます。おそらく危惧なすっていることは、たとえ米が余つてくる、そうすればもう米はつくらぬでもいいじゃないか、外国から安いものを買えばいいじゃないか、そういうような考えに走つて、それで少し米が不足するとまた騒ぎ立てて食糧制度を堅持せよ、そういうような風潮が若干ございました。ジャーナリズムその他にもあつたわけです。

しかし、国の存立の深い部分を考へてみますと、そういう多少の雲煙浮動にかかわらず、国として大事なものはあくまで長期安定的に、多少のロスがあつても持ち続けなければならぬものは持ち続けなければならぬし、それは必ずロスでないというときもまたあるということが民族の長い歴史の中にはあると私は思ひわけあります。米が最近のいい例です。そういう意味と同じであります。金属鉱産物あるいは石炭も同じです。いまは外国のものが安くどんどん入るから国内のものはどうでもいいじゃないかと、ほっぽらかせという気持ちも一部にはないかと思ひますけれども、私はそれは非常に危険な考えであると思ひます。国内に現存する資源というものは非

常に貴重な資源であります。だからできるだけ探鉱して、どこに何が分布しているかということを見認しておくということがまず第一です。掘るか掘らぬかは別として、とにかくどこに貴重な資源があるかということを見認しておくということ、現認した次にそれらを使えるだけ有効に採掘していくということ、乱掘しないということ、そういうことも大事であるだろうと思ひます。そして国民経済全般から見ても、著しくこれはもうあきらめたほうがいいというものはやむを得ませんけれども、そうでない、いまのような長期的視点も含めまして維持したほうがいいと考へるべきものについてはやはり維持していく、そういう基本的な考え方が鉱業政策については必要であります。私は、石炭も含めてそういうふうに考へております。そういう立場を守つていきたいと思ひます。

注ぎ込んでいけばいいか見当もつかないというようなことでもありますので、これはやはり場合によつては、そういうところは一括買い上げの問題が起るわけでありまして、このようになりますると、環境庁といたしまして、現在国がそういうものを買い上げるといふような制度がないようでありまして、そうしますと、いつまでたつても改良事業はできない、ほっぽらかされておる現地の農民は困つておるといふことでありまして、どうにかしなければこれはいけないという段階にいま達しておりますが、このようなどうしようもないところを国として最終的には買い上げ、事業団等の業務範囲を定めていくか、または別途に国がそういうものに対して責任をとっていく。通産大臣の直接的な問題でありませんが、発生源というものがカドミでありまして、やはり強い発言力のあるところでこういう問題をきちんと解決していきまないと、事務当局だけでは、これはいつまでたつても解決できません。そういうふうしうもない改良事業もできないようなところに対して、国の方針としてはどのようにやつたらいいのか。買い上げというものが必要という場合には、それを推進していくような考へを持たれておるかどうかが、突然でありますけれども、ひとつお考へを聞いておきたいと思ひます。

もう一点でありますけれども、これは要するに鉱山からの鉱害によりまして汚染されておる地域、これはカドミによる汚染でありますけれども、これが各地に出ております。そして結局土壌汚染になりますと土壌汚染防止法、ここへ今度入つてしまします。そこでいま長崎県の厳原の町で非常に困つておる問題が起つておりますが、改良事業というものをいま県が一生懸命になつて計画を立てておられますけれども、この土壌改良につきましてりんとお金が要るわけでありまして、それから幾らお金を入れましたも改良ができないという、要するに湿地帯があります。これなんかはどうにも改良事業ができないというふうなことで、これはもう四年も五年もこういうことでほつばらかされて、現地の農民はもう田もつくることができないという状態で、いまわずかな休耕補償金をもらつておる状態でありまして、こういうところでは、もう農林省のほうも手が及びません。改良事業による、要するにそういう計画ができない。やろうとしても、どのくらい金を

○中曾根国務大臣 いまの問題は、ただいま私初めて拝聴いたしました、非常に大切な重大な問題を包蔵しているように思ひます。おそらく全国でそういう場所がほかにもあるかもしれせんが、これは持つて歸らしていただきたい、環境庁やあるいは大蔵省や農林省や関係各省と相談させていきたいと思います。

○松尾委員 大いに御検討をいただくわけでありまふけれども、解決する方向に向かつてこれは検討して、速急に来年度の予算等で実現してもらいませんと、非常にこれは地域としては大きな問題になつております。もう一言、その点を……

○中曾根国務大臣 国がそれを買い上げたとしてほつたらかしていただくわけにいかぬだろうと思ひ

のです。何らかの工事を施すなり、排水をやるなり、土壌の処理をするなり、何かしなければならぬ事態ではないかと思ふのです。われわれの子孫のことも考えなければいけません。そういう意味において、そういう長期の処理まで含めて、国や地方公共団体や企業あるいは関係者はどういうことをしたらいいか検討すべき課題があると思ふのです。そういう意味におきまして、前向きにこれを処理していくという心がまえをもってひとつ検討させていただきたい、こういうことでございます。

○松尾委員 大臣、けっこうです。御苦労でした。最初、これはひとつ教えてもらいたいのであり

ますけれども、ずいぶん休廃止鉱山が相次いでおりますが、この休廃止の理由、特に昨年度、一昨年度等における廃止鉱山は、鉱量がなくなつて、要するに掘り尽くしてしまつて廃山になつたのか、またはその他の理由によつて廃止になつたのか、こういうのはパーセンテージでわかりますか。

○外山政府委員 最近の閉山の事例をいま浮かべてみますと、大体共通して言えますことは、一つは鉱量の枯渇でございます。枯渇という中には掘りやすいところの鉱量が枯渇しているというものでございまして、とにかく鉱量の枯渇ということが一つ。

それからもう一つは、そのためにさらに深く掘つていったらあるいは能率的な掘採ということをやるとは非常に条件が悪くなつていて、一つは、保安上の条件ということにもなりまして、危険地帯まで掘らなければならぬことになりかねない、こういうような保安上の要請、両方の理由が多かれ少なかれあつて閉山の理由になつていてというふうに理解しております。

○松尾委員 そうしますとだいたい掘つた、あとは採算がだんだん悪くなつてやめていく、または保安上の問題もあつてやめる、このようなお答えであります。そこで関連してまいるわけであります

すけれども、開発の三段階方式、広域調査、精密調査、新鉱床、これは補助金であります。こういうことで新たに新鉱を開発していくわけですね。そうしますとやめるほうが多いので、新しく出てくるのは少ないということになります。このような開発の三段階方式というものが実を結ぶ時期、これはどういふふうなことになるわけでしょうか、この三段階の組み合わせにおいて。

○外山政府委員 ただいま御指摘の三段階方式、これは第一期計画というのが昭和四十一年度から行なわれたわけでございます。いま御指摘のように、広域調査それから精密調査それから探鉱助成、この三段階になるわけでございまして、さらに精密調査で鉱量の大体を確認いたしました、さらに精密調査でそれを深めて、そして企業ベースにつながつていくというところでございまして、第一期の実行が行なわれていた際にも、四十五、六年ごろにはその成果として幾つかの新鉱床が企業として着手されているというところでございまして。

国内探鉱の助成と申しますか、要するに国内鉱山を、もっと品位のいい山を発見していくということ、これはやはり鉱業政策の最も基礎的な、基本的な問題でございます。したがって、これに対する助成は一番古くからあるわけでございまして、今後ともこれをさらに強化していきたい。そこで来年度から第二期の三段階調査を進めよう、助成の内容も少しも改善を加えながら第二期の三段階調査を進めていくというのが現在の段階でございます。地質学者なんかには言わせると、まだまだ掘つてみなければわからないところもあるのだというのを言つておられますし、私も同じくしてはそれなりの期待を第二期の三段階調査の長期計画にも期待をしているわけでございまして。

○松尾委員 そこでこの三段階方式が実を結びまして、閉山が連なつておりましただんだん縮小していく傾向をどこかがつちりと食いとめなくちゃいけない、こういうわけでありまして、まだまだ調査の段階である、若干実績は出た、こういうことでありますけれども、しつかりこれはやつ

ていかなこと——いま大臣にもそういうことを含めて見直せ、私はこう言つておるわけでありまして。

そうしますと、この三段階にそれぞれ予算を組んでありますけれども、やはりこういうことでは前年度に對しての伸び率が少ない、また国が鉱物資源というものをがっちりやっていくというたてまえからいいますと、何かそこに力がやはり弱いというふうなことで、こういうところにもだんだん金銀銅鉄といふものが衰退していく傾向が見られるのじゃないかと思ふのです。これでいいのかどうか。もう少しさがせばあるということでは、いま大臣も言われたように、うんとさがすというふうなことを来年度あたりどうですか。来年度あたりからしつかりこれはがんばつていくのかどうかというのをきいておきます。

○外山政府委員 金額につきましては地域につきましても、第二期計画ではさらに充実したものにしてこの三段階調査を進めていきたい、こう考えているところでございます。

○松尾委員 この広域調査の分はどういうふうになつておるのでしょうか。委託してやるわけですね。これは全額国の委託費である、このように聞いておりますけれども、だれに委託するかということ、そしてこれが、やがて次の段階では可能性のある分は精密調査に入っていくわけですね。そうしてそこには、精密調査になりますと国が六〇%、県が二〇%、ここに鉱業権者というのが出てくるわけでありまして、広域調査の場合の鉱業権者、それから精密調査の場合の鉱業権者、これはどういふ関係になりますか。

○外山政府委員 最初の広域調査のほうは、これは金属鉱物探鉱促進事業団が委託を受けてやるわけでございますが、現実の鉱業権者とは何ら関係なしに、国が全額委託をして実行するわけでございまして、したがって、かなり広範な地域につきましまして、国として重点として考えた地域を担当するわけでございます。

それから精密調査のほうは、今度はその中から

可能性の高いものにつきましてさらに精密にやるわけでございますが、その際には、現実の鉱業権者にも若干の負担をしてもらいながらさらに調査を進めるといふことでございまして。

○松尾委員 鉱業権者とのつながりでありましてけれども、いつの段階でどの鉱業権者にこれをつなげていくというところであります。これはどうですか。企業の相手ですね。広域調査は国の段階です。まだ相手はいないわけですね。

○外山政府委員 精密調査の段階になつて具体的な調査をする場合には、その地域につきましまして鉱業権の設定されている場合が多いということもございまして、鉱業権者が二〇%の参加をするというふうな運用をいたしております。

○松尾委員 そうすると、鉱業権の設定がある、そこを彼らがやらなから政府がやる、こういうことですね。そうしてにおいて、そこにパトンタツチする、こういうことになるわけですか。

○外山政府委員 おっしゃる通りでございます。そして、そういったことで第二期目のところから具体的な助成措置が鉱業権者に加わつてくる、こういうことになるかと思ひます。

○松尾委員 それから、このような新鉱床の補助金のほうでございましてけれども、これは中小企業に對する助成ですね。この予算というものは、いままで十分に使いこなされてきたかどうかですね。予算は十分使われておるかどうか。その点いかがでしょうか。

引き継いでおるといふような一つの段階も通ってきけるわけでありまして、この新鉱床の開発につきましても、今年度は若干このような前進が見られますけれども、思い切った政府がこの補助助成というものをやってみれば、なおなおうんとこの開発ができるかどうかという見通しはどうですか。

○外山政府委員 私どもも現在の予算、補助率等で十分だとは思っておりません。ただし、今回も単価を一〇%上げましてそれなりの助成の強化をやったわけでございますが、最近のような情勢の変化の中で、中小鉱山がさらに新鉱床探査に努力するためにも、この費用につきましてはますますふやしていこう、厚くしていこう、こういうことを私どもも今後引き続き考えてまいりたいと思っております。

○松尾委員 要するに、こんなことをくぐらだ開いておられますのは、だんだん閉山閉山で少なくなつておる。どうかしてここで食いとめませんと、石炭のあとをたどってじり貧になつていく傾向が顕著であります。それを防いでいきますのは、これは何といつても三段階方式ですね。これをがっちりやつていく以外にないわけですね。ですから、ここに力を入れることが新しい意味の鉱物資源の開発、新しい意味の見直しということに私は直接につながっていくであろう、こう思うわけでありまして、いま言われたとおり、これはしつかり力を入れて、ひとつ日本の非鉄金属というものをがっちり盛り上げていく姿勢を堅持してもらいたい、これは強く要望しておきます。

次に、このような鉱物資源の海外からの供給の問題でありますけれども、これは供給源が特定の国または地域に相当集中しているような傾向があるんじゃないか。その分散化というような問題はどのように考えていらっしゃるか。海外からの資源がある特定地域に集中しておるような感じがするわけでありまして、やはりこれをある程度分散をしないか、いやいやないか、こう思うわけですよ。そういうことについての考え方と進め方、そ

れをどういふふうになされるかということでありまして。

○外山政府委員 非鉄金属資源の世界的な分布状況自体がある程度片寄っているということは言えると思います。どこにでもあるというわけではございませんから、勢い片寄っているものを開発するわけでございますから、片寄りがちでございます。特に日本の場合には、開発参加のかつこうでの海外開発の伸展といった点が非常におくれております。これからよりやく本格的になつていくのではないかと。ことに銅あたりもザイルによりやく一つの成果が出てきたところでございます。引き続き他の地域にも幾つかの成果が出てくると思ひますが、まだ緒についたばかりであるということ、世界的な分布状況等から見ても、いま松尾先生御指摘のような懸念があるわけでありまして、できるだけ広く多元的にこういつた海外の資源を求めるといふことが非常に大事なことだと思ひます。そういうことで、つとめてこれからも分布状況をよく調査検討いたしまして、できるだけ分散化をはかるということも、私どもの今後の方針の一つとして考えておるわけでござい

ます。

○松尾委員 必要だと思ひますね。

それから、この金属鉱業を安定維持させるためには、資源の自給、これも当然でありますけれども、鉱物価格の安定対策が重要であります。これが国際相場による個々の価格変動にまかされておるという状態では不安定であります。ですから、各鉱物につきまして価格の安定策と申しますか、また需給価格の安定調整基金と申しますか、そのようなものを設ける、要するに価格の安定というものをどのようなかで考えていったらよからうか、こういうことをお考えかどうかというのが一点。

それから、やはりある程度これはいろいろ市況その他もございまして、これは備蓄という機構も考えていかなければいけません。この二つの点についていかがでしょう。

○外山政府委員 御承知のように銅、鉛、亜鉛といふような非鉄金属は国際商品でございまして、LMEというロンドン相場から出てくる国際価格にスライドして国内価格もきまつてくるというふうな方式でありますので、どうしても外の影響をそのまま受けて乱高下と申しますか、非常に高くなつたり安くなつたりすることを繰り返しているわけでございます。これまでいろいろな価格安定策といふものも提案されておりますけれども、そういう価格形成方式でございまして、なかなか一國単独でそういう努力をしても限度があるという感じがいたします。幾つかの商品につきましても、国際商品協定というふうなかつこうでストックを持ちながら安定化対策をやつていくケースもございまして、銅、鉛、亜鉛につきましても、ここに銅のような重要物資につきましてのそういう動きも現在若干はございまして、その点を国際的な意思にまで高めて、そして国際的な協調のもとにいま先生御指摘のような安定対策がとればこれは非常にけっこうじゃないか、また逆にそういう方向にいかないとなかなか安定するような対策はとり得ないといふふうな感じもいたします。

もう一つ、御指摘の備蓄問題もそれと関係なしには語れないわけでございます。やはり備蓄といふことがある程度価格の乱高下に対して好影響を与えようといふことはいいえると思ひます。しかし、これとともやはり国際的な理解といひますか、足並みのそろつたかつこうでそういう備蓄といふものの位置づけをしないと、これもまた効果がないといふことにもなりかねない。幸い幾つかの試練を経まして、最近はいくつた方向に国際的な努力がはからるべきであるという機運が少し芽ばえておるようでございます。私どもも考えておる次第でございます。

○松尾委員 ちょっと先ほども触れましたけれども、やはり国内の探鉱開発を促進する、これには

助成措置が必要だと思ひますので、補助金だけじゃなくて、減耗除制度、こういうものがあるようにありますけれども、これも期限が切れるとがいう話であります。また長期低利の融資、これは事業資金に対する分でありまして、要するに金融、税制上今後新たに力を入れていこう、このように考えていらっしゃる点を聞きたいと思ひます。

○外山政府委員 ただいま御指摘の減耗除制度、これは探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別除制度でございますが、この減耗除制度は、確かに御指摘のように来年の三月末で期限が切れることになつております。しかし、私どもとしましては、これが非常に有効な税制対策であるといふふうに考えておまして、いすれ四十九年度の税制改正の際に検討されるわけでございまして、私どもは、これが限時的なものよりも恒久的なものとしてできれば進めたい、こういう考えもございしますが、これはその時点になりまして関係当局と十分御相談したい、こう考えておるわけでござい

ます。

一方、そういう税制上の助成のほか、おっしゃる通りに融資における助成ということも大事でございます。これは先ほどの中小鉱山につきましては補助金、それから大企業につきましては金属鉱物探鉱促進事業団から融資が出ていくわけでございます。そういう点の条件などもなるべく緩和したかつこうで考えて、情勢の変化の中で困難がますます加わつてくる非鉄金属業界のためにできるだけの策を講じたい、こう考えている次第でございます。

○松尾委員 次は、海底資源の開発の問題でございますけれども、これは非常におくれておる、このように感じます。これはわれわれはうんと促進してまいつたのでありますけれども、ほとんどまだ手がつけられていない。それで今後の海底資源の開発の方針、それに対する予算的な措置というものも考えておられるであります。それから現在の民間での探鉱とか、地質調査等をどのよ

した者に対して、その計画が適正なものと認められた場合には、その計画に基づいて行ないます。融資防止事業に対し融資をするわけでございませう。融資の比率は中小企業が八〇%、大企業が七〇%ということになっております。なお、利率は中小企業三・五%、大企業五%でございます。

○野間委員 そうしますと、これはたしか二年据え置き十五年の分割返済だということに理解しておりますけれども、融資の際の資力の有無、つまり返済の有無、こういったものは融資される場合の基準に考えておられるのかどうか、この点についてお聞きしたいわけです。

○青木政府委員 もちろん融資でございますから返済能力がある者に対して貸し付けるということでございまして、当然必要な担保能力は要求されることと思ひます。

○野間委員 私が聞きましておるのは有資、無資の基準をどういうふうにお考えになっておられるのかということですが、つまり融資される場合に返済能力があるかないか、この点は資力があるかないかということと置きかえても同じだと思ひますけれども、融資の基準、これについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○青木政府委員 これはあくまで融資でございますので、返済能力は審査させていただくことになりまが、その場合、いかなる担保を入れられるかという問題になります。通常の金融と異なりまして、こういう融資防止事業で極力融資権者にやらせるという方針のもとに融資でございます。すので、その融資をする際の担保その他の要件につきましては、一般の融資よりも緩和した条件にするように運用してまいりたいと思ひておりますが、詳細は、まだ今後の検討問題だと思ひます。

○野間委員 次に、融資防止の義務者が存在するものについて、大抵防止の推定費用が二百六十四億六千万円ですか、こういうふう聞いておられるわけですが、義務者であっても、要するに無資力等事実上国とかあるいは地方自治体が全部かぶらなければならぬ、こういうものもあるのか

と思ひますけれども、この二百六十四億六千万円のうちで、大体どのくらい国ないしは地方自治体がかぶらなければならぬというふうに考えておられるのか。

○青木政府委員 ただいま御指摘の二百六十四億の分につきましては、一応融資防止義務者がおる場合でございますので、これはおおむね全額義務者にやっていたというふうには推定してあります。義務者のない場合、または無資力の場合でございますが、これは現在の推定では八十八億一千万円という工事量になると推定してあります。これは国が府県に補助金を出しまして府県の事業として防止工事を行なうというふうに予定してあるわけでございます。

○野間委員 その無資力の場合などについてこれは同僚議員のほうからも質問があったわけですが、けれども、地方自治体が三分の一ですか、国が三分の二、こういう負担割合になっておると思ひますけれども、ただでさえいまは地方自治体の財政というものは非常に圧迫されておる、こういう中で、全額国がこれについて負担するのが当然ではなからうか、これが一点。

それからもう一点は、先ほど私が聞いたことに関するわけですが、先ほど私が聞いたことについて企業の分離、この中で大企業のほうからいいますと、いかなる担保を入れられるかという問題になります。通常の金融と異なりまして、こういう融資防止事業で極力融資権者にやらせるという方針のもとに融資でございます。すので、その融資をする際の担保その他の要件につきましては、一般の融資よりも緩和した条件にするように運用してまいりたいと思ひておりますが、詳細は、まだ今後の検討問題だと思ひます。

○青木政府委員 まず第一の自治体の負担の点でございますが、融資問題の解決は、もちろん国の問題でもございまして、同時に地域社会の問題でもございまして、融資防止義務者が存在しない場合には、密接な関係にある地方公共団体が事業者となつて工事を実施する場合、国はその費用の三分の二を補助する制度となつてお

るわけでございます。この制度は昭和四十六年から実施されておりますが、現在のところ、負担能力がなくて事業ができないという問題は発生していません。ただ、先ほどから御説明いたしてまいりましたように、だんだんこの事業は増大してまいりますので、地方公共団体の中には非常に財政上の圧迫を感ずるところが生じてくるかもしれませんので、今後とも地方公共団体の負担分の軽減措置については、関係各省と相談しつつ努力してまいりたいというふうには考えております。

それから、分離その他によって返済ができなくなる企業があるのではないかと、この点でございますが、先ほど申し上げました八十八億一千万円という数字は、現在の無資力と同時に、将来無資力になるであろうという数字も若干加味して計算してございまして、若干その中に入ってくるかと思ひますが、大企業が分離いたしましたも、いままでも大企業が操業した分につきましては、融資権は、依然として、中小企業がつぶれた場合、分離した企業がつぶれた場合でも、大企業にかけ得ることに法制上なつておりますので、そういう企業が繰出するということには私どもは考えておらない次第でございます。

○野間委員 企業の分離の場合に、いま局長の話によりますと、大企業にも責任がかぶってくる、こういうふうには言われましたけれども、具体的にそれはどのような法律の根拠に基づいておっしゃっておられるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○青木政府委員 まず第一に、融資賠償責任でございますが、賠償責任につきましては、融資法の百九条の規定がございまして、その原因をなしたときの融資権者が負うことになっております。現在まで大企業が操業していた場合、そこに基因する損害につきましては、分離後もその原因となつたときの融資権者ということで、第一次的には大企業の負担になるわけでございます。それから融資防止工事につきましては、融資権

者の義務となりますために、分離した場合、分離された企業が融資権者となりまして、第一次的には、その分離した融資権者が責任を負うわけでございまして、何かの理由でこの分離した中小企業が倒産するなり融資防止工事の能力を失ひまして融資権が失われた場合には、融資権安法第二十六条によりまして、融資防止工事の義務を課することができまして、その場合、その原因となりまして大企業の操業しておりましたときに基因する融資防止工事につきましては、その大企業に融資防止工事の義務を課することができ。こういう法制になつておるわけでございます。

○野間委員 前者の場合には、これはあくまで事後の救済ですね、損害賠償ということ。そうでなくて、防止の義務ですね、これについては、いまあげられた保安法の二十六条にこれがあつて、すね。御承知のとおり、五年以内に命令をする。したがって、これはこの五年そのものの期間が非常に短い。特に蓄積融資の場合には、かなり年月がたつて融資が出てくる、蓄積されたものが出てくるというのが通例なんですけれども、それはそれとしても、この保安法によりまして五年以内に云々、こういう一つのしほりがかけてあるわけですね。したがって、五年以内にこのような勧告命令です、それをしない場合には、親会社と申しま

す、分離をしたその企業そのものは責任を負わなくてもいい、こういうことになっておるわけですね。したがって、そういうような一つの法の間隙から、分離された弱小企業、そういうもので義務者であっても返済できない、こういうものがかなり出てくるのじゃないかと私たちは思ひつておる。だからあくまで、局長が言われたように、大企業がすべて責任を負う、特に予防の義務、こういうものでないという前提に立つて考えなければならぬと思ひます。どうですか。

○青木政府委員 二十六条をかける期間が五年という制限がかかつておるために短過ぎるのではありませんかという御意見でございますが、従来非常に重

金属の分析術が未発達であつた場合、あるいは重金屬が人体に及ぼす影響、経路等について不分明であつた時代には、非常にとつて発見されることが多かつたわけですが、近時非常に大きな社会問題になつてまいりました、その辺の経路が明らかになつておりますので、その古いことにつきまして、急に被害が生ずるということとは、私どもとしては、そうひんぱんに起こるというふうには考へておらない次第でございます。

それから、今度の二法案が成立いたしますと、従来の持つております蓄積鉍害につきましても、十年間に極力なくしてまいりますし、今後操業に伴う鉍害につきましても積立金制度でもって担保されております。そういう関係もございまして、操業が終つたあとに、あるいは中小企業に操業が移つたあとに、非常に大きな鉍害というものが出てくるということは、そうひんぱんには考へられないというふうにも考へておりますので、いまの制度が成立いたしますと、分離後、過去の大企業の操業に伴う鉍害につきまして鉍害防止工事が行なわれないという事態はきわめてまれでないかというふうにも考へられます。

それから、もしそういう事態が生じまして、直ちに二十六条命令を發動することによりまして、そういう弊害を除去できるというふうにも考へております。

なお、ちなみに二十六条命令は、子会社が鉍害を喪失してから五年間かけられまして、その間に措置命令を出せば、その五年以後といえどもその効力を保持するわけでございますので、おっしゃるほど大きな穴があいては私どもは考へないわけでございます。

○野間委員 まあその点については、かなり私のほうでは疑問を持っていますし、そういう考え方でやること自体には問題があるというふうにも思ふのですけれども、あとでまた時間があればその点に触れるとして、次に、これは環境庁とも関係があると思ひますけれども、通産省と両方にお聞きするわけです。

今度の法案によりまして、製錬所関係の鉍害防止事業については、法案によりまして、国内鉍山の採掘に付属するもの、このいうふうになつておるわけなんです、独立の製錬所についてはこれの使用済みの施設、あるいはその他の蓄積鉍害、このいうものについては法案の対象になつていないと思ふ。特にいま鉍山に付属しない製錬所が独自に働く、こういう企業がふえておりますし、またさらに今後の原料輸入によつてこういう形の企業がますますふえるのではないか、このいうふうにも思ふわけですが、一つお聞きしたいのは、鉍山に付属する製錬所と付属しない製錬所、この数の割合はどうなつておるのか。このいうこと、それからいま申し上げた付属しない製錬所に対してこの防止義務を課すべきではないか、この点法案に盛り込む必要があるのではないかと、このいうふうにも思ふわけですが、環境庁の方針をひとつお聞かせ願ひたい。通産省からもその点についての御答弁を願ひたいと思ひます。

○青木政府委員 通産省のほうから先に御答弁をさせていただきます。

御指摘のとおり、本法案に基づきます製錬所は鉍山保安法上の鉍業という対象の中に入るものでございまして、独立製錬所は適用がございせん。それで数はいかがかというお話でございますが、この法案の適用を受けます製錬所が三十九、独立の製錬所が三十一という数字でございます。

なお、この法案は、鉍山保安法の特例法といふか、このように制定されておりますので、当然現在鉍山保安法の適用を受けてない製錬所については適用がないわけでございますが、概略申し上げますと、独立製錬所は他の一般工業と同じように一般の公害規制法が適用されておりますが、大部分は海岸に位置しておりますので、鉍滓と申しますか、そのいわゆるかすでございますが、かすは副産物としてほかに利用されている場合が多くて、膨大な蓄積鉍害を有するものではない例が非常に多いといふことでございます。現在までいろいろ問題にな

りました製錬所のいわゆる蓄積鉍害につきましても、すべて鉍業に属する製錬所のものでございまして、独立製錬所については現在までは問題が起つてなかつたといふことでございます。

○山村説明員 水質汚濁防止法の関係で申し上げたいと思ひますが、製錬所につきましては水質汚濁防止法の特定施設に指定いたしておりまして、国の一律基準なり都道府県の条例なりの排水規制を受けることになっております。

○野間委員 いままで独立の製錬所において被害が特段になかつたやに答へられたと思ひますけれども、しかしいま申し上げたように、これから原料を海外に依存するという度合いが高くなればなるほど、このかすの堆積がふえてくるのではないか、あるいは独自の製錬所というものがふえてくるのではないか、このいうことは明らかでな事だと思ひますけれども、やはりこれに対する手だてがなければ、付属する製錬所と、しない製錬所、これが防止義務の点についてあまりにも差があり過ぎる、被害の防止という点からすればこれは平等——平等というよりも、独立の製錬所につきてもこういう防止義務を課すべきだといふふうに思ふのでございます、通産省では、これについて防止義務を課する、そういう方向で検討する余地はないのか。

○青木政府委員 この法律はそれ自体で防止義務を課しておるわけではございませんので、防止工事を計画的にやらせるといふことと防止工事に対する助成を主としてきめておるものでございまして、したがって、現在独立製錬所につきましても、先ほど御説明ございましたように、水質汚濁防止法によりまして直接の規制をかけておりますので、規制の面で独立製錬所について特に重いものを課する必要があるかどうかは、私どもとしては、現在すぐそういう必要があるというふうには考へておりません。ただ、付属製錬所の中で一部山元にある製錬所がございまして、そういう山元の製錬所の一部には、鉍山と同じような鉍害を出すものがございまして、一番製錬所との関係で

この法律の適用を受けますのはそういう製錬所でございます。

以上、簡単にございまして……。

○野間委員 それから貯蔵の問題についてお聞きしたいわけですが、金属鉍物の貯蔵については法案では規制の対象になつていない、防止義務の対象になつていない。ところで、私たちがつかんでおるところによりますと、神岡鉍業所が富山港の岸壁に十年以上前から高濃度のカドミウム、これは三三〇PPMですが、これを含む赤かすを野積みしておつた。付近の住民は非常に大きなショックを受けたというふうにも聞いておるわけですが、これに対する鉍害対策は一体どうなつておるのか。あわせていまの措置法との関係でこの貯蔵について義務を課すべきであると思ひますけれども、その点についてお答え願ひたいと思ひます。

○警沼説明員 お答えいたします。

本法案の対象は使用済みの特定施設ということでございます。鉍山製錬所の操業に伴う鉍害防止につきましては、現在の保安法の体系の中で処理をいたすという形になつております。

御指摘のような原料の貯蔵その他につきましても、もしそれが実態的に、たとえば水なりあるいはその他の鉍害を及ぼすといふことになれば、保安法の監督の対象として取り締まる、こういうことになつております。

○野間委員 申し上げたいのは、出してから被害を救済するということではおそいと思ふ。こういう措置法をつくるなら、この機会に未製錬の貯蔵についても、出す前に防止義務を計画させてこれを提出させるというものがまづとうじやないか思ふので、その点についてお答え願ひたいと思ひます。

○警沼説明員 お答えいたします。

現在の鉍山保安法の省令の中に施設の管理等という項目がございまして、鉍物の貯蔵場その他いまおっしゃつた点につきまして維持管理の規定が

でございます。この規定を守って鉱業権者はやるという事になっております。その規定を守っているかどうかについて監督を行なっている、こういうことでございます。

○野間委員 それではまた進めますけれども、きのうの連合審査の中でわが党の中島議員からも質問があったわけですが、基本方針の設定、これは四つの関係だと思ふのですけれども、これは地方自治体の意見をどうしても聞く必要がある、こういう発言をしたと思ふ。これは例の宮崎の土呂久鉱害の件について知事が再三要請した、こういう実態がありますし、また、地元の具体的な事情についてほんとに知っておるのはやはり地方自治体であり、あるいは町である、こういうふうに考えますので、この点について、その基本方針をつくる場合に地域の住民の意向、特にいま申し上げた地方自治体の意向、意見を取り入れるべきじゃないか、こういうふうに考えておりますけれども、この点についてはどうですか。

○青木政府委員 昨日も御答弁申し上げましたとおり、鉱害問題は地域の問題でございますので、地方公共団体等の協力がなければ本法の円滑な運用は期待できないわけでございます。このようない観点から、従来休廃止鉱山の調査等につきまして、地方公共団体の協力を得てこれを実施しているところでございます。したがって、基本方針をつくらざるも、実質的には地方公共団体と十分な打ち合わせをした上これをきめなければ、実際上は動かないということになりますので、通産省としても、事務的に実際には十分の連絡をとるようには考えております。

○野間委員 実際にはそういう取り扱いをするかも知れませんが、これは非常に大事なことでだと思ふので、この点について法文上明確に自治体の意見を聞く、こういうふうに加えるべきだと思ふけれども、どうなんですか、単に実際上の問題じゃなく。

○青木政府委員 基本方針作成の段階から十分相談をしなければなりません。法律上意見を聞くことか協議をするとかいうことになりまして、結局でき上がったものの文章上の協議あるいは意見を聞くことになるわけでございますが、実際つくります前に十分御相談して、運用するということで私どもは考えております。

なお、この法案自体につきましては、関係鉱業、鉱山をかねておられます府県とは十分法文の段階から御相談いたしました、特にそういう府県からも、法文上明記した協議なり意見を聞くというのを盛つけてくれという御意見も承っておりますし、事実上密接な連絡をとってやるということで足りるのではないかと今ふに私どもは考えております。

○野間委員 その点、いま明確に法文化する意図がないとしても、将来の問題として、やはり被害を受けるのは地域の住民であって、決して国や通産大臣あるいは通産省ではないわけなんですね。やはり最も事情に知悉しておる自治体なり地域の住民の意見を聞くということと将来の方向として法文化すべきじゃないか、こう思ふので、この点について強く要望しておきたいと思ふ。

それから次に、鉱山保安の監督関係についてお聞きしたいと思ふのです。これは六十八国会のときにながの米原議員が質問したことがありますが、けれども、監督官の数ですね、これがかなり不足しておる。いま大体全国でどのくらいおるのか。特に今度のこの鉱害防止の問題については、かなりの数に及ぶと思ふわけですね。その点について監督官が少なければ、いかに防止の義務を課してもなかなかこれの手だてがいかない、特に点検が不十分になる、こういう観点から考えまして、監督官のいまの数と、この法案ができた場合に数をどういうふうにするのか、十分かどうか、その点についてひとつ答えてほしいと思ふ。

○青木政府委員 御指摘のとおり、鉱山の監督についてはきわめて重要な仕事でございますので、その体制の整備についてはわれわれもかねてからいろいろ努力をしているところでございます。いまどういふ措置をとったかということでは

いますが、まず機構面で申し上げますと、従来はあまり鉱害の問題がなかったため、鉱害防止に課する課はなかったわけでございますが、鉱害防止課といふものを逐年設置してまいっております。それは四十五年度に仙台と東京にまず置きまして、四十六年度大阪、広島、福岡、四十七年度に名古屋、四国と置きまして、四十八年度に札幌に置きまして同時に、仙台に鉱害防止第二課という二つの課を置くというふうな機構の整備をはかっております。

なお人員でございますが、四十五年度から申し上げますと、四十五年度が百七十五名、四十六年度が百九十八名、四十七年度が二百三十四名でございます。来年度は二百五十三名にふやす予定でございます。これは総人員でございますが、このうち監督官と監督官の資格を持つている人数を申し上げますと、四十五年が百二十名、四十六年が百三十九名、四十七年が百七十一名でございます。四十八年にはこれを百九十五名にふやすというふうに、逐年増員をはかっている次第でございます。

○野間委員 逐年ふえてはおるようですけれども、微増なんです。しかも、いま聞いたら、金鉱山は稼行中のものだけでも二千以上ある、こういうふう聞いておるわけですが、資格を持つた者がわずか二百名足らず、これでは日常の十分な点検はできない。これは数で勘定したってわかると思ふのです。そういう意味で、もっと大幅にこれをふやして、そして遺漏のない、住民に被害のないようにすべきである、こういうふうには考えるべきだと思ふのですが、いかがですか。

○青木政府委員 本法の施行以後ますますこの関係の仕事は重要となると思ふので、来年度の予算要求以降におきまして、大幅な人員の増加を認められるように大いに努力をいたしたいと思ふます。

○野間委員 一体この法案が成立して、実際にこれを執行する段階になれば、どのくらいあれば遺

漏のないだけの点検、手だてができるかと考えておりますか。

○青木政府委員 ただいますぐ何名なければならぬか、何名あれば十分だとかいう判断資料を持っておりませんが、事情の許す限りにおいて極力増員をはかろうと思ふます。(不適当な答弁じゃないか、おかしいじゃないかと呼ぶ者あり)

○野間委員 いま発言がありましたように、ほんとうにまじめに考えるならば、これだけの事業をこれからやっていくわけなのに微増微増でわずか二百名足らず。稼行中の鉱山だけでも二千以上あるわけでしょう。単に行つてちょこっと外形を見て帰ってくる、これではつとまらぬわけですね。しかも、これはやはり専門的な知識なり技量を要するわけなので、そういう意味から、こういう法律をつくって執行する以上、具体的なこういう職員、資格を持つた監督官の手だて、これは当然大幅に考えるべきだと思ふし、また、この法案との関係で、具体的に緻密に考えるべきだといふふうに考えます。まだそれじゃどうも不十分だ。いまの時点でも、まだ具体的に近い将来のことについてさき数が考えられていない。これはおかしいじゃないか。

○青木政府委員 現在二千の鉱山がございまして、このうちこういう重金屬の鉱害を出すおそれのない山もございまして、露天掘りや安全な鉱山もございまして。大体平均しまして安全な山では年間一回は少なくとも見回す。それからいろいろ検査をする必要のある山については、五回ぐらいの検査を実施しておるわけでございますが、その中でいろいろ試料を採取するなり分析するなりで現在監督を行なつておるわけでございます。それで極力この回数をふやすように今後努力してまいりたいといふふうに考えております。

○野間委員 いままでの鉱害の例からいまして、おそれがないところから出てくるのが普通なんです。したがって、動いておる山あるいは休んでおる山あるいは廃鉱、こういうものについてはや

はり日常ふだんから点検して、しかも、これは具体的に基本方針をきめて、事業計画を出させるわけでしょう。その事業計画をそれぞれ具体的に点検しなければならぬので、これはおそれがないから年に一回見回ったらいというものでないかと思ふのです。そういうような態度では、法案ができて、これに対する具体的な効果がなかなか期待できない、こういうふうに思ふので、この点についてさらに強くあなたの方でやはり検討してまじめに考えて、これについての増員方の要請、具体的な手だてを講ずるべきである、こういうふうに言っておきます。

それから、融資の關係についてお聞きしたいわけですが、これは中小弱小企業だけではなしに、大手にも長期低利の融資をするわけですが、これについて私が考えるのは、これはもうけるだけでもうけて、そうしてそのあと始末する、こういう性格を持つといつても、やはり汚染者が責任を持たなければならぬというPPPの原則からいつても、企業そのものが第一次的に義務を負うというのには当然だと思ふのです。私も少し大手の企業の成長について調べてみたわけですが、これも、これは斜陽といふいろいろなわけてありますけれども、たとえば三井金属を一つ考えてみますと、一九六三年の下期から六九年の下期、この六年間に売り上げで約二・八四倍、総資本で二・三九倍、純利益で二・四四倍、こういうふうな伸びを見せておられるわけですが、これはやはり日本の代表的な企業としては見劣りしないというか、かなりの順調な伸びを示しておると思ふます。しかも、一方、この間に従業員の数は六年間に〇・八六、こういうふうな逆に減つておる、これは鉱山労働者に対する合理化あるいは収奪、これが強まっておることは、この数字から明らかだと思ふのです。さらに、これは三菱金属ですけれども、ここでも同じ期間に売り上げで三・六六倍、住金では三・七二倍、こういうふうな伸びを示しておるわけですね。したがって、大手がこのような伸びを示しておるのに、長期低利の融資をする必要

はないんじゃないか、こういうふうな基本的には考えるわけなんです、この点について通産省の見解をお聞かせ願ひたいと思ふ。

○青木政府委員 個々の会社の資料をいま手元に持つておりませんけれども、主要金属鉱山会社十五社の経営状況のトータルではかつてみまして、売り上げ高、純利益率が昭和四十四年度上期、下期はそれぞれ一・九二、一・〇七、一・〇一というふうになっていて、それほどよく大きな利益をあげていて、というふうには考えておらないわけでございます。なお、円の切り上げ等の影響もございまして、鉱山会社は非常に経営が苦しいというところも一般にいわれておるわけでございます。そういう経営状況を抜きにいたしまして、この善利鉱書と申しますのは非常に多年にわたる操業の結果が出てまいりましたものでございまして、しかも、この鉱書の防止工事といふものは、それからすぐに利益を生むものではなく、むしろ出費だけの工事でございます。そういう工事をスムーズにやらせましたためには、ある程度長期低利の融資をいたしまして、こういう各社が円滑に鉱害防止工事ができるように措置したわけでございます。

○野間委員 私申し上げておるのは、地域住民、つまり住民の被害の防止という観点で万全の手だてをするという点については、これはもう当然のことだと思ふますけれども、しかも少ない融資の中でこういう手だてをやつていくわけなんです、ほんとに鉱害防止のあれこれの手だてをすれば倒産するかもしれない、こういう中小零細鉱山、こういうものにはこそほんとに融資すべきである、そうである。そしていままでもうけにうけてきた、こういう山に対しては、やはり汚染者が負担する、こういう原則に基づいてやらすべきではないか、こういうふうに考えるわけなんです。したがって、大手に比べて中小零細鉱山の場合に、あまりにもこれに対する手だてと申しますか、そういう策がないように思ふますので、そういうものに融資するならもっとも手厚い保護を中小零

細企業にすべきではないか。そして鉱害から住民の健康を守る、こういう仕事を全うすべきではないか、こういう点から申し上げておるわけですが、どうですか。

○青木政府委員 中小鉱山は確かに大手に比べましていろいろな資金能力その他についても劣るわけでございますので、中小につきましては、融資の比率なり利率なりにつきまして大手よりも優遇する措置をとりまして、両者の間に差別を設けながら、この鉱害防止工事の円滑な実施をはかつてまいりたい、こういうふうな考えておる次第でございます。

〔稲村(佐)委員長代理退席、委員長着席〕

○野間委員 しかしこれは融資といつても、確かに利率が大手の場合には五％、中小企業の場合には三・五％、この程度の違いじゃないかと思ふます。だからこれではますます大手と中小、弱小との差を激しくするばかりなんです、もっと抜本的にやはりこういう鉱害防止のあらゆる手だてをするには、それがひいては企業の存亡にかかるといふところにはもつと手厚い保護をすべきではないか、こういうふうに思ふのです。いまあなたおっしゃるけれども、その違いというのは利率だけじゃありませんか。どうですか。

○青木政府委員 利率のほかに所要額に対する融資比率といふのがございまして、これは中小は八〇％を融資いたしますが、大企業については所要額の七〇％を事業団が融資するということになりまして、この融資の比率につきましても、差を設けてあるわけでございます。

○野間委員 時間がたつておりますので、次に進めていきたいと思いますけれども、融資の際に担保を取るのか取らないのか。これはおそろく取るのではないかと思ふますけれども、これは返済期間が十五年ですね。長いわけで、その過程で休止、廃止あるいは担保物件の価値の減少、こういうものがこれから出てくるのは十五年という期間から見ても当然だと思ふますけれども、こういう場合に国としてはどうするか。

それからもう一つ、融資された資金は、本来的にこれは鉱害を防止するという事業にすべて投入すべきであり、またそういうふうになっておるわけですが、実際に、たとえば一千万の融資を受けて、かりに入百万鉱害防止に使用して、あとも二百万はほかの資金に流用する、こういうことも十分考えられるわけですが、この点についてどうにか、手だてをどういうふうにか、チェックしていくのか、手だてをどういうふうにか、この点について聞かしてもらいたい。

○青木政府委員 融資のいろいろなやり方につきましては、詳しくは業務方法書等で規定することになります。やはり事業団といえども国の資金を借りて融資をするわけでございますから、担保は取らざるを得ないと思ふます。ただ、こういう關係の融資でございますので、なるべくその融資の際の担保の条件等は弾力的に処置するように今後検討してまいりたいと思ふます。

それから第二、この融資がほかの目的に流用されるのではないかと、このことでございまして、これも手続は将来検討の上決定するわけですが、たとえば公害防止計画を出しまして、それに沿つた事業でございまして、工事契約等を十分審査した上でこれを貸し出すという方法をとる等、流用防止の点につきましても十分留意してまいりたいと思ふます。

なお、この鉱害防止工事につきましては、鉱山保安監督局のほうで十分監督をいたしますので、工事費の水増し等に対しましては十分監督ができるものと考えております。

○野間委員 そこで、結局先ほど申し上げた監督官の数にも關係してくるわけですね。私は、これからこういう流用するケースがかなり出てくるように思ふのです。しかも、これは点検する人間が稼行中の二千の鉱山に対してわずか二百人足らず、ふえても二百人を少しこえるだけなんです。しかも、これを大幅に伸ばすというふうな計画はいまのところない。こうなりますと、点検がおさなりになることは当然だと思ふのです。こう

いう中で流用の事態が生ずるのは、いままでのいろいろな経験からしても明らかだと思うのです。ね。こういう点から考えても、流用するようなどとのないようには、これを担保するためにものごと点検する方法を具体的にしかも正確な点検ができるように考えるべきだと思いますけれども、この点について考えがありませんか。

○青木政府委員 先ほどお答えしましたように、極力人員の増加をはかりますと同時に、いろいろ鉱害防止事業に対する契約の審査その他、あらゆる手段を通じて流用の防止につとめてまいりたいと思います。

○野間委員 そういふ抽象的なことばでこの執行が確実にできるなら、これはもう問題ないわけですね。そうでないから問題にしているわけなんです。そういうような甘い考え方、甘い方針でいま申し上げたことについてこれをチェックできると思ふのはあなただけです。だれもそんなことを思いませんよ。だから、もっとまじめにこれについての手だてを考えるべきだと思います。時間がありませんので、この点についてはもう追及しません。が、あなたのほうで十分検討する、こういうことをひとつ約束していただきたいと思います。

○青木政府委員 流用防止の点につきましては十分今後検討いたしまして、そういう事故の起こらないように努力してまいります。

○野間委員 それから鉱業権の消滅時の措置については、法令によるとたしか通産省に届け出をするだけでいいことになっておるようですね。けれども、これはやはり鉱害防止という観点から、消滅時において鉱害防止の措置を義務づける、こういうふうにするべきだと思いますけれども、どうですか。

○青木政府委員 鉱業権の消滅の場合には届け出で足りるということは御指摘のとおりでございます。それで、鉱業権消滅のときに十分の義務を課しておくべきであるという点につきましては私どもも同感でございます。休廃止鉱山の鉱害防止工

事につきましては、保安規則を改正いたしましたので、十分な義務を課するように改正するように用意しております。

○野間委員 いま言われた保安規則は、金属鉱山等保安規則、この二百十一條の一項じゃないかと思いますが、これによりまして「坑口を有する立坑、坑井または坑道を廃止するときは、その坑口を閉鎖しななければならない。」これだと思ふわけですが、これは危険防止、特に墜落等の危険防止、この立場から規定されたものというふうな趣旨を私は理解するわけですね。けれども、これは鉱害防止という点からは不十分なのは当然だと思ふのです。しかも、これだけではなしに、集積場の覆土とかあるいは植栽等の措置、こういうものは、この規則からしても、これはないわけですね。具体的にいま改正する用意があるというふうな言われたいけれども、それは二百十一條の第一項をさして言われたのか、そうだとすれば具体的にどのようにならなければならないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○青木政府委員 ただいま御指摘の二百十一條は確かに危険防止を主とした規定でございますが、この規則全体の中で、この条文でなくて鉱害防止に関する規定を新しく設けて、それを適用するということと準備しておるわけでございます。具体的内容につきましては現在案を練りつつありまして、でき次第中央鉱山保安協議会のほうにはかりまして規則改正という運びになるわけでございます。

○野間委員 法案がいまままだにできようとしておる、こういうわけですね。ですからこれと関連させて、いまの鉱業権の消滅時に一定の義務を課するということも当然やるべきだと思うのです。だから、時期的にはいつごろ成案を考えておるか、いつごろつくるのか。

○青木政府委員 この法案の施行と同時に規則改正が行なえるように準備中でございます。

○野間委員 それでは最後に一、二点大臣にお聞きしたいと思ふのです。

先ほど申し上げたのですけれども、近時企業を分離して鉱山関係を中心小企業化していく、こういう山がふえているわけですね。この間の参考人の中でも、たしか労働組合の代表の方だと思ふと思いますが、企業は残るが鉱山はつぶれる、こういう表現をされたと思うのです。実際登記簿上は確かに企業は存在する、また不十分ではあつても山は現にある、しかしこのような分離から、さらにこれが倒産あるいは解散、こういう傾向をたどっていくと思ふのです。したがって、通産省として、この企業の分離あるいは資本の分離、こういう傾向をもちろ御存じだと思いますけれども、この原因あるいはこれに対してどのような考え方を持つておられるのか、さらに対策はどうかということについてお聞かせ願いたいと思ふます。

○中曾根国務大臣 資本主義のもとにおきましては、企業の経営は企業の自主性において行なうというのが原則でございます。政府が干渉したり介入するということは極力避けるのが好ましいと思ふますが、最近、情勢を見てみますとかなり鉱山分離という例が出てきておまして、鉱山部門が弱体化していくということは確かに現象として見受けられます。このことは一面において、そういう鉱山部門が弱体化したりあるいは労働者の生活やあるいはその地域関係に対して悪い影響が出てくるということは好ましくないことであると思ふます。でありますけれども、国家がこれに対して介入したり何かするということは極力避けたと思ふますが、いまのような影響が出るおそれのあるという場合には、よくその企業分離の実態等を見きわめまして、できるだけ行政指導等によりまして、一体として、鉱山部門を弱体化しないように、また地元に対してそういう迷惑を及ぼさないような措置を講ずるよう指導していきたいと思ふます。

○野間委員 結局この法案との関係からいいますと、このようにして分離をして中小零細企業に弱小化していつて、しかもこの中で、法案のため

えからいろいろな防止の義務なりあるいは積み立て、そういうことが要求されるわけですね。そうなる中小企業、零細企業は、それでなくても一定の収益財産からして、分離したものがさらに経営が悪化していく。だから防止の義務すらが十分に全うされない、こういう事態が当然出てくると思ふのです。ですから、こういう意味からしても、今日までの大企業の分離の実態、こういうものを徹底して調査して把握して、これに対して、いま大臣も言われたけれども、労働者の労働条件の悪化あるいはいま申し上げた防止義務のおさなりの履行、こういうことのないようにひとつこの観点からも手だてをすべきだと思いますが、どうですか、重ねて……

○中曾根国務大臣 無責任な処置を行なわないように監視いたします。

○野間委員 それからもう一点。これは私非常に問題だと思ふのですけれども、この法案でも当該鉱山に鉱業権あるいは租鉱権、これがないものについては防止の義務はないわけですね。けれども、分離以前にさかのぼって、つまり分離した場合に、分離したほうについては、これは鉱業権が全部譲渡されますから、鉱業権者は分離された小さな企業になるわけですね。しかも、これらが防止の義務を負う。ところが、もともと分離して大きな企業については、この防止法からすれば義務がない。この法案のためまえからすると、基本的にそれはそうなると思ふのです。そうなりますと、ますます、ちよとタコ足を切るように持っていく、そこに魅力のない鉱業権を譲渡、移転する、こういうことがこのものが出てくるのじゃないか。これではいままで汚染の原因をつくつておつた企業は全くつかまれない。こういう観点からして分離前のものについても、このようにケースの場合には防止義務を課すべきではないか、こういうふうには私は考えるのですけれども、大臣いかがですか。

○青木政府委員 先ほど御答弁しましたが、大企業が分離した場合に、前の大企業の責任がなく

なるのではないかとお話を伺いますが、子会社は、第一的には子会社にまかす、子会社がつぶれた場合でも二十六条命令をかけることによりまして、大企業はなした分の鉅害につきまします。大企業に鉅害防止義務が残ることになりますので、そういう点で大企業の責任というものは確保できるものと私どものほうでは考えております。

○野間委員 実務の点については大臣はあれだと思ひますけれども、いまの二十六条の問題について考えてみますと、これは五年以内に命令をしなければならぬ、こういうふうに規定はなっているわけですね。そうしますと、五年間が無事に経過した、住民から何ら文句がない、あるいは通産省としてもこれを調べもしなかつた、しかも鉅害というものは専門的しかも長期的に潜伏するわけですから、そうしますと、五年たてば大企業そのものが、親企業といつてもいいと思うのですけれども、それに対しては何らの義務も課するわけにいかぬわけですね。これは二十六条でなっているわけですね。これではいつでもタコ足を切るようにして大企業は逃げていく。どうしてもこれをつかまえてそこで防止の義務を課さなければこれはおかしいというのが当然だと思ひます。いま申し上げたようにPPP、これからしても当然だと思ひます。こういう点から、分離前のものについても防止の義務を課す、こういう方針で法律を適用するのが当然だと思ひますが、大臣いかがですか。

○中曾根国務大臣 要するに企業といえども社会的存在なのでありまして、公序良俗に従ふことはもちろんのこと、住民社会と調和していくということが本旨であります。そういう道義性ももちろん企業は持つていなければならぬものでもありまして、無責任なことをやらせないように私たちは監視してまいります。

○野間委員 最後に、結局、いまの商社の買い占めを見たつてそうなので、開放経済とか自由経済とかいろいろなことを言われますけれども、どんな

もん買ひ占めて売り惜しみをします。その結果、国民生活が非常に困難な事態を招来しておる。これと同じように、もうからなければつと足を切つていって、そこに全部しわ寄せしていく。もうけるときもすべて、あとはそしめをなして小企業に全部しわ寄せしていく。こういうことはモラルの上からも、あるいはそうでなく公序良俗の点から考えても、私はこれはやっぱり違法じゃないか、こういうふうに思ひます。ただ、これの詰めてとしてはいろいろと緻密なあれが要求されると思ひますけれども、こういうものに対して防止の義務を課さなければ、ほんとうに防止の義務は全うできない、通産省としてはこういう前向きの方角で当然に考えるべきである、こういうふうにかへるわけですね、どうですか。

○中曾根国務大臣 さきにも申し上げましたように、無責任な措置をやらせないように、通産省としては指導してまいります。

○野間委員 時間が来ましたのでこれで終わりますけれども、さらに私たちはこの法案の運用と執行についてきびしくこれを見たいと思ひまして、そのつど私らのほうから適切な措置をとるように入力したいと思ひます。

○浦野委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 東和マンガン鉱のあと始末の問題を通じて鉱山一般の問題についてお伺いしたいと思ひます。

まず最初に、東和マンガン鉱で昨年災害が起きました。そのあと始末の問題について、どのようにおやりになつていただいておりますか、御説明をいただきたいと思ひます。

○青木政府委員 東和マンガンの災害事故のその後の経過及び通産省としてとつた措置について御説明申し上げます。

昭和四十七年七月九日から十二日の間の集中豪雨によりまして、十二日の夜半、東和マンガン鉱山の本坑口前の造成地が崩壊いたし、流出したわけでございます。これによりまして下流の民家三

戸が全壊し、二戸が半壊、一戸冠泥、浸水、死亡四、重傷一、災害事故が発生したわけでございます。被害額は、大阪鉱山保安監督部の試算によりまして七千六百五十万円でございます。

通産省といたしましては、本災害が異常な豪雨によるものと判断いたしました。地元及び関係各方面と連絡をとり、本災害の復旧が一刻も早く行なわれるように努力してまいつたわけでございます。また、大阪鉱山保安監督部長は、鉅業権者に對しまして、崩壊のり面の整形、緩傾斜化、それから崩壊流出部分の整地、残留土砂の流出防止、止工事、崩壊地盤の湧水の導水工事、造成地上の半壊建て屋の撤去、坑内水等排水溝の整備という第二次災害防止応急工事を指示いたしました。鉅業権者に対してこれを実施させた次第でございます。

それで、治山工事の前提となります保安林指定につきましては、大阪鉱山保安監督部、大阪通産局は、鉅業権者に対して種々説得いたしたわけでございますが、現在まで了承が得られておらない次第でございます。

大阪通産局長は、四十七年の十二月二十二日に應聞会を開催いたしまして、鉅業法第六十二条違反に基づく鉅業権の取り消しを行なうこととした。しかしながら、鉅業権移転登録申請が前日に行なわれなかったために鉅業権の取り消しをすることができなかつたわけでございます。

災害復旧につきましては、農地関係は農林省の災害復旧事業工事の補助金二千六百十二万七千円を受けまして、和東町において四十八年三月下旬より堰堤工事にかかつております。

それから一方、治山工事関係は、鉅業権者から治山工事の前提でございます保安林指定についての了承が得られなかつたために、農林省の補助を得ることができない現状でございます。

なお、現在も鉅業権者に対しては監督部、通産局において保安林指定についての説得を続けているというのが現状でございます。

○玉置委員 それが鉅澤と申しますかズリと申しますか、この山の頂上でズリのずり落ちたやつ、それによつて人家が流され人命を損傷したんだというところは存じておいでになると思ひますが、約半分の鉅澤がずり落ちましたので、なお半分くらい山の頂上に残つておるわけでありまして。地元は被害を受けた個所の方々としては、やがてまた参りますつゆどき及び集中豪雨による被害を非常に心配をしておるわけでありまして、今度の雨季までにこのことを、思い切つた根本策を講じなければ、再び同じような災害を受けるおそれがあるということを承知しておいでになるかどうか。

○青木政府委員 先ほど御説明したように、二次災害防止のための応急工事ににつきましては、指示してこれを実施させてあるわけでございます。通常予想される程度の雨量では危険とは考えられないわけでございます。しかし、予想されないうる異常な豪雨による場合に對処するためには、崩壊箇所以外の山壁をも含めた根本的な治山工事を進行する必要があります。というふうに考えております。

○玉置委員 局長は、現場を知らぬからそういう楽なことを行つておいでになるんだけれども、地元の人々としては、ちよど山の頭の上にならうというものがまだ半分残つておるわけでありまして、それがために農林省まで動員してお願ひをして、早く根本的な策を講じようと思ひになつておるんだと私は思ひます。大阪では通産局はなかなか一生懸命をやつておるのです。そこで、いよいよ鉅業権を廃止しなければ、つまり保安林に入れない、林野庁のほうはやつてもらえないんだ、そこまでするわけですね。森林法のたてまえから、林野庁が思い切つた根本策を講ずるのには、鉅業権が邪魔になる。しかも、保安林に入ること承諾してくれなければ、そのことができない。にもかかわらず應聞会を開いて、完全に休止している鉅澤ですから、そのことをなそうと思つたら、前日に合名会社の代表者であつたのを同

じ名前の自分の個人の名前に切りかえた。切りかえたばかりにそのことをなし得ない。それは一体どこに間違いがあるんだ。いまの鉱業法でそのことがなし得ないのかどうか、御説明をいただきたい。

○外山政府委員 法律の立場だけで申しますと、確かにそのケースでは鉱業権の取り消しが行なわれてしかるべき事態だと思いますが、鉱業権自体の移転が自由になっております上では、その新たに譲った人に対しては六十二条の適用ということがございせんので、したがって、いましばらく、現在の鉱業権者にできたことが、移転したばかりでございせんから、できなくなるということとでございせんから、御指摘のように非常に問題が多いと思いますが、鉱業権の取り消しが直ちにできる体制にはなっていないわけでございます。

○玉置委員 昨年五、六戸にわたって人家が滅失した。人が四人死んだ。いつ何時また同じ残滓が落ちてくるかわからないような状況になっておるのに、鉱業権を停止する何らの法規がないのかどうか、説明をいただきたい。

○外山政府委員 法律的には取り消しは直ちにできないということでございます。

○玉置委員 いませっかく近ごろやかましい鉱毒その他についての立法を急いでおるわけでありすが、もっとそれよりも目に見えた物理的な現象で人家に被害が起きようとしておる。それについて何らの手も打ち得ないというようなことは、鉱業法の欠陥かどうか、お答えいただきたい。

○外山政府委員 もちろん御指摘の実態を救済するための保安対策といった点で、いろいろ代執行とか、いろいろな点があると思います。そういうことで、することにも限度があると思いますが、鉱業法の権利関係でこれを取り消すことはできないというところは、確かにいまのような実情から見ますと、取り消しをすることによって万事がうまくいくということだけに、それが一番容易な方法であり、明確な方法だと思えます。しかし同時に、現行鉱業法の運用を厳正にやることによって

もう少しゆる余地があるのではないかと気がいたしますが、現在とにかく法律論的に申しますと、取り消しという行為にはすぐ出られないということでございます。

○玉置委員 暫時待ってくれというのは、一体何をどのようにさそうと思つたのか、そのことを説明願いたい。

○外山政府委員 少なくとも六カ月は待たなければならぬような法律構成になっておるわけでございます。

○玉置委員 その内容を説明してもらいたい。

○外山政府委員 新たに聴聞会を開いて取り消しを命ずるという措置を講ずるにいたしましたも、移転後六カ月はたっていないけれどもかぬということとでございせん。

○玉置委員 この間、聴聞会を開いてそのことをなそうと思つたら、名前をひよいと切りがえられたら手がつかないんだ。そういう悪質な人間には、あとしばらくお待ちくださいということを入命救助の点から見ても得るのかどうか。次には絶対にその人は名前を移転できないんだという何かの法律根拠があるのかどうか、説明をいただきたい。

○外山政府委員 この点はいまの鉱業法のためまへから見ますと、まことにそういう実態を予想しない書き方になっておまして、その六カ月たつたときにまた他の名義に登録がえしてしまふということになりまして、同じように法の書き方は取り消しが及ばないことになってしまふということとでございせん。それで、鉱業権の取り消しということとこれを追及いたします、どうしても限度が出てくるというふうな感じがいたします。

ただ一方、鉱業法自体の考え方に加えて、保安とかあるいは環境被害に対する対応策とかいうこととから見て、鉱業法はどういうふうな運用がなされるべきか、あるいは鉱業法に対してもつとどういう注文をすべきかということの問題も一つだと思ひますが、鉱業法だけで解決しようとしたしますと確かに御指摘のように不十分な点が多々ござい

○玉置委員 鉱業法のほかに人命を救済する方法があるのだったら示さない。

○外山政府委員 もちろん鉱山保安法という法律がやはり保安を最もねらいとしてできているわけでございます。これは鉱業法との関連を保ちつつ保安という問題を取り扱っているわけでございます。ただ、鉱山保安法の対象にもまた限界がございまして、たとえば具体的に被害を起しそうな段階では保安法の対象にならないとか、現実の影響が出てから問題がつかまえられるというふうなケースもございせんけれども、たとえばボタ山のようなのは、私もから見まして、法律的な、また何らかの対応策が要るのではないかと感じました。

しかしいづれにいたしましても、鉱業法だけで解決しようとしたしますと、どうしても鉱業法自体の性格を少しいじりませんと、いま玉置先生のおっしゃるような点の改善はできないという感じがいたします。

○玉置委員 現に休止しておる鉱山、しかもそれは相当長らくの間休止しているものであつて、われが見るには、その山が現実に行方不明の住民の少しだ。そういう山があるために地域の住民が雨が降ればびっくり眠られぬ。現に先ほど言いましたような大災害を起しておる。それを官庁がどうともできないのかどうか、通産省ではどうともできないのかどうか、言つてごらん下さい。

○竹村説明員 東和マンガン鉱山の鉱業権を設けたいとしたときとその後経過について、ちよつと簡単に御説明させていただきます。この昭和十六年に鉱業権を許可したわけでございます。当時の鉱業権者は滝口万太郎という人でございまして。その後昭和三十一年に施業案を認可したわけでございます。その後、事業を実施したり休業したりの状態で、詳細はわれわれも必ずしもつかないわけでございますが、昭和四十四年の十二月に至りまして、この鉱業権者の滝口

万太郎から滝口合名会社に鉱業権が移転されたわけでございます。その後操業はしていないわけでございます。操業していないのに通産局長の認可を受けていないということで聴聞会を開きまして、先ほど御指摘のような鉱業権の取り消しを行なおうとしたわけでございます。

ただ、その間におきまして、昭和三十一年に施業案の認可をしたことはいま申し上げたとおりでございますが、施業案の中身といたしましてはいろいろ書くことがございせんけれども、保安に関する部分が施業案の中に書かれていたわけでございます。

当時の東和マンガン鉱山の保安に関する部分につきましては、おまね次のような内容でございまして。まず第一に、捨て石等につきましては坑口付近に堆積いたしました地ならしを行なうこと、そして堆積にあたりましては、自然勾配以下傾斜で行なうことという条件をつけております。また、排水の処理等につきましては、坑内の湧水量というの少量であるということから特に処理施設は設けておりませんが、十分注意をもち行なうようにという条件はつけてまして、昭和三十一年に施業案の認可をしたわけでございます。

以上でございます。

○玉置委員 取り消しはいつだったのですか。取り消しをしようと思つて聴聞会を開こうとしたのはいつでしたか。

○竹村説明員 昨年の十二月二十二日でございます。

○玉置委員 昨年十二月二十二日に聴聞会を開こうとしたのは、昨年の大事故にかんがみてやろうと思つたのだらうけれども、それまでの間は何をしておつたか。

○竹村説明員 災害が発生いたしましたあと、地元和東町長から二次災害の防止対策、具体的な災害復旧等につき要望がございましたので、大阪鉱山保安監督部は、二次災害防止のため鉱業権者に応急工事を指示いたしました。これを行なわせたわけでございます。

応急工事の中身といたしましては、崩壊部分の
整地、整形でございますか、あるいは排水溝を
整備するという旨の応急工事を指示いたしまして
これを行なわれたわけでございます。

○玉置委員 聴聞会を昨年十二月二十二日に開い
たのは、施業案をやつてないということについて
鉅業権を剥奪する意味でやつたのと違ひのす
か。

○竹村説明員 先ほど申し上げましたように、少
なくとも昭和四十四年の十二月に滝口万太郎から
滝口合名会社に鉅業権が移転したわけでございます
が、それ以後は操業してないわけでございます
す。したがうして、操業しない場合には事業の
休止についての通産局長の認可を受けなければ
ならないわけでございますが、この認可を受けずに
操業をしていなかったわけでございますので、そ
れに対する鉅業権の取り消しという措置に出よう
としたわけでございます。

○玉置委員 半年の間に施業案を出さなければい
かぬというように先ほどお話があつたが、事実か
どうか。

○竹村説明員 先ほど局長から申し上げたとおり
でございます。

○玉置委員 とおりというのはい……。

○竹村説明員 六カ月以内に出来なければならな
いということになっております。

○玉置委員 それを出さずに置いておつたのを
黙ってはおいたのは、だれかの責任じゃない
のか。怠慢じゃないのか。

○竹村説明員 六カ月以上にわたつたとして通産局
長の認可を受けずに休止しておつたわけござ
いますので、これは鉅業権者が法律に抵触した
わけでございます。

○玉置委員 大雨が降つて人が死ぬまで黙つて
はつておいた、それを六カ月以上はつておいて
も、監督官としては何も責任はないのか。法律上
はどうなつておる。

前に通産局長の認可を受けなければならぬとい
うことになっておるわけでございます。保安に関
します部分ももちろん施業案の中に書き込むわけ
でございますけれども、いずれにいたしまして
も、六カ月の経過しても認可を受けずになお事業
に着手をしなかつたということに対する責めを問
うておるわけでございます。

○玉置委員 ちょっと意味がわかりにくいのです
が、今後もしばらく待つてくだされば、実はその
鉅業権を取り消そうと思つて聴聞会を開いたとこ
ろが、六カ月の前日に同じ人間だけれども、合名
会社か合資会社の代表者だつたやつを個人の名前
に切りかえたために、そのことができぬようにな
りました、もう六カ月待つてくだされば、こういう
話なんです。だから六カ月の間に施業案を出すこ
とを規定しておるのに、出さないで置いておいて
かまわぬのか、それは本人のあれはもとよりのこ
とだけれども、監督官庁としては何ら責任がない
のかどうか、そのことを聞いておるのです。

○竹村説明員 もう一度ちょっと法律関係を申し
上げますと、まず鉅業権者は鉅業権の設定の登録
があつた日から六カ月以内に事業に着手しなければ
ならないという事業の着手義務がかかつてい
るわけでございます。先ほど申し上げましたよう
に、東和マンガン鉱山は、鉅業権の設定の登録を
受けてから少なくとも六カ月以上にわたつて事業
に着手しなかつたわけでございますので、それに
対する違反の責めを鉅業権の取り消しという形で
問ふとしたわけでございます。

○玉置委員 だからというで大災害が起きてから
あつて気がついてやろうと思つたわけだ。その
間六カ月間事業に着手してない。施業案を出し
てない。それで何らそれに注意もしなければ何
の手も打たなかつた監督官庁の責任はどうなん
だ。それを聞いておるのです。

○竹村説明員 先ほどから申し上げておりますよ
うに、六カ月以内に事業着手の義務がかかつてい
るわけでございます。鉅業権者はやむを得ない事
由によつて、その期間内に事業に着手すること

ができない場合には、期間を定めまして、理由を
つけて通産局長の認可を受けなければならぬ
い、こういうことになっておるわけでございます
し、この規定を厳格に適用いたしております。し
たがうして、最近はこの規定の適用によりまし
て、鉅業権の取り消しの件数というものは次第に
ふえてきておるわけでございます。

○玉置委員 法律というものは、役所が仕事をす
るときによつて立つ根拠でなければいかぬ。一般
民間にそのことをきびしく規制すると同時に、役
所もまたそれだけきびしく書いておるんだつた
ら、それが出ていなければ出ていないような措置
をする義務が私はあると思う。それはどうなつて
おるんだ。

○竹村説明員 六カ月の経過いたしましたして、事業
に着手をしなかつたわけでございますが、その場
合において、特に通産局のほうからそういう認可
を受けろというふうな指示はしなかつたわけござ
います。むしろ六カ月の経過してもなお事業に
着手しなかつたという事実を踏まえて、鉅業
権の取り消しという措置をとらうと考えたわけ
でございます。

○玉置委員 また局長にお伺いします。

六カ月以内に事業に着手しなければならぬとい
うことは、鉅業権をとつておいて、そして一般
の所有者に何らかの制約が課せられるわけであ
りますが、事実上施業をしない者に鉅業権という
ものをいたすに設定することを避ける意味でそう
いうことになっておると思う。したがつて、その
六カ月のところから、これで数年間にわたつて何ら督
促も何もしなかつたというこの事実があると思
うのです。その間に大災害が起つた場合にどこ
に責任があるのか、お答えをいたしたい。

○外山政府委員 先生御指摘のように、鉅業権は
一つの権利でございますから、それを与えること
によつて他の人がそのところに権利を持つことが
排除されるわけでありまして、そういうたてまえ
から見ましても、御指摘のように六カ月以内の着手
義務というのがあるわけでございますから、着手

しないならばしただけの理由について認可を受
けなさい、こういうことになっておるわけござ
います。その点は御指摘のとおりでございます。
数年前に鉅業権の設定を受けながら、その間何
ら法的な手続をとらないでそのままいたしてい
た、これ自体が問題でございますし、そのことを
また気がつかずに放置していたことも問題だと思
います。ただ、その間に災害が起つたということ
になりますれば、もちろん現実の鉅業権者の責任
でございますけれども、しかし現実には災害が起
つたときに十分な法的な運用が行なわれてない
というところもやはり問題だと思ひます。これを機
会に私どもも十分いろいろな点、細部にわたつて
して鉅業権の施行状況といったものをもう一度よ
く点検しなければいけないという感じがいたしま
す、御指摘の点はただ深く遺憾に思ひ次第で
ございます。

○玉置委員 遺憾に思つてもらつたつてどうとも
ならぬのだけれども、その話はもうそこらぐら
いにしておいて、ただそういう問題であるにかかわ
らず、また前の日になつてから鉅業権を移転され
たら、もう六カ月待つてくださればいいというな
ことを言わなければならぬような鉅業法というもの
を当てにしてその人間が住んでいられるかどうか
かというのを言うておるのです。もつと的確な
方法があるのじゃないだろうか。もしもないとす
れば、鉅業権というものが向こうの一方的な移転
によつて、何ら施業する見込みもない者にどん
どん移されていつたら一体どうなるのだ。将来これ
は鉅業法を一体どういふように扱つていつたら
いいのか。

○外山政府委員 御指摘のような問題は、鉅業
権を設定する際に、いわば能力主義と申しま
す、か、そういうものを採用してない、欠格要件
もない、そういうたてまえで、先願主義
で鉅業権が設定されているというところからくる
問題点だと思ひます。ただ、それはそれなりにま
た一つの意味もあるわけでございますし、長い間
鉅業法という古い法律がカバーしていた分野で

ございますし、もっと基礎的な、基本的な考え方に基づいてそういう規制が従来から行なわれていたということもいえるわけでございます。

ただ、新しい時代の流れの中で鉱業法自体もどういうふうな検討をすべきかということ、いま先生が御指摘になったような点も検討すべき点の一つだと思ひます。そのほかにも、いろいろな点で鉱業法を時代に合わせるような改正をしていくべきじゃないか、少なくともその間運用は強化するけれども、同時に法の限界もあるのではないだろうかというふうなことを私どもも頭に入れながら今後の検討課題として取り組んでまいりたいと思ひます。しかし、何ぶんにも非常に基礎的な伝統的な分野であるだけに、そう簡単に直すというふうなことがむずかしい問題でござい

ます。それから、かつては一度鉱業法の改正問題に取り組まして、ちょうど十年前でございましたが、国会にもおはかりした経緯もございまして、そのときの議論も、いまになってもかなり参考になる点が多々ございまして。私どもとしては、これから御指摘のことも頭を置きまして、検討課題として十分取り組んでまいりたい、こう考える次第でござい

ます。○玉置委員 一体鉱業権というものは日本にどのくらいあって、どのくらいの土地を、俗なことばで言えば押えておるのか。

○外山政府委員 件数にいたしまして四十六年度末で三万四千五百六十九件、面積にいたしまして約二〇%ということでございます。

○玉置委員 二〇%というのは国土の二〇%だと思ひますが、そのうち実際稼働、生産をしておるのは三万四千件中どのくらいの件数なのか。

○外山政府委員 稼働しておる鉱区がそのうち二千二百二でございます。おおよその見当で、面積で申しますと二〇%くらいということでございます。

○玉置委員 二千二百二、そのうちでほんとうの意味で稼行なんだから、まず日本の生産に寄与してお

るくらい稼行しておるというのは一体どのくらいあるのですか。

○外山政府委員 これは鉱業権のほうから見ておるわけではございませんで、現実には非鉄金属の生産量から見まして、ほんとうに実質的な生産量となつて稼行している鉱区は非常に少ないだろうと思ひます。

○玉置委員 私は別に三百ともお伺ひしたこともありますが、ともかく三万四千件あるうち三百件くらいしか実際の経営としての稼働をしてない。残りは、ほとんどそれは権利の乱用とかかわれわれには思えない。宅地並み課税の問題で、現にお百姓が生産しておるものまで宅地とみなして追い立てようという今日なんです。所有権という概念が、公共のために資するところのないようなものはというところまで土地の問題、所有権の問題がきておる今日に、ほとんど意味のない、権利だけのあれを膨大に持たしておるのじゃないか。そこに明治の初めに考えられた鉱業権という思想を変えていかなければ現実の問題に合わないじゃないだろうか、こう思ひますが、気の毒だけれども、大臣どう思ひになるか。

○中曾根国務大臣 御指摘のように、いわゆる山師の跳梁すること許しておる鉱業権の残滓が非常に目につくように思ひます。したがって、現代に合うように、そして特に住民保護の目的に合うように、鉱業権というものはこの際再検討するべきであると思ひます。この前何か改正案がございまして、国会の御審議をお願いしたらしいのでございまして、それが流れたそうでございますけれども、私は、いまのような現状を放てきしておくことはよろしくないと思ひまして、これはもう一回改正案を国会へ出すようにひとつ努力してみたいと思ひます。

○玉置委員 簡単にけつこうですから、局長のほうから的確にお答えいただきたいのですが、いまの災害と次に起こり得る災害を未然に防止するために、もう六カ月待つてくださいという方法じゃないに、しかも、

これはもう千軍万馬の古つわものだというところはいやというほどみな骨身にしみておるものなんだから、大阪で苦勞し通してがんばつてくれているわけなんだから、もう少し、いまの現行法規でもいいから、何か的確に住民を保護するような施策はあり得ないのか。なければ降参しましたということをやつてもいい。

○中曾根国務大臣 法的にどうかということをおはよく知りませんが、これはわれわれが社会的良心から見て、行政措置その他あらゆる面でやるだけのことはやらなければいかぬと思ひます。したがって、通産省へ持ち帰つてよく検討を命じて、本人を呼び出すなりあるいはそのほかのいろいろな法的措置、考えられるものを考へてみて、行政と法と両方を組み合わせて、できるだけのことをやつてみたいと思ひます。

○玉置委員 もう一つ、せっかくたてた審議されておるような法案が提案されておるわけでありまして、それよりも直接被害を受けるような物理的な土砂崩壊等々のものに対しては同様な手厚い施策が講じられることをわれわれは非常に期待するわけでありまして、石炭山の場合にはそれはどうなつておるのか。石炭が陥没したところの休止鉱山、廃止鉱山のそれはどうなつておるか。それとの関連から見ても、非鉄金属等々の鉱山の場合には、いまはどうなつておるけれども、どこまでどうやらなければならぬのだというような問題について、細部のところは局長、大筋を大臣からひとつ決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○青木政府委員 まず石炭の場合を御説明いたしますと、いわゆる石炭にはボタ山というものがございまして、ボタ山は鉱山の山でございまして、これがくずれますときには、またこれには人命の被害が生ずるわけでございますが、そういう危険がある場合に、その危険を除去するように何らかの措置をとりますのはやはり鉱業権者の責任でございまして。ただ、石炭は御承知のとおりあ

いう状態でございますので、鉱業権者がないボタ

山というのが九州には相当たくさん存在しております。これの危険防止につきましては、応急措置といたしまして金属鉱山の鉱害防止義務者のいない場合と同様に国が三分の二の補助金を出しまして、県がその応急の防止工事をしておるというのが現状でございます。しかしながら、鉱業権者がいる場合は、あくまで鉱業権者の責任ということになつております。これは金属鉱山でも同じでございまして、金属鉱山の鉱害がくずれるという危険があります場合には、鉱業権者がいる場合には鉱業権者に命じてその安全のための措置をとらせるといふのがたてまえでございます。また、鉱業権者がいない場合、またはおきまして、無資力な場合には国が補助金を出しまして県に工事をさせるわけでございまして、この場合も鉱業権者には行政指導によりまして鉱業権を放棄させておるといふのが現状の扱いでございます。

○中曾根国務大臣 ともかく住民にそういう被害が出まして、それが無責任な企業者の行為によつて起こされておるといふような場合には、これは本来ならば本人に警告して、やらぬという場合には、官庁が代執行でもやつてしまつて、そして勸定書はそつちへ回してやらせる、そういうようなことでも強行してやるべきものであらうと思ひます。しかし、そういうことが現にやれるかどうか、役所に帰つてもう少し研究しなければいけません。ともかく住民を保護するということを優先させまして、いろいろな措置を考えてみたいと思ひます。

○玉置委員 いま局長の答弁から、今度の場合もそうすると国が三分の二、県が三分の一でやり得るのですか。

○青木政府委員 本件の場合には十分これから調査しなければならぬと思ひますけれども、私がただいままで聞いております範囲では、鉱害の部分じゃないで、鉱業のための施設でない部分の山のところは危険だということでございますので、直ちにこの制度に乗るかどうかにつきましては、もう一ぺん検討させていただきたいと思ひます。た

だ、いずれにしましても、補助金制度に乗せる場合には、説得いたしまして事実上鉱業権を放棄させてから運営しているというのが現状でございます。

○玉置委員 いまの説明によると、鉱滓である場合はやはり得るのですね。

○青木政府委員 金属鉱山の場合、従来の運営は、鉱滓から出ます水が危険であるという場合に限っておりますが、ボタ山の例もございまして、鉱滓であるならばある程度解釈を広げて、こういうことを実施するような措置が私は可能だと思ひますが、これはいずれにしましても補助金事項でございますので、大蔵省との協議が必要だと思ひます。

○玉置委員 やられても、残っておるのも鉱滓です。あとでひとつ関係者と相談をされまして、すみやかに手を打っていただきたい。今度の雨季までにはできてしまふことが希望なんだけれども、ここまですくなくったのだからできませんけれども、何らかの意味で大体の目安をつけてあげないか、何らかの気持の毒だ、こう思ふのです。だから、そういうめどをどうしても雨季まではつけなければと思ひます。それでそれが責任だといふようなことは申しませんが、鉱業法を大臣のおっしゃったように早く前向きに考えること、それから、きょうも調べてみたのですが、鉱業法の鉱業権の毎年の金額がちょうど百アル当たりで自動車のスピード違反と同じくらい罰金、同じくらい金額にしかなくておきません。

だからだれでもペーパープランでとっておくわけですか。そういうような意味から、時世に非常に適さないのじゃないか、思い切つて鉱業権の金額を上げることによつて、正しく稼働するもの、もしくはその予備貯蔵に置いておるものだけは、逆に免税をして現行に近いものにするという方法もあるのじゃないか、こう思ふのです。どちらにいたしまして、今後こういうことで一般住民の人命の危険といふことのないようにすること、同時に、いまの問題も大臣の言明に御期待申し上げま

すが、二度と人身事故が同じところで起こらないような措置をすみやかに講じていただくことを期待いたします。質問を終わります。

○中村(重)委員 きょうは大臣も御出席ですから、鉱業政策全般にわたつてお尋ねをいたしたいと存じておりましたけれども、時間もおそくなつてまいりました。したがうして、鉱業政策が直接この鉱害防止二法との関連性もございせんから、いずれあらためて鉱業政策の問題につきましてはお尋ねをいたしたい、かように思つております。

ただ、私もこの鉱害二法を数日間にあたりにして慎重に審議をしてまいりました。鉱害対策が十分にその機能を發揮していくためには、鉱害源の処理と同時に土壌の汚染あるいは健康被害、農作物に対する被害の処理、補償、これらのことが計画的かつまた総合的に実施されていくのでなければ、私は鉱害問題の解決はあり得ないのではないかと、そのように考えます。

先ほど来大臣の所信も伺いましたけれども、最近における公害裁判に対するところの判決あるいはこの鉱害二法の審議を通じて、同僚諸君からいろいろ意見があるとか提言がなされたわけでありまして、したがうして、この際あらためて大臣の鉱害対策に対する考え方というものを明らかにしていただきたいと思います。

○中曾根国務大臣 いま御議論をいただきましたが、私もいろいろ勉強をさせていただきましたが、御議論を通じて非常に感じましたことは、やはり鉱業権といふものの存在自体からこの際再検討する必要がある。明治以来長い間続いた歴史的な法律であります。先ほど申し上げましたように、いわゆる山師の跳梁を許しているような要素もございまして、時代と合わない要素も確かにございまして、やはり鉱山とか鉱業権といふものを国民の社会生活の中においてどういふふうな位置づけるかという検討をすべきときにきているように思ひます。先ほどのマンガン鉱山のお話も承りまして、

そういう感をますます強くしたところでござい

す。一番の要点は、なるほど国の経済成長という面からいいますと鉱山とか鉱業権といふものが見られてきたのでございましてけれども、今日の時点になりましたと、そういう面も忘れるわけではございせんけれども、やはり住民の安全とか、公害とか、そういうものごとと社会性を持つた鉱業権なり鉱山といふものがこども一回再発見されなければならぬのではないかと、そういう気が非常にいたします。そういう面からいろいろ行政的にも反省を加えまして、改善をしていきたいと思います。

○中村(重)委員 大臣のその所信に基づきまして――先ほど同僚委員から長崎県の対馬の対州鉱山の鉱害問題に對しまして実は指摘があったわけでありまして、大臣も初めて伺つたのだといふことでもございまして、私はこの役所の現行法に基づくとこの鉱害処理と申ししましうか、これに對してむしろ憤りすら感じてゐるわけですか。

そこで、私は具体的な問題でございまして、大臣に對する質問は一番最後にいたしたい、それで、政府委員との間に具体的な問題にわたつてお尋ねをいたしたい、そしてまたお答えを聞いてみたいと思ひますので、大臣はひとつお聞きを願ひたい、こう思ひます。

環境庁からお見えでございますが、対馬の厳原町の佐須川、稚根川、それからこれらの流域の対州鉱山からのカドミウムによる環境汚染があった。これは昭和四十年に健康調査を行なつたと思ひますが、四十一年の調査では、重金類による健康障害が存在するというところでもって集団検診等も行なわれたという事実があるわけだと思ひます。その後の経過について何つてみたいと思ひます。

○山本説明員 お答えいたします。

対馬のカドミウムの環境汚染につきましては、現在におきましても毎年一応住民の一斉検診を行ないまして、その結果、最終段階では、中央の鑑

別診断班で判定するということをしておりま

す。このカドミウムの環境汚染につきましては、対策をいたしましては、昭和四十三年に對馬のその地域の健康調査をいたしまして、四十四年にカドミウム汚染暫定対策要領というのを当時厚生省におきまして作成いたしました。この要領に對しては、指定したのが四十四年の三月でございまして、それ以降、毎年地域住民の一斉検診をしておりますが、ごく最近におきましては、昭和四十六年におきまして八百九十六名を対象とした健康調査をいたしまして、最終的には、その年におきまして五名の者がさらに追跡調査をする必要のある人、こういう型に判定されております。

なお、四十七年におきましても、現在、地域住民一千二十九名についての健康調査を実施しておりますが、現在までのところ、いわゆる富山県の神通川流域に見られましたようなイタイイタイ病と判定されるケースはございせんが、何せ慢性病でございまして、その経過を観察するということによつて最終判断をしたい。この暫定対策要領は、地域の住民について毎年毎年フォローアップしながら、健康の状況を観察していく、こういう趣旨で対策を進めておるわけでございまして、

○中村(重)委員 農作物からはカドミウムの汚染量、一PPM以上といふものが検出されたといふ形になつてゐるわけですが、また、健康調査にいたしましては、住民が健康診断を受けることを好まないといつたような傾向等も実はあつたように伺つてゐるわけでありまして、いまのところ、イタイイタイ病といふおそれは全くないといふ考え方の上に立つておられますか。

○山本説明員 このカドミウムの暫定対策要領と申しますのは、神通川流域におきまして起きましたあのイタイイタイ病の経験にこりまして、現在のところ、全国で七カ所の要観察地域というのを設けまして、この地域につきましては、毎年県におきまして一斉住民検診を行ないまして、その結果として、いま申し上げましたように、最終の段

階は、中央における専門家の判断を仰ぐという形でございまして、対馬におきましては、現在までのところ、イタイイタイ病の患者が出ていないという形ではございません。しかし、カドミウムの汚染をこういつていることはあらうと思ひますので、その人たちの中から異常者が出るか出ないか、出ないようというところで観察を続けていく、こういう対策を講じているわけでございします。

○中村(重)委員 それでは、健康上の問題につきましては、あらためてまたお尋ねをすることにいたします。

次に、農用地の土壤汚染対策地域に指定をされた問題についてお尋ねをしてみたいと思ひますが、その後の経過はどうなっているのかということ。

○岡安政府委員 この地域につきましては、昭和四十六年度に細密調査をいたしましたところ、調査点九十四点のうち、一PPM以上のカドミウムを含む土壌が発見された地点が三十一地点ございました。そこで私どもは、県といたしましては、昨年の五月十八日に三〇・三八ヘクタールでございしますかの用地を対策地域に指定をいたしましたわけでございします。その後、県におきましては、この対策地域につきましても、対策計画の樹立ということを検討いたしておるわけでございしますけれども、いろいろ特殊事情がございまして、まだ対策計画につきましても検討中でございます。と申しますのは、県はこの地域につきましても、まず一号地域を中心といたしまして土地改良をやったかどうかというふうな考え方、それから十年間くらい稲作を休耕したらどうか、その後、食用農作物以外の農作物に転換をするというふうな計画、三番目には、対策地域を買い上げて転用をするという三つの計画を中心といたしまして検討いたしておるわけでございますが、土地改良につきましても、客土のための土地が十分得られないというふうな問題もございしますし、それから休耕後の転作につ

きましても、適当な転作物が見出せないという問題もございまして、現在行き詰まっております。そこで、第三の水田の買い上げというものを中心に現在検討をいたしておるというふうに聞いております。

○中村(重)委員 さらに一・七三ヘクタールの農用地については、近く地域指定をするお考え方があります。

○岡安政府委員 先般の指定に追加をいたしました。さらに一・七三ヘクタールを対策地域に指定するという考えのもとに、県は三月の二十七日一日でございしますが、公害対策審議会に諮問をいたしております。まだ答申は得ておらないというふうに聞いております。

○中村(重)委員 お答えがございましたように、長崎県は、昨年十月九日、厳原町に対して、汚染対策として、土地の買い上げ、土地改良、所得補償の三案を示して地元の意向を聴取した。ところが、土地改良に必要な客土の入手がきわめて困難であるということが、本年一月実施した土取り場調査の結果明らかになったという点であります。大臣、聞いておっていただきたという点とは、

現行法というものがいかに住民の権利と生活というものを守らないかということが、もう深刻な問題と申しましうか、きわめて具体的な問題として浮かび上がってくると思ひます。その土地改良、これは大体、一号地は別といたしまして、二号地になりますと、水田でございしますから、米をつくらせるための対策というものを講じなければならぬということが法的に義務づけられていくわけですね。ところが、そうしようとしたとしても、この客土ができない。土取り場の事情というふうなことにございまして、それができない。したがって、一号地、二号地ともこれを買ひ上げなければならぬということになるわけでありします。

さて、今度は、買い上げはだれがやるのかというところになってまいりますと、県はその地元の町にやれ、そして県も必分の助成をしようというこ

とになる。町になってまいりますと、なかなか財政的に豊かではございません、きわめて貧弱でございしますから、ましてや離島、僻地ということになってまいりますと、財政的にはさらに弱体でございしますから、なかなかそうはいかないというふうな事情に立ち至っているということが実態であります。

そこで、先ほど局長は、その状況についてお答えがございましたから、私から申し上げるよりも、具体的にどういう点で行き詰まっているのか、問題を解決する見通しというものがあのかないのか。そのことについて、一応お答えを伺ってまいらう。

○岡安政府委員 私が申しましたのは、三つの案がございまして、土地改良を実施する案、これは非常に困難な問題がありまして、行き詰まっております。

それから休耕いたしましたして、十年後ぐらいに転作をする、これにつきましては、見通しが必ずしも明らかでないということで、これもちょっと問題があります。

第三の買い上げにつきましては、行き詰まっているということよりも、問題は、どれくらい面積につきまして買い上げの対象にするか。それから買い上げ後の土地利用をどうするか。また、買い上げ資金をどういうふうな調達をするかということが現在検討されておるというふうに聞いておるわけでございします。

○中村(重)委員 二号地もだめだということになりますと、本年二月十六日、地元関係者に対して、全面的に買い上げということを県は明らかにしたわけですね。一昨日、また県はさらに地元との折衝をやっておる。ところがあなたのはきは、その具体的な事情を入手していないようでありまして、県が地元に対して、固定資産評価額の何倍とかというふうなことを、一ヘクタール当たり七十万円程度というのを言っているのですね。地元は、そんなばかなことがあるか——とにかく全農家だめなんですからね。一戸だけ、

大体農家として生活することができるところが、全農家九十六戸の中で九十五戸というのは水田が全くだめになってしましますから、これは副業で生活をしなければならぬという形に実はなっているわけですね。そうなるまいりますと、一ヘクタール当たり二百万円程度はもらわなければこれはどうにもできないということになる。片や七十万円程度、一方農民は二百万円程度である、こういうことになるわけですね。そこでなかなか話がつかうような状態ではございません。

これに對しまして、それではどうするかというところになってまいりますと、県としても、全面的に県が財政支出をやつてこれを買ひ上げるといふことにはならない。そして弱小な町村は、これではできる相談ではないということになってまいりますと、もう四年も五年も前の問題が、私もこの問題は当委員会におきまして数年前から何回も質問してまいりましたが、いまごろになって、さあ全面買い上げをいたしましうか、さあまた一号追加指定をいたしましうか、いまごろもたまたまやっておる。米をつくらなければならぬ水田に米をつくらなければならぬと言われた農民はどるのだ。直ちにいま生活が困るというこの実態に對しまして、お役所ごとというふうな状態を、このままじゃんと日を暮らすという形であつてよろしいのかどうか。これに對して県からはこういうことを聞いておりますといたことで、国として事が済むのかどうか。私は、これはたいへんな問題であると思ひます。

先ほど中曾根通産大臣は、いや実は初めて聞いたと言われた。大臣は初めて聞いたのだと思ひます。私はそのことに對して大臣にとにかく言おうとは思ひません。いわゆる厚生省、環境庁と、こういうことで鉱山の関係ですから通産省も関係があるわけですから、県と町村がもたもたして、ただ深刻な状態に迫り込まれているのは農民であるということですね。また、健康上の問題も、先ほど要観察地域としてさらに注意を払つていかなければならない、健康診断についても十分留意をしていか

なければならぬ、そういう実態もある。そして生活のかたであるこの農地の問題ではいま申し上げたとおりであります。ですから、私がただいま申し上げましたことに對しましてどのような対策をもつて臨もうとしていらっしゃるのか、岡安局長の再度の答えをいただきたいと思ひます。

○岡安政府委員 買上げも対策事業ということになるかどうか問題だと思ひますけれども、汚染地域につきましても対策は主として県がこれを行なうということになっております。そこで私も、もちろん県からいろいろ相談があれば、また私も力が加へることがある点があれば、当然協力いたしまして一日も早い解決をしなければならぬ。その間、おっしゃるとおり農民につきましても耕作ができないわけではございませんので、当然その間の補償の問題も起きてまいりますし、また、今後の生活のかたを与えなければならぬという問題もござります。私も一日も早く解決ができれば、関係住民が今後生活が安定していただけるように、これは県を指導してまいりたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 だから、あなたがいまそうお答えになったような態度でもって国は終始しているということですよ。しかし、それでは問題の解決にならないということです。県も全面的にみずから責任を負つて県がこの買上げをやめるのかと言つたら、そうもいかに言ひます。町にやつてもらわなければいけない、応分の応援はいたしなさいという程度でしょう。ところが国に言つたら、国はそれは県がやるのだからといういまのようなお答えが返ってくるわけですよ。どうにもならない。ぐるぐるぐる回っているわけでしょう。国といたしましては、あらゆる場合を予想してそれぞれの法律というものをつくっているわけですよ。その責任というものはやはり国に持つてもらわなければならぬ。法の不備な点はこれを直していくのではありません。行政措置によつてやれるところはやつてもらわなければならぬ。問題はどうかして住民を守るかということ

となんです。住民をどうして救つていくかということに基本を置かずして、ただ現行法がこうなつておりますというところで問題の解決にメスを入れないで、ぐるぐるぐるまわりを回つておつたのでは、基本であるところの住民を守ることにならぬではないか、こういうことなんです。何としても、国がこの解決に乗り出していかねばならぬと思ひます。このことについてのお答えをまたいただきます。

また、今度はその農地を全面的に買上げる話し合いがついたといたしまして、農民は何をするのか、何を生活をするのかという問題が残つてまいります。離農しなければならぬ。それでは離農資金というものは出されるのかということになってまいります。問題でしょう。このことについて話がついて農地の買上げというやうな形になった、あるいは他にこれを転用するというやうな形になったといたしまして、農民は離農しなければならぬということになってまいります。その場合は、農民はどうして生活をするのか、離農に對するところの措置はどうするのかということについての考え方をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○岡安政府委員 汚染地域の対策でございます。基本的にはやはり汚染原因者がその被害をこうむつた関係農民その他の者に對する一切の損失に對する補償等を行なうというのが原則だと思ひます。したがつて、対策事業を行なう場合、またその対策の特別なケースとしまして買上げを行なう場合にも、原因者である企業が土地を買上げる場合もありましようし、それから今回の場合、町が買上げるというやうなケースもあるかもしれません。それぞれのケースに應じて企業は応分の負担を——応分といひますか、原因者としての負担をせざるを得ないし、すべきであるというふうに考えるわけですよ。

また、最後の離農農民に對する対策にいたしましても、それによりまして農民等が受ける損害等

につきましても当然原因者が負担をするということであらうと思ひます。

問題は、そういう負担の原則がありましても、やはり具体的にどういふ生業を与えるかということとがなければならぬ。それにつきましても、やはり県、町というものが農民と相談をいたしまして、今後どういふふうにして生計を立てるかというところをはつきりさせて、それに対する措置を講じていくということになるのではあるまいかと

ありますよと具体的に出てきてくるこの問題についてどうするか、いまやっているやうなことで問題の解決にならないのだから、これをどうするかと私はお尋ねしているわけだから、それに相當する答えが返つてこなければ問題の進展にならない。ただ、あなたと私とやりとりをやつたということだけに終わる。それでは問題の解決にならないのではないですか。どうしたらいいので

○中村(重)委員 私は、いまのように抽象論のお答えで納得いくやうな形の質問はしてないので。具体的な問題として質問している。こういうやうなケースがありましよう、あるいは県がやる場合がありましよう、町がやる場合がありましよう、あるいは企業が買上げるという場合もありましよう。ところが、この山というの、あなたがお調べになつて御承知のとおり、紀元三千三百三十四年天武天皇の時代からの歴史というものが実

○岡安政府委員 先生もそうおっしゃいますけれども、私もそう思ひます。たとえば、これは町が汚染地域を買上げるということでは何ら解決にならないというふうには私は考えております。これは所有権が移転するだけでございまして、汚染地域をどういふふう利用するのかということがはつきりしません。汚染対策にはならないわけですよ。ですから、所有権が移転されたということでは金で農民に入ることです。それから、その農民の生計が維持されるということなら、それ

は孝明天皇のときに現在の佐須山といふものが開かれた。そして採掘を開始されてきたといふやうなことで、このからみといふのは実は土の中に埋まつたものもある。はたして現在出ているところの鉱害が企業にその責任があるのかどうかというところがきつめてあまいだといふことで、全面的に企業の責任を追及できない。そういうところで企業も応分の協力みたいな形になつていく。そこで結局は、この法律に基づいて国は責任を負えませんが、県は、町は、どういふことなんです。先ほど私が申し上げたとおり。そしてぐるぐる回つてくるというこの実態は何として解決しなければならぬ問題なんです。これは住民が蜂起して国に押しかけてきたら、国はそれはいかにせよというところでほうっておくわけ

なり町から計画を開きまして、私どもの意見も

うべきものは言ひまして、やはり相談をいたしまして最善の対策を講ずるということ以外にはないのではなからうかというふうに考えます。

○中村(重)委員 いまのはきわめて具体的な答弁になってまいりましたから一歩前進の答弁である。県や町がやりなさいということであなただけ突っぱねるんだつたら問題は前進にならないのだけれども、十分意見を聞く、相談をして問題の解決に導いていきたい、そういう答弁でございませうから、国も責任を痛感してこの問題の処理に乗り出したという答弁のように私は受け取りましたから——それ以外にない私は思っているのです。あとで大臣からお答えをいただきますけれども、法律を改正するところは改正してもらわなければならぬことですから、もしあなたの答弁によつて私が理解したことが違つておれば、いやそれは違ふのだという訂正していただきますと困るので、それでなければそれで結構です。

大臣、これも聞いておいていただきたいのですが、離農給付金の問題ですね。離農給付金の支給がはたしてできるのかということになってまいりますと、離農給付金は十五万円ないし三十五万円という給付金の制度がある。ところが、離農給付金の支給事業は、農業者年金事業の補完措置としてつくられたものだから、そのねらいは、第三者へ農地等を処分して離農する者に対して一時金として十五万円ないし三十五万円が支給される、こうなつておる。そういうこともって経営移譲を促進するということに離農給付金のねらいが実はある。ところが、本件の場合には汚染農地ですからね。これはもう農地としては使われないわけですから。したがつて、この離農給付金の対象にはならない、こういうことなんです。

さて、農民は、今度土地は幾らで買ひ上げてくれるのかどうかかわかりませんが、それで生活補償ということにはならないのですよ。これはいま申し上げておきます対馬なんというところになつてまいりますと、対馬鉱山でも採用してくれるのかというようになつてまいりますと、七百名

くらいおりました労働者が、鉱山が縮小されました四百名を割るというような形に実はなつてきたわけですから。おそろくまたもつと整理されるであろう、こう思ふのです。ところが、離島僻地ですから、ほかに転業をするということになりましてもなかなか適当な転業というものも考えられない。そこで、生活問題というものはこれまたきわめて深刻な問題であるわけですから。これに対して、この補償についてどうするかといったような問題はこれまたお答えをいただかなければなりませんけれども、これはどうしたらよろしいのでしょうか。

○遠藤(寛)政府委員 先ほど先生お話しになりましたとおり、確かに離農給付金というのは経営改善のために後継者に道を譲る、あるいはほかの人の規模拡大のために道を譲る場合を原則としてもともと考へられたものでございまして、こういった場合に適用するというのは非常に困難であらうと存じます。それからまた、額にしましても非常に少のうございまして、それでどういう問題につきましても生活補償というものは、やはり先ほど水質保全局長のほうでお答えになりましたように、私どもとしては、第一的には加害者側といひますか、原因者側の負担において措置を講ずべきだ、また、現行の法規というところで申しますとおしかりをいただくわけでございますが、そういうふうに考へざるを得ないのではないかとこのうらふに考へております。

○中村(重)委員 あなたのようなお答えが返つてくると、また先ほどの農地の問題と同じようなことを繰り返さなくちゃならぬですね。これはいすれにしても鉱害による犠牲者であることに変わりはないのです。ただしかし、現行法によつて鉱山は存続するけれども、鉱業権者はいるのだから、その鉱業権者に対して全面的にこの補償要求というようなことを、国もできなければ住民もできないというところになつてゐる。それじゃいつてこれは住民が泣き寝入りをするというわけにはまいらない。いま私どもが審議をいたしております

すこの休廃止鉱山の問題にいたしまして、これは鉱業権者というものがいなければ国や町村がかわつて鉱害防止をやる、そして地域住民の健康を守り生活を守っていくという道を開いていくわけなんです。それならばその犠牲者であるところの農民に対して、地域住民に対して、この生活補償の道も当然考へてもらわなければいけないということなんです。この犠牲者を現行法でどうすることもできませんというわけが放置するわけにはまいりません。いまのお答えのように、離農給付金というものはそういう制度になつておりますから、これはどうにも方法がないのです。

と申すが、鉱業権者はただいま私が申し上げておるとおりのことなのだから、あなたの答弁では問題が解決しないのだから、やはり解決をするような住民が生きていくところの道を見出していくのなればならぬ、それは国の責任であることは明らかであります。憲法によつても、あるいは多くの法律に基づきましても、これは当然国がその責任を負わなければならぬことは言うまでもありません。そうしてそれぞれ県に対して、あるいは町村に対して、あるいは企業側に対してはどういうことをやらせるのかというところは、現行法に不備があるならば、原点に返つてやはり国がこれを処理していくというところでなければ問題の解決にはならないのだ、私はこう申し上げるわけです。ですから、この段階ではもう大臣からお答えをいただまして、問題の解決に乗り出していただくべきだと思ひます。

○中曾根国務大臣 いろいろお話を承りまして、いまのような問題については法の盲点あるいは法の不備、あるいは法があまりにも非常に小さ過ぎでございまして、そういう感じがいたします。それで憲法第二十五条でありますから、健康にして文化的な生活を営むことを国はめんどう見なければならぬということでありまして、市町村あるいは県は一応はやらしても、最終的にはやはり国が責任を持たなければならぬというのがこの構造で

あるだろうと私は思ひます。そういう面から見ますと、いまのいろいろな法体系あるいはその他を無視することになるかもしれないが、いまのやり方を相当考へ直してみても法の体系自体を変えなければいかぬところがあるのではないかと、率直に申してそういうことを感じたわけでありませう。

一番端的に言えば、いまのような問題の場合には、企業者はまだ企業もしているようです、重鉛鉱山が何かわか。だからPPPの原則というものがまず第一的に適用さるべきだと思ひます。しかしそれ以上、企業で及ばないところがあります。たとへばいまの転業の問題とか、あるいは土地の使用の問題であるとか、あるいは残土の処理とか、とても企業だけでは及ばない、国あるいは県が協力して、あるいは国や県がかりにやつてやらなければ処理できないという問題も非常にあるように思ひます。そういう問題についての手当てができてないようにも思ひます。したがらして、そういうポイントの問題として持つて歸りまして、ひとつ各省とも研究してみまして、すぐ間に合うかどうかかわかりませんが、少なくともそういう方向からこの問題を改革する、そういうところへ努力していきたいと思ひます。

○中村(重)委員 大臣のお答えは、一般論ではなかつて具体的な私の質問に対してのお答えであつたわけでありまして、大臣のいまのお答えに期待をいたします。ともかく深刻な問題ですから、すみやかにこれは解決されるように、法の不備は直していく。また現行法の中におきましても、いろいろの解決の道はあり得るであらう、かように考へますから、大臣は精力的にこの問題に取り組んでいただくたい。あまりにも期間が長過ぎるということございませう。

最後に、一点、法律案の内容についてお尋ねをいたしまして質問を終わりたいと思ひますが、鉱山保安法第四条二号に「ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理に伴う危害又は鉱害の防止」という規定が実はあるわけであり

ます。ところが、この金属鉱業等鉱害対策特別措置法案を見ますと、使用済み特定施設の防止事業に対する着工義務を明記していないようであり、これをどうするかということですが、届け出とか何とかという場合におきましては、それぞこの法案の五条の中にある。ところが、特定施設の防止事業というより、この着工義務というものがなければ、仏つくて魂入れずということになる。この法律は有効に働かないということになっていくのではないかと、どう私には思われます。その点に対して、どうこれを運営していくとお考えになっていらっしゃいますか。

○青木政府委員 この四条に基づき着工義務でございますが、今回のこの法律を施行するに伴いまして、保安法の四条に基づき保安規則を改正いたしまして、こういふ着工義務に對する鉱害防止工事の着工義務を規定する規則の中に盛り込む予定にいたしておりますので、その規則の運用によりまして着工義務づけられるというふうに解しております。

○中村(重)委員 いまは私どもはつきり理解ができませんでしたから、鉱山保安法に基づいてということですか、あるいは私どもが審議をいたしておりますこの特別措置法案に基づいて、この着工義務があるということですか。この法案の中からは理解しにくいので、もう一度お答え願います。

○青木政府委員 この法案は鉱山保安法と相まって運用することになっておりまして、こういう直接の規制は鉱山保安法に基づく規則の改正によりまして、保安法が直接働くということに相なることになっております。

○中村(重)委員 それでは、鉱山保安法の改正案をお出しにならないといけないのではありませんか。

○青木政府委員 鉱山保安法の際には鉱山保安規則という規則にゆだねられておりますので、現在の規則をどう改正すべきか、原案を作成中でございます。

○中村(重)委員 少なくとも使用を終了した特定施設に對するところの鉱害防止のための立法をなされたわけでしょう。これに基づくところの着工義務づけというより、この単なる規則によってやるというのが適当であるとはお考えになりますか。これは当然立法化する必要があると私は思ふ。それだけの重要な意味を持つておる内容であると私は考えますが、そうは思いませんか。

○青木政府委員 鉱山保安法の第三十条に省令への委任の規定がございます。この省令に鉱業権者が四条の規定によって講ずべき措置及び保安その他がございまして、守るべき事項は、省令で定める。ということになっておりますので、この省令にゆだねられておりますので、この省令の改正を行なう予定でございます。

○中村(重)委員 それは稼働しておるところの鉱害防止、鉱害対策という形で鉱山保安法というものは働く。ところが、いま私どもが審議をいたしておりますのは、休廃止鉱山というものが中心になっておる。私が申し上げておりますのは、この休廃止鉱山の特定施設、使用済み済みのもの、これに對してどうするか、いつどういう方法で着工するかといういわゆる着工義務というものは、当然この特別措置法の中に盛り込んでしかるべきであつた、そのように考えます。稼働中の山というよりも、この法律というものは休廃止鉱山を対象にして考えた立法であるといふ感じがいたします。使用済み済みの特定施設のものについていっているのだから、そのみをこの鉱山保安法に求めるということは私は適当じゃないのじゃないかという感じがいたします。納得がいけばよろしいのです。あなたのほうも、どうも立法しようと思つておつたのだけれども、落とした、しかしこれによって補完できるのだという、もう少し納得のいく答弁でなければつじつまが合わない。

○青木政府委員 鉱山保安法は鉱業権者に対する義務を規定しておるものでございまして、鉱業権者

者に対して蓄積鉱害と現在稼働中の事業に對する規制であらうと、いずれも規制ができることになっております。この法律では、そういう規制の義務ではなくて、こういふ蓄積鉱害に對して計画的に実施させるための必要な措置を講じておるわけでございます。したがって、規制そのものは保安法でやるというのがこの法律構成になっておりますので、そういう関係になるわけでございます。

○中村(重)委員 あなたのような答弁ならば、この特別措置法の中に盛り込んでおるものは鉱山保安法の規則によってやつてもよろしいものもある。しかし、この鉱山保安法あるいは鉱業法というものは、現に稼働中の山というものを中心にして働いておる。それでは不十分であるからというので、休廃止鉱山に對する立法措置を講じろという要求によってこの法律案が出てきたわけですね。そうして特定施設というものをここにあげて、これに對しては届け出の義務であるとか、いろいろなものが講じられてくるわけですね。したがって、それならば、鉱害防止に着工する着工義務というものは、私は、鉱山保安法の規則に待つてはなくて、立法措置として当然講じられるべきであつた、こう言うのです。

○青木政府委員 この法律では、蓄積鉱害を計画的に処理するための必要な規定を置いておるわけでございます。この中で通産大臣がその基本方針をきめ、それから鉱業権者はそれに基づいて使用済み特定施設の鉱害防止事業計画の届け出をするというより一連の規定を置いておるわけでございます。それで、これに關しまして実際に規制をするというよりは、従来の鉱山保安法の体系の中で規則を改正いたしまして、蓄積鉱害に對して使用済み特定施設を着工すること及びこの法案に従つて鉱業権者が出します事業計画に従つてこれを処理しなければならぬという旨の規制規定を新たに規則でもって補足しまして規定するということにいたしておるわけでございます。

○中村(重)委員 私は、この鉱山保安法の、いまあなたが答えになりましたような規則を引用しても、これはできないとは言いません。できると思ふ。しかしながら、せっかくこれを立法するならば、着工義務というものは本法の中に入れるべきであつたというのが私の指摘なんです。

それで、これは鉱業権者がいるもの、あるいは鉱業権者がいないもの、これを地方自治体に義務づけるもの等いろいろあるわけですね。それらのことを考えてまいりますと、いまあなたが答えになりましたように鉱山保安法に求めるのではなくて、むしろ本法に明らかにすることのほうがより明確になったのではないかと、こう申し上げていくわけですね。ですから私どもは、この鉱山保安法によることがきわめて不当であるということであるならば、これは賛成するわけにはまいりませんが、賛成をしたいという考え方で私どもは賛成をしております。十分ではないけれども、いまあなたが答えになりましたような鉱山保安法の規定に基づいてやることもできるわけだが、しかしきわめて不十分であるから、せっかくこれらの立法措置を講ずるならば、もっと完全な立法措置を講じられる必要があつたのではないかと、きわめて不十分であるということを指摘するにとどめて、私の質疑を終わりたいと思ひます。

○浦野委員長 以上で、両案に對する質疑は終了いたしました。

○浦野委員長 これより討論に入るのでありますが、両案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、金属鉱物採掘促進事業団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○浦野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、金属鉱業等鉱害対策特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浦野委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○浦野委員長 ただいま議決いたしました西法律案に対し、それぞれ田中六助君外四名から、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党五党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。板川正吾君。

○板川委員 ただいま議題となりました附帯決議案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、その案文を朗読いたします。

政府は、本法施行にあたり、重大な危機に直面している金属鉱業の実情にかんがみ、長期的資源政策の視野に立つ鉱業政策の確立を図るとともに、当面、次の諸点についてすみやかに適切な措置を講ずべきである。

一、国内鉱山の維持・発展を図るため、探鉱助成の抜本的拡充強化、価格安定機構の確立及び税制・関税制度の改善を図ること。

二、鉱山における労働力の確保を図るため、鉱山労働者年金制度の創設及び中小鉱山の退職金共済制度の確立を図るとともに、鉱山労働者の労働条件の改善について十分指導すること。なお、離職者対策について、万全を期すこと。

次に、金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議案について、その案文を朗読いたします。

政府は、本法施行にあたり、金属鉱業等による鉱害問題の重要性と緊急性にかんがみ、鉱害源対策と健康被害、土壌汚染等に対する対策とを総合的かつ計画的に促進するとともに、次の諸点についてすみやかに適切な措置を講ずべきである。

一、蓄積鉱害源を早急かつ確実に処理するため、休廃止鉱山の鉱害調査を一層促進するとともに、鉱害防止に関する指導監督を強化すること。

二、蓄積鉱害の特殊な歴史性と経緯にかんがみ、鉱害防止義務者に対する融資制度の拡充を図り、特に中小鉱山については特別の配慮を加えるとともに、鉱害防止義務者不存在の場合の鉱害防止事業について、事業規模の拡大による早期処理及び都道府県の負担の軽減を図ること。

三、将来の鉱害防止事業を確実に実施させるため、的確かつ厳格な指導監督を行なうとともに、鉱害防止積立金制度の適切な運用を図り、鉱害防止積立金の税法上の優遇措置を検討すること。

四、分離鉱山等の特定施設に係る鉱害防止については、汚染者費用負担の原則の精神にもとづき、鉱害防止事業が円滑かつ確実に実施されるよう適切な行政指導を行なうとともに、関係法制の再検討を行なうこと。

以上であります。

而附帯決議案の趣旨は、法律案審議の過程において種々論議され、すでに御承知と思っております。その詳細な説明は省略させていただきます。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○浦野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

まず、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正

する法律案に対する附帯決議を付すべしとの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浦野委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

次に、金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議を付すべしとの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○浦野委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、而附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。中曽根通商産業大臣。

○中曽根国務大臣 而附帯決議案に対しましては、御趣旨を尊重して万遺憾なきを期する所存でございます。どうもありがとうございます。

○浦野委員長 おはかりいたします。

而案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○浦野委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○浦野委員長 次回は、明後三十日午前十時理事會、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時三十八分散会